

平成23年 9 月

指宿市議会会議録

第 3 回定例会

指宿市議会会議録目次

平成23年第3回市議会定例会

会期日程	1
------	---

8月30日

議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第47号～議案第69号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第47号（質疑，委員会付託省略，表決）	21
議案第48号～議案第56号（質疑，決算特別委員会付託）	22
議案第57号～議案第69号（質疑，委員会付託）	23
新たに受理した陳情4件上程（委員会付託）	23
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	23
請願の取下げについて（請願第1号）	23
散 会	24

9月16日

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定による出席者	25
職務のため出席した事務局職員	26
開 議	27
会議録署名議員の指名	27

一般質問	27
森 時 徳 議員	27
1. 振興計画について	
2. 職員採用について	
3. 教育行政について	
4. 雨水対策について	
前 原 六 則 議員	40
1. 東日本震災の教訓について	
2. 安心な市民生活環境づくりについて	
西 森 三 義 議員	51
1. 農業振興について	
2. 今後の観光客誘客対策について	
高 田 チヨ子 議員	63
1. 安心・安全な生活のために	
井 元 伸 明 議員	70
1. 資源再生エネルギーについて	
2. 観光振興策について	
3. 個人所有の開発における防災について	
延 会	82

9月20日

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定による出席者	83
職務のため出席した事務局職員	84
開 議	85
会議録署名議員の指名	85
一般質問	85
新宮領 進 議員	85
1. 財政健全化について	
2. 危機管理について	
前之園 正 和 議員	99

1. メディポリス指宿への対応策について	
2. 防災に関して	
浜 田 藤 幸 議員	114
1. 国民宿舎「かいもん荘」跡地の有効利用について	
高 橋 三 樹 議員	124
1. 太陽光発電について	
2. 篤姫の銅像について	
田 中 健 一 議員	129
1. 道路・橋梁などの耐震化について	
2. 唐船峡そうめん流し事業について	
散 会	139

9月27日

議事日程	140
本日の会議に付した事件	141
出席議員	141
欠席議員	141
地方自治法第121条の規定による出席者	141
職務のため出席した事務局職員	141
開 議	142
会議録署名議員の指名	142
議案第57号及び議案第58号（委員長報告，質疑，討論，表決）	142
議案第59号～議案第61号（委員長報告，質疑，討論，表決）	143
議案第62号（委員長報告，質疑，討論，表決）	147
議案第63号（委員長報告）	148
議案第63号（修正案説明）	164
議案第63号（質疑，討論，表決）	165
議案第69号（委員長報告，質疑，討論，表決）	170
議案第64号及び議案第65号（委員長報告，質疑，討論，表決）	171
議案第66号～議案第68号（委員長報告，質疑，討論，表決）	172
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	174
閉会中の継続審査について	174
報告第3号及び報告第4号一括上程	175
提案理由説明	175

報告第3号及び報告第4号（質疑）	177
議案第70号及び議案第71号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	177
意見書案第5号上程	177
意見書案第5号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	178
閉議及び閉会	178

平成23年第 3 回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 29日間（8月30日～9月27日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月30日	火	本会議	・会期の決定 ・議案第47号～議案第69号一括上程（議案説明） ・議案第47号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第48号～議案第56号（質疑，決算特別委員会付託） ・議案第57号～議案第69号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果 ・請願の取下げについて（請願第1号）
31日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
9月1日	木	〃	
2日	金	〃	総務水道委員会（10時開会）
3日	土	〃	
4日	日	〃	
5日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
6日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
7日	水	〃	
8日	木	〃	
9日	金	〃	
10日	土	〃	
11日	日	〃	
12日	月	〃	

13日	火	休 会	
14日	水	〃	
15日	木	〃	
16日	金	本会議	・ 一般質問
17日	土	休 会	
18日	日	〃	
19日	月	〃	
20日	火	本会議	・ 一般質問
21日	水	休 会	
22日	木	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
23日	金	〃	
24日	土	〃	
25日	日	〃	
26日	月	〃	
27日	火	本会議	・ 議案第57号～議案第69号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 閉会中の継続審査について ・ 報告第3号及び報告第4号一括上程（説明） ・ 報告第3号及び報告第4号（質疑） ・ 議案第70号及び議案第71号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 意見書案第5号上程 ・ 意見書案第5号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

第3回指宿市市議会定例会会議録

平成23年8月30日午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第48号 平成22年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第49号 平成22年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第50号 平成22年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第51号 平成22年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第52号 平成22年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第53号 平成22年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第54号 平成22年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について
- 日程第13 議案第57号 指宿市過疎地域自立推進計画の一部変更について
- 日程第14 議案第58号 指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第59号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第60号 指宿市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第61号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第62号 市道の認定について
- 日程第19 議案第63号 平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第64号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第21 議案第65号 平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第22 議案第66号 平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第23 議案第67号 平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第24 議案第68号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第25 議案第69号 平成23年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 日程第26 新たに受理した陳情の上程（陳情第4号～第7号）
  - 日程第27 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果
  - 日程第28 請願の取下げについて（請願第1号）
- 

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

#### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 井 元 伸 明 | 2 番議員 | 西 森 三 義 |
| 3 番議員 | 浜 田 藤 幸 | 4 番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 5 番議員 | 田 中 健 一 | 6 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 7 番議員 | 高 田 チヨ子 | 8 番議員 | 新宮領 進   |
| 9 番議員 | 下川床 泉   | 10番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 11番議員 | 前之園 正 和 | 12番議員 | 物 袋 昭 弘 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 15番議員 | 新川床 金 春 | 16番議員 | 六反園 弘   |
| 17番議員 | 前 田 猛   | 18番議員 | 大 保 三 郎 |
| 19番議員 | 下柳田 賢 次 | 21番議員 | 森 時 徳   |
| 22番議員 | 松 下 喜久雄 |       |         |

---

#### 1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |             |           |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長       | 富 永 信 一   |
| 教 育 長     | 池 田 昭 夫 | 総 務 部 長     | 渡 瀬 貴 久   |
| 市民生活部長    | 中 間 竜 郎 | 健康福祉部長      | 迫 田 福 幸   |
| 産業振興部長    | 吉 井 敏 和 | 建 設 部 長     | 三 窪 義 孝   |
| 教 育 部 長   | 吹 留 賢 良 | 山 川 支 所 長   | 森 健 一     |
| 開 聞 支 所 長 | 井 上 修 一 | 総 務 部 参 与   | 久 保 憲 一 郎 |
| 産業振興部参与   | 浜 田 淳   | 総 務 課 長     | 邊 見 重 英   |
| 市 長 公 室 長 | 下 吉 龍 一 | 環 境 政 策 課 長 | 廣 森 敏 幸   |
| 商工水産課長    | 高 野 重 夫 | 土 木 課 長     | 池 増 広 行   |
| 水 道 課 長   | 松 元 修   |             |           |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 新 村 光 司 | 次長兼議事係長   | 福 山 一 幸 |
| 調査管理係長  | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |

#### 開会及び開議

午前 10 時 43 分 開議

- 議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成23年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

- 議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、物袋昭弘議員及び前原六則議員を指名いたします。

#### 会期の決定

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期定例会の会期は、本日より9月27日までの29日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。  
よって、今期定例会の会期は、本日より9月27日までの29日間と決定いたしました。

#### 議案第47号～議案第69号一括上程

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第47号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、日程第25、議案第69号、平成23年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、までの23議案を一括議題といたします。  
件名の朗読を省略いたします。  
提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

- 市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第3回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、人事に関する案件1件、決算に関する案件9件、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更に関する案件1件、条例に関する案件4件、市道の認定に関する案件1件、補正予算に関する案件7件の計23件であります。  
まず、議案第47号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。  
本案は、指宿地区の現委員であります福崎恭子氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでござ

います。同氏には、平成21年1月1日から指宿地域の人権擁護委員として多大なご尽力を頂いているところであり、当該委員として適任者であると思っております。何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第48号、平成22年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第55号、平成22年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの8議案であります。

この8議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類等をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第56号、平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分案につきましては、平成22年度末処分利益剰余金9,635万4,803円のうち、地方公営企業法第32条第1項の規定により、4,900万円を減債積立金へ、4,700万円を建設改良積立金へ積み立てるため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第57号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の事業内容に変更が生じたので、同計画を変更しようとするものであります。

次は、議案第58号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、小雁渡浄水場の浄水方法の変更に伴い、本市が実施している水道事業について、給水人口及び1日最大給水量の変更を鹿児島県知事に届け出たため、その内容にあわせて、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第59号、指宿市税条例等の一部改正について、及び議案第60号、指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

両案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第61号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項を整備及び埋立て廃棄物の手数料負担の公平性の観点から、車種別の手数料を導入するため、

この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第62号、市道の認定について、であります。

本案は、池田管山線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第63号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ5億8,013万2千円を追加し、予算の総額を211億4,742万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第64号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ5,992万4千円を追加し、予算の総額を76億52万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第65号、平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ9,116万円を追加し、予算の総額を39億7,831万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第66号、平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ93万5千円を減額し、予算の総額を4,039万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第67号、平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第68号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ210万円を追加し、予算の総額を9億6,063万円にしようとするものであります。

次は、議案第69号、平成23年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案の主な内容は、収益的支出から3,639万3千円を減額し、収益的支出額を6億5,484万8千円に、職員給与費から3,564万1千円を減額し、職員給与費額を1億4,512万9千円にしようとするものであります。

なお、議案第56号から議案第69号までの14議案の詳細につきましては、関係各部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 総務部参与（久保憲一郎） それでは、命によりまして、議案第57号について、追加してご説明を申し上げます。

提出議案の11ページをお開きください。

議案第57号，指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について，であります。

本案は，指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため，過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき，議会の議決を求めるものであります。

内容については，山川町漁業協同組合の冷蔵庫施設の整備事業が国の補助事業として採択されたことによる事業区分及び事業名の変更並びに安心こども基金総合対策事業費補助金（保育所緊急整備事業）を新規事業として過疎地域自立促進計画に掲載しようとするものでございます。過疎計画の変更については，県と協議を行い，そのたびごとに議会の議決を経て，国（総務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）へ提出することとなっております。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 総務部長（渡瀬貴久） それでは、命によりまして、議案第63号について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の29ページをお開きください。

議案第63号，平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について，であります。

別冊の平成23年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ5億8,013万2千円を追加して，歳入・歳出予算の総額を211億4,742万5千円にしようとするものであります。

第2条で，債務負担行為の補正を計上しておりますが，これは5ページの第2表，債務負担行為補正でお示しのとおり，対象事業の追加を計上するものであります。

また，第3条で，地方債の補正を計上しておりますが，これは5ページの第3表，地方債補正でお示しのとおり，起債対象事業及び起債額の追加と変更を計上するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から主なものについてご説明させていただきますが，今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては，職員の退職や4月1日に行いました人事異動による予算の整理，及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。なお，各目の人件費につきましては，29ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

それでは，13ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目6財産管理費，節25積立金2億9,760万2千円の補正につきましては，一般会計決算剰余金の一部を基金に積み立てるもので，今後の公債費償還の財源として減債基金積立金に1億9,760万2千円を，公共施設の老朽化などに伴う今後の施設整備の

財源として、公共施設整備基金積立金に1億円を積立金として計上するものであります。

14ページをお開きください。

目12諸費、節23償還金・利子及び割引料790万円の補正につきましては、景気低迷による法人市民税の還付金と、固定資産税の現況調査等に伴う還付金を計上するものであります。

次のページの、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料から節11需用費までの合計41万1千円の補正につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した、医療費助成申請書点検事務に係る経費を計上するものであります。

目3老人福祉費、節11需用費180万円の補正につきましては、地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、独居高齢者等が急病等になったとき、駆け付けた救急隊員などが救命活動を迅速に行うために必要なかかりつけ医や持病、緊急連絡先などの情報がすぐ入手できるよう救急医療情報キットを配布するための事業費を計上するものであります。

16ページをお開きください。

同じく節13委託料50万円の補正につきましては、救急医療情報キットを配布した世帯の情報を、高齢者福祉台帳システムに取り入れるため、システム改修費を計上するものであります。

目7老人保健総務費、節23償還金・利子及び割引料255万6千円の補正につきましては、平成22年度の老人保健給付費の実績に伴い、概算払となっていた療養費の精算返納金を計上するものであります。

次のページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料から節18備品購入費までの合計2,872万2千円の補正につきましては、地域子育て創生事業として、市内施設等への妊産婦等優先駐車場の案内表示の設置や、授乳室及びベビーシートの設置、交通安全教室等で使用する備品整備などの6事業に係る事業費2,464万2千円と、児童虐待防止対策事業費補助金の県内示に伴う、児童虐待防止啓発のためのグッズ購入費、家庭児童相談員の事務体制強化のための備品購入費等の合計408万円を計上するものであります。

目4児童福祉施設費、節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料と節7賃金の合計98万9千円の補正につきましては、開聞児童館において月額臨時職員が異動したことに伴い、臨時職員の雇用が必要となったことから計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金9,881万9千円の補正につきましては、川尻保育園の施設整備について、安心こども基金総合対策事業費補助金の県内示があったことから、保育所緊急整備事業として、県補助金6,793万8千円と市補助金3,088万1千円との合計額を計上するものであります。

18ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境衛生費、節4共済費から節11需用費までの合計772万1

千円の補正につきましては、事業所用ごみ袋新設による指定ごみ袋の変更及び価格改定に伴う移行のための事業費を計上するもので、交換作業に係る賃金など115万4千円、新指定ごみ袋新規作成費用595万8千円と、指定ごみ袋変更を周知するための広報用ポスター等の作成費用60万9千円を計上するものであります。

項2清掃費、目1清掃総務費、節1報酬と次のページの節4共済費の説明欄の報酬に係る社会保険料から節18備品購入費までの合計906万1千円の補正につきましては、指定ごみ袋の変更及び価格改定に伴う、ごみステーションの監視強化のため、重点分野雇用創出事業を活用した、ふるさと美化推進対策事業費308万5千円と、資源ごみ売払い収入等を活用したごみステーション監視強化事業費357万6千円、各地区の資源ごみ売払いに伴う地区還元金を増額するため報償費240万円を計上するものであります。

目2塵芥処理費、節4共済費と、節7賃金の合計534万6千円につきましては、再任用職員の中途退職に伴う代替作業員の賃金を計上するものであります。同じく節11需用費882万8千円の補正につきましては、清掃センター焼却施設を制御する無停電電源装置のバッテリー交換等の老朽化した機器の補修費を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、次のページを開けていただき、目2農業総務費、節1報酬9万4千円の補正につきましては、農業振興地域整備計画策定作業が順調に進んだことから、農業振興地域整備促進協議会を本年度中に開催するため計上するものであります。

目6農地費、節11需用費83万7千円の補正につきましては、落雷により被災した2施設の機器等の修繕料を計上するものであります。同じく節25積立金156万6千円の補正につきましては、平成22年度基幹水利施設管理事業費の決算に伴う剰余金と基金利子を、団体営土地改良事業南部地区管理基金へ積み立てるものであります。

項2林業費、次のページの目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金80万円の補正につきましては、新西方字山角前の県営県単治山事業に係る事業負担金を計上するものであります。

項3水産業費、目2水産業振興費、節15工事請負費299万3千円の補正につきましては、脇浦漁港の岸壁や天端のコンクリート部分の剥離や欠損が広がっていることから、早急に剥離欠損部分を補修するための工事請負費を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、節9旅費と節18備品購入費の合計77万5千円の補正につきましては、地方消費者行政活性化交付金の追加内示があったことから、消費生活相談員のスキルアップのための研修費と相談事務に必要な備品購入費を計上するものであります。

22ページをお開きください。

目3観光費、節7賃金から節13委託料までの合計1,004万4千円の補正につきましては、県から開聞岳登山道管理作業に係る委託料の増額内示があったことから、作業員の賃金として20万9千円、本年12月6日に豪華客船にっぽん丸が指宿港へ寄港することから、その歓迎セレモ

二一費用として40万円、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した、指宿エコ観光モデル事業費として919万5千円、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う、更なる観光客誘客のため、菜の花キャンペーンの委託料の増額24万円を計上するものであります。同じく節15工事請負費500万円の補正につきましては、県地域振興推進事業を活用した観光看板などの設置事業費を計上するものであります。

目4温泉施設費231万円の補正につきましては、温泉入浴事業に係る助成回数の制度見直しに伴い、ヘルシーランドの入浴者数が大幅減となったことから、指定管理料の増額変更を行うため委託料を計上するものであります。

24ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費と節11需用費の合計20万円の補正につきましては、地域火災予防活動推進事業費補助金の内示があったことから、住宅用火災報知機設置済ステッカー作成費用等と消防分団への謝金を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金1,283万5千円の補正につきましては、東日本大震災により多数の団員が消防団活動中に被災し、多額の公務災害補償金が必要となり、消防団員等公務災害補償責任共済掛金率が平成23年度に限って引き上げられたことから、不足することとなった負担金を計上するものであります。

目3消防施設費防火水槽の新設については、消防防災施設整備費補助金を財源としていましたが、国から未交付の通知があったことから、過疎債へ財源を組み替えるものであります。

目5災害対策費、節9旅費155万2千円の補正につきましては、東日本大震災に伴う復旧支援として、石巻市へ技術職員を派遣するための旅費を計上するものであります。同じく節11需用費と節13委託料の合計902万7千円の補正につきましては、指宿市地域防災計画に基づく防災ハザードマップの作成費用を計上するものであります。

款9教育費、次のページの項2小学校費、目1学校管理費、節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料と節7賃金の合計261万5千円の減額補正につきましては、臨時学校主事が中学校に異動したことに伴い減額するものであります。同じく節13委託料と節15工事請負費の合計1,000万円の補正につきましては、川尻小学校と今和泉小学校のプールで漏水が発生しており、来年度のプール授業に間に合わせる必要があることから、今回工事請負費等を計上するものであります。

項3中学校費、目1学校管理費、次のページを開けていただき、節4共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料と節7賃金の合計261万5千円の補正につきましては、臨時学校主事が小学校から異動してきたことに伴う増額であります。

目3学校教育振興費、節8報償費と節9旅費の合計24万6千円の補正につきましては、県委託金事業のスクールカウンセラー配置事業費の県内示に伴い、報償費等を増額計上するものであります。

項6社会教育費、次のページの目7社会教育施設費、節11需用費と節18備品購入費の合計15万8千円の補正につきましては、市民会館の老朽化した音響・照明機器の修繕及び更新費用を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金949万7千円の補正につきましては、指宿まるごと博物館構想実行委員会が文化庁へ申請していた文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業の内示があったことから補助金を計上するものであります。

28ページをお開きください。

款10災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節13委託料と節15工事請負費の合計1,200万円の補正につきましては、梅雨時に市道6か所、里道1か所の単独災害が発生し、現計予算で対応できなかった箇所の現年単独災害復旧費を計上するものであります。

目2現年補助災害復旧費、節9旅費から節15工事請負費までの合計300万円の補正につきましては、梅雨時に河川1か所の路肩が欠落したため、現年補助災害復旧費を計上するものであります。

款11公債費、項1公債費、目1元金5,763万6千円の補正につきましては、平成22年度起債借入分の一部について償還利子を縮減するために、元金の据置期間がない借入を行ったため、本年度から元金償還が発生することから計上するものであります。同じく目2利子、節23償還金・利子及び割引料100万5千円の減額補正につきましては、平成22年度起債借入分の一部について償還利子を縮減するために、元金の据置期間がない借入を行ったため、縮減される利子分を減額するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款13使用料及び手数料5千円の補正につきましては、山川・開闢ごみ処理場の搬入手数料を新たに設定することから、処理手数料を計上するものであります。

款14国庫支出金330万2千円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る負担金の増と補助金の減を計上するものであります。

款15県支出金1億2,556万6千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金と委託金を計上するものであります。

款16財産収入1万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する利子及び配当金を計上するものであります。

12ページをお開きください。

款18繰入金8,035万円の減額補正につきましては、介護保険特別会計からの繰入金901万5千円と、前回補正までの財源調整として繰り入れていた財政調整基金を、臨時財政対策債へ振り替えることから、全額繰り戻すものであります。

款19繰越金2億9,760万2千円の補正につきましては、平成22年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴い、純繰越金を増額計上するものであります。

款20諸収入4,510万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る販売等収入とその他雑入を計上するものであります。

款21市債1億9,550万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり市債の追加と変更を行うものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 市民生活部長（中間竜郎） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第59号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

16ページをお開きください。

本案の主な改正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条におきましては、納税管理人、市民税、退職所得、固定資産税、軽自動車税に係る不申告に関する過料が3万円以下から10万円以下に見直され、新たに、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税の不申告に関しても10万円以下の過料が創設されております。また、寄附行為の促進を目的に、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げることにし、平成24年度分以後の個人住民税について適用する内容になっております。加えて、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数の上限を2,000頭から1,500頭に縮小した上で、適用期限を平成27年度まで延長する内容になっております。

次に、20ページをお開きください。

第2条におきましては、一般投資家等の株式市場への参入を促進し、経済活動を活性化するため、株式の配当や譲渡に関する税率等の優遇措置として、上場株式の配当や譲渡等に係る市民税の軽減税率特例期間が2年延長され、平成25年12月31日までとなっております。

第3条におきましては、上場株式の配当や譲渡等の税率軽減措置廃止後に、その代替措置として創設することになっていた非課税口座内の上場株式等に係る所得計算の特例が、今回の改正で税率軽減措置が2年間延長されることに伴って、その分、先送りされる内容となっております。

次は、提出議案の22ページをお開きください。

議案第60号、指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

本案も、指宿市税条例等の一部改正と同様、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し

て税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

23ページをお開きください。

本案の主な改正内容についてご説明申し上げます。

離島航路整備法に規定する、離島航路事業者が専ら行う離島航路事業の用に供するものに課する固定資産税の課税標準額を3分の1に緩和する特例措置が、地方税法第349条の3第7項に新規追加されたことに伴い、この条例における地方税法の引用条項等の整備をするものであります。

次は、提出議案の24ページをお開きください。

議案第61号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理をするとともに、山川・開聞ごみ処理場の処理手数料を新たに設けようとするものであります。

具体的には、指宿地域の市民が家庭から出されるガレキ類等を処分する場合は、指宿市清掃センターへ搬入し処理手数料を徴収しておりますが、山川・開聞地域の場合は、それぞれ山川ごみ処理場又は開聞ごみ処理場へ搬入し、処理手数料につきましてはトラックスケールが設置されていないことによって、合併時から現在まで無料としてきたものを、今回、受益者負担の適正化の観点から、指宿市清掃センターでの処理手数料規定を参考にして、乗用車及び軽トラック等については500円、最大積載量351kgから1tまでは1千円、最大積載量が1tを超える車種については1千円に1t増すごとに1千円を加算した額を手数料として徴収しようとするものであります。

なお、改正条例の施行日は平成24年2月1日を予定しております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 健康福祉部長（迫田福幸） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の30ページをお開きください。

議案第64号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成23年度補正予算書の33ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ5,992万4千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を76億52万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、42ページをお開きください。

款11諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目3一般被保険者償還金12万円の補正につきましては，平成22年度国民健康保険出産育児一時金補助金の精算に伴う国への返納金であります。

目4退職被保険者等償還金7,652万2千円の補正につきましては，平成22年度退職者医療交付金の精算に伴う，社会保険診療報酬支払基金への返納金であります。

款13前年度繰上充用金，項1前年度繰上充用金，目1前年度繰上充用金1,671万8千円の減額補正は，平成23年5月9日の専決処分以降，5月31日までに平成22年度分の国民健康保険税の収入があったことに伴う，前年度繰上充用金の不用額を減額するものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，41ページをお開きください。

款6前期高齢者交付金，項1前期高齢者交付金，目1前期高齢者交付金5,992万4千円の補正につきましては，前期高齢者交付金の見込み増に伴い，増額計上するものであります。

次は，提出議案の31ページをお開きください。

議案第65号，平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の平成23年度補正予算書の43ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ9,116万円を追加して，歳入・歳出予算の総額を39億7,831万3千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，52ページをお開きください。

款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金及び還付加算金8,214万5千円の補正につきましては，平成22年度介護給付費等の確定に伴う国，県，社会保険診療報酬支払基金への返納金であります。

内訳につきましては，説明欄にお示ししてございますが，国庫支出金精算返納金が6,247万8千円，県支出金精算返納金が1,760万8千円，その他返納金が205万9千円となっております。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金901万5千円の補正につきましては，平成22年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への返納金であります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，51ページをお開きください。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金，目1介護給付費交付金768万円の補正につきましては，平成22年度介護給付費の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金の計上であります。

款7繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金1,910万2千円の補正につきましては，今回の補正財源の調整として計上するものであります。

款8繰越金，項1繰越金，目1繰越金6,437万8千円につきましては，平成22年度の決算剰余

金であります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 産業振興部長（吉井敏和） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の32ページをお開きください。

議案第66号、平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成23年度補正予算書の53ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ93万5千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を4,039万1千円にしようとするものであります。

説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、62ページをお開きください。

給料等の人件費の減額補正につきましては、4月1日の人事異動に伴う減であります。整理後の人件費につきましては、63ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節25積立金233万1千円の補正につきましては、人件費の減に伴い、財政調整基金へ積み立てるものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、61ページをお開きください。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金93万5千円の減額補正につきましては、人件費の減に伴い、財源調整としまして財政調整基金からの繰入れを減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の27ページをお開きください。

議案第62号、市道の認定について、であります。

本案は、1路線の市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新たに市道認定しようとする池田管山線は、指宿市池田地内の県道指宿鹿児島インター線の道路改良事業による県道の旧道予定部分であり、指宿市池田字楠木から指宿市池田字管山までの延長410mの区間を市道認定しようとするものであります。

次は、提出議案の34ページをお開きください。

議案第68号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成23年度補正予算書の75ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ210万円を追加して、歳入・歳出予算の総額を9億6,063万円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは79ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、起債限度額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明いたしますので、86ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしております。これにつきましては、職員手当等の変更に伴う人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、87ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

款2事業費、項1事業費、目2下水道整備単独事業費、節13委託料96万8千円の補正につきましては、公共下水道への取付管設置に係る委託料を計上するものであります。

同じく項2維持管理費、目2雨水対策費、節11需用費148万5千円の補正につきましては、渦口雨水ポンプ場のポンプ機器に係る修理費を計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、85ページをお開きください。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金1,510万円の補正は、前年度繰越金が確定いたしましたので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

款7事業債、項1事業費、目1事業債、節2資本費平準化債1,300万円の減額補正は、前年度繰越金の確定等により財源の組替えを行い、公共下水道特別会計の財政健全化を図るため、起債額を抑制しようとするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（井上修一） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の33ページをお開きください。

議案第67号、平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成23年度補正予算書の65ページをお開きください。

補正の内容につきましては、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするもので、予算総額2億2,537万4千円に変更はありません。

それでは、歳出予算についてご説明いたしますので、72ページをお開きください。

給料等の人件費につきましては、本年4月の人事異動による予算の整理に伴うものでありますので、内容につきましては、補正予算書の73ページからの給与費明細書を参照していた

だきますようお願い申し上げます。詳細についての説明は割愛させていただきます。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節25積立金165万9千円の減額補正につきまして、今回の補正予算の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を16万5千9百円減額するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 水道課長（松元修） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第56号、平成22年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、であります。

平成22年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の8ページをお開きください。

水道事業報告書の総括事項のうち、業務量についてですが、年度末における給水人口は4万4,644人、給水件数は2万7,817件となりました。また、年間配水量は796万864 $\text{m}^3$ 、給水量は692万9,471 $\text{m}^3$ で収率は87.04%となりました。

次に、建設改良事業ですが、原水及び浄水施設整備費については、小雁渡浄水場急速ろ過機設置工事など5件、計1億5,717万8千円を実施いたしました。

配水施設整備費により、新設事業として、大山南迫線配水管新設工事など17件、計4,370万5千円、改良工事として、原水及び浄水施設整備費により東之浜1号取水ポンプ更新工事、計316万4千円、配水施設整備費により魚見送水管布設替工事など7件、計5,216万150円を実施してまいりました。

次に、決算状況についてご説明いたしますので、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億6,852万9千円に対し、決算額は7億6,902万9,964円で、予算額に対し50万964円の増となりました。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり、3,641万8,200円の仮受消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億7,254万8千円に対し、決算額は6億5,966万8,354円で、不用額が1,287万9,646円となりました。

不用額の主なものは、営業費用における物件費、動力費、維持補修費及び予備費であります。なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり564万5,949円の仮払消費税が含まれております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、消火栓設置負担金等、予算額55万円を計上してありましたが、水道事業の工事箇所に消火栓設置がなかったことにより、決

算額は0円となりました。

支出の第1款資本的支出は、予算額4億516万1千円に対し、決算額は4億364万8,702円で、不用額が151万2,298円となりました。不用額の内訳は、建設改良事業における入札執行残及び予備費でございます。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり1,286万9,201円の仮払消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4億364万8,702円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,286万9,201円、当年度分損益勘定留保資金2億4,360万円、減債積立金6,500万円、建設改良積立金8,217万9,501円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をお開きください。

損益計算書は、1会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生したすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書でございます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほど説明いたしました決算報告書の数字とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金や、その他の営業収益である手数料など、営業収益の計7億2,386万2,206円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億6,018万8,636円を控除した1億6,367万3,570円が営業利益となります。営業利益に、事業の経常的活動以外の原因から生じる、営業外収益の計874万9,543円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の計7,469万3,612円を控除した9,772万9,501円が経常利益となります。

次に、経常利益に期間外の水道料金調定額である特別利益123円を加算した額から、過年度分過誤納還付金や不納欠損金などの特別損失171万3,421円を控除した9,601万6,203円が当年度純利益となります。当年度末処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金33万8,600円を加算した9,635万4,803円となりました。

次に、5ページをお開きください。

ページの中ほどの、平成22年度指宿市水道事業剰余金処分計算書（案）についてご説明いたします。

当年度末処分利益剰余金9,635万4,803円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第1項の規定により、法定積立金である減債積立金に4,900万円、同条第2項の規定による任意積立金で、議会の議決を経て定める建設改良積立金に4,700万円を積立て、残額35万4,803円を翌年度へ繰越ししようとするものであります。

続きまして、提出議案の13ページをお開きください。

議案第58号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市水道事業の設置等に関する条例第2条第3項中4万8,600人を4万2,100人に、同条第4項中3万7,447m<sup>3</sup>を3万400m<sup>3</sup>に改めるものであります。

改正理由につきましては、小雁渡浄水場の浄水方法の変更に伴い、本市が実施している第7次拡張変更事業について、給水人口及び1日最大給水量を変更したため、地方公営企業の設置等に関する条例の準則に基づき、所要の改正を行うものであります。

次は、提出議案の35ページをお開きください。

議案第69号、平成23年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を3,635万2千円減額し、また、第2項営業外費用を4万1千円減額し、水道事業費用を6億5,484万8千円に、営業費用を5億6,606万7千円に、営業外費用を8,606万2千円にしようとするものであります。内訳につきましては、第1項営業外費用は、定期人事異動に伴う人件費の減額と、賃金の減額であります。また、第2項営業外費用は、同じく人事異動に伴う通勤手当に係る消費税の減額分であります。

次に、第3条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を3,564万1千円減額し、1億4,512万9千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に説明書として、実施計画書等を添付してありますので、参照していただきますようお願いいたします。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 0時57分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（松下喜久雄） まず、議案第47号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、同意することに決定いたしました。

#### 議案第48号～議案第56号(質疑、決算特別委員会付託)

- 議長(松下喜久雄) 次に、議案第48号から議案第56号までの9議案について質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第56号までの9議案については、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第56号までの9議案は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、西森三義議員、浜田藤幸議員、高橋三樹議員、下川床泉議員、中村洋幸議員、福永徳郎議員、新川床金春議員、六反園弘議員、森時徳議員、以上9人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時08分

- 議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に新川床金春議員、副委員長に西森三義議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

議案第57号～議案第69号（質疑，委員会付託）

- 議長（松下喜久雄） 次に，議案第57号から議案第69号までの13議案について質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号を除く12議案については，お手元に配布いたしております議案付託表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託し，議案第63号については，各常任委員会の所管にしたがい分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

新たに受理した陳情4件上程（委員会付託）

- 議長（松下喜久雄） 次は，日程第26，新たに受理した陳情4件を議題といたします。

陳情4件については，お手元に配布の陳情文書表のとおり，所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

- 議長（松下喜久雄） 次は，日程第27，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

投票総数459票。投票中有効投票451票，無効投票8票。有効投票中，持留良一議員78票，高崎正風議員67票，竹之内勉議員59票，山下親志議員57票，下本地隆議員59票，世門光議員72票，上門秀彦議員59票，以上のとおりであります。

なお，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人につきましては，お手元に配布の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙当選人名簿のとおりでありますのでご了承承願います。

請願の取下げについて（請願第1号）

- 議長（松下喜久雄） 次は，日程第28，請願の取下げについて，を議題といたします。

請願第1号は，お手元に配布してあります写しのとおり，請願者からこれを取下げの旨の文書が提出されております。

お諮りいたします。

本件については，取下げを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号の取下げについては、承認することに決定いたしました。

#### 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 物 袋 昭 弘

議 員 前 原 六 則

### 第3回指宿市市議会定例会会議録

平成23年9月16日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

~~~~~

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

~~~~~

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちよ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10 番議員	中 村 洋 幸
11 番議員	前之園 正 和	12 番議員	物 袋 昭 弘
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	福 永 徳 郎
15 番議員	新川床 金 春	16 番議員	六反園 弘
17 番議員	前 田 猛	18 番議員	大 保 三 郎
19 番議員	下柳田 賢 次	21 番議員	森 時 徳
22 番議員	松 下 喜久雄		

~~~~~

#### 1. 欠席議員

な し

~~~~~

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	富 永 信 一
教 育 長	池 田 昭 夫	総 務 部 長	渡 瀬 貴 久
市民生活部長	中 間 竜 郎	健康福祉部長	迫 田 福 幸
産業振興部長	吉 井 敏 和	建 設 部 長	三 窪 義 孝
教 育 部 長	吹 留 賢 良	山 川 支 所 長	森 健 一

開 聞 支 所 長	井 上 修 一	総 務 部 参 与	久 保 憲 一 郎
産 業 振 興 部 参 与	浜 田 淳	総 務 課 長	邊 見 重 英
市 長 公 室 長	下 吉 龍 一	行 政 改 革 推 進 室 長	有 留 茂 人
危 機 管 理 室 長	大 浦 誠	市 民 協 働 課 長	長 山 君 代
環 境 政 策 課 長	廣 森 敏 幸	長 寿 介 護 課 長	野 口 義 幸
健 康 増 進 課 長	上 川 路 正 和	耕 地 林 務 課 長	内 蘭 正 英
商 工 水 産 課 長	高 野 重 夫	観 光 課 長	下 吉 耕 一
建 設 監 理 課 長	澤 山 重 蔵	土 木 課 長	池 増 広 行
教 育 総 務 課 長	濱 田 悟	学 校 教 育 課 長	大 野 清 昭
農 業 委 員 会 事 務 局 長	徳 留 博 昭	水 道 課 長	松 元 修

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	新 村 光 司	次 長 兼 議 事 係 長	福 山 一 幸
調 査 管 理 係 長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前 10 時 00 分 開議

- 議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び新川床金春議員を指名いたします。

一般質問

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、森時徳議員。

- 21番議員（森時徳） おはようございます。今議会、トップバッターということで、議員生活、初めてのことで、ちょっとあがって、声が上ずっていますけれどもご容赦願いたいと思います。

今朝ほど、山川鯉節の入札会がありました。威勢のいい掛け声とともにですね、入札が始まりましたけど、是非ですね、高値で取り引きしていただいて、指宿市、それから山川港の発展のためになればいいなと思っております。

通告にしたがいまして、順次質問いたします。

初めに、振興計画についてですが、日本は急速に少子高齢化が進んでおります。本市も20年後は5千人以上の人口が減少すると予測されておりますが、このような時代の中で、後期振興計画をどう見直していくのか。これからのまちづくりで大事なことは、コンパクトなまちづくりとか、ストック社会の必要性などを言われておりますが、経済成長の低速、国の交付税の減少など、外部要因を考慮して計画を立てると思いますが、どのようなまちづくりを目指すのかお伺いいたします。

2番目に、職員の採用についてですが、採用条件、透明性等についてお伺いいたします。

次に、教育行政についてですが、昨年12月に、本市の望ましい学校環境整備計画が策定されました。その中で、学校統廃合の課題が検討されていましたが、その課題の要点をまずお伺いいたします。

4番目に、二反田川水系の雨水対策についてお伺いいたします。近年、局地的な豪雨や農地・道路等の改良で用水の規模が大きくなっており、上流でも道路や畑など冠水が見られるようであります。二反田川上流の道下地区でもそのような被害が起きており、地元の方々からも調整池などできないものかという声も出ておりますが、対策はないかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

- 市長（豊留悦男） 振興計画につきまして、少子高齢化が進む中でどのようなまちづくりにとの質問でございます。総合振興計画とまちづくりににつきましては、現在の第一次指宿市総合振興計画において、これは平成19年度に策定したものでございます。計画の期間は、基本構想が平成20年度から27年度までの8年間で、また、基本計画は前期と後期に分かれておりますが、前期が平成20年度から23年度までの4年間となっております。そのため今年度、平成24年度から27年度までを計画期間とする、後期基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。少子高齢化が進む中、どのようなまちづくりを目指すのかということでございますが、本市は、平成19年度に策定しました第一次指宿市総合振興計画で、目指す都市像を、豊かな資源が織りなす食と健康のまちと定めております。本市の特性を存分に生かすことができ、なおかつ、時代にも合致した都市像であるかと思っております。また、この都市像を実現するために、利便性に優れた快適なまち、みんなでつくる人と環境にやさしいまちなど、6つの基本目標も定めております。全国的に少子高齢化は着実に進行しており、その対策は、政府や各自治体にとっても大きな課題となっております。農業等の後継者問題などが危惧されておりますし、医療費の増大に伴う財政の圧迫なども懸念されるなど、多くの課題が発生しております。そのため、本市においても、各種施策を実施しているところではありますが、少子高齢社会に重点的に、かつ前向きに取り組むためにスマート・ウェルネス・シティ構想を策定し、健幸、こうという字は幸せという字を書きますけれども、そのまちづくりに取り組むことによって、すべての人が健康で、安心して生き生きと暮らせるまちを、ひいては、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現してまいりたいと考えているところでございます。

次に、職員採用試験についてでございます。地方公務員法や指宿市職員の任用に関する規則に基づき採用試験は実施しているところでございます。本年度実施いたします職員採用試験では、1次試験として、一般教養試験、専門科目試験、作文試験並びに適性検査を行い、2次試験として、面接試験と職場適応性検査を行うようにしております。職員採用の競争試験における一般教養試験、専門科目試験並びに職場適応性検査といった試験問題につきましては、多くの地方公共団体と同じように、内閣府所管の公益財団法人日本人事試験研究センターに委託しております。面接試験につきましては、より客観性を高めるために、特別職等による面接試験と職員による面接試験を実施しております。また、特別職等による面接試験につきましては、受験者の資質の判定に加え、採用試験の透明性と充実を図るために、市役所外部の有識者の方々にも面接官を依頼しております。なお、採用予定者の決定までの流れにつきましては、1次試験及び2次試験の成績結果に基づき判定し、決定しているところでございます。

次に、二反田川水系沿いの雨水対策についての質問でございますが、二反田川水系につき

ましては、1,080haの流域面積があり、ＪＲから下流域については整備済みであります、上流部において未改良区間があり、異常気象による集中豪雨等において、道路冠水等の浸水被害が見られる状況があるところでございます。これらの対策としまして、河川の改良や調整池による流出量の抑制など考えられますが、地域からも強い整備の要望もあることから、今後も引き続き、管理者である県に、河川の改良整備を要望していくとともに、遊休地を利用した調整池の検討など、総合的な雨水対策を考えていきたいと考えております。

以下、教育行政の質問をいただきました。このことにつきましては教育長に答弁いたします。

- 教育長（池田昭夫） 学校統廃合などの課題についてのご質問ですが、本市においては、児童・生徒数の減少による学校規模の適正化や、学校施設の老朽化などの課題が生じてきておるところでございます。このことから、指宿市学校施設整備計画検討委員会で、今後の学校施設整備方針について検討がなされ、平成22年12月に指宿市望ましい学校環境整備計画を作成したところでございます。その中では、厳しい財政状況を考慮し、長期的かつ継続的に投資効果が得られるよう整備するとともに、児童・生徒数の増加が将来にわたって見込めない場合は、保護者や地域住民の理解を得ながら、統廃合も視野に入れた整備を行うこととしております。学校の現状は、平成23年度は、完全複式の学校が1校、一部複式の学校が1校となっております。5年後には、一部複式の学校が更に2校増えることが予想され、少子化が進行する中で、市全体でも児童・生徒数が減少していく傾向にあります。

また、本市の学校の校舎や体育館などの学校施設は、昭和30年代から40年代に建設されたものが多く、大規模改修などを実施しておりますが、老朽化が進んでおるところでございます。しかし、安全性を確保するために、耐震化を最優先的に進める必要があることから、平成27年度までには耐震補強工事を終えるよう計画しております。

こうした現状から、学校統廃合を含めた今後の学校の在り方について、一部の学校や地域だけの問題としてではなく、市全体の問題として考えていく必要があると思っております。

- 21番議員（森時徳） まず、振興計画についてお伺いしたいと思います、指宿市の振興計画についての理念とか、それはすばらしいものがあると思っております。ただ、指宿市の二大産業の農業と観光についてどのようなことを目指すのかについてお伺いしたいと思うんですが、農家も高齢化が進みまして、なかなか魅力ある農業経営を目指して、若い者が取り組むのはちょっと難しいところもあるかなと思うんですけれども、若者が積極的に取り組めるような、就農できるような投資とか、そういう取組ですね、今後どのように考えているのかについてお伺いしたいと思います。
- 産業振興部参与（浜田淳） 後期基本計画におけます農業政策の方向性についてのご質問ですが、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを標榜し、南の食料供給基地を目指す本市にとりまして、農業は基幹産業であります。少子・高齢化が進む中で、本市におきましても、農業

人口は減少しているのが現状であります。農業の振興を図るためには、地域農業を担う人材の育成・確保は大事な問題としてとらえております。本市の農業人口は減少しておりますが、毎年20人前後の若い新規就農者がいるのも現実であります。人材の育成・確保のため、希望を持って農業に取り組もうとする新規就農者の方々には、営農なんでも相談コーナーを窓口とし、技術習得の支援、農地確保のため農業委員会の活用、有利な資金、補助事業等の案内などを行い育成に努めているところでございます。また、高齢化が進むことで、遊休地が増加している問題もあります。このため、農業委員を中心とした農地パトロール等を行い、農地所有者との調整など遊休地の解消に向けた働きかけを行うとともに、耕作放棄地対策協議会、担い手育成総合支援協議会、技連会などと連携を取りながら、遊休地解消対策を行っているところでございます。今後も、収益性の高い作物の生産を目指し、ハウスなどの栽培施設の整備を推進するほか、担い手農家への農地の集積を進め、農地の有効利用と経営の安定を図ること、また、消費者の食の安心・安全のニーズに対応するためエコファーマーの育成や、かごしまの農林水産物認証制度の取得を進め、同時に地産地消、地産全消の推進、農畜産物のPRに努め販路拡大を行い、もうかる魅力的な農業を目指すことで、農業人口の減少、遊休地対策につながるものと考えております。

- 21番議員（森時徳） 今、農業についていろいろ語っていただきましたんですが、畑かんの古いところですね、畑かんについては整備がですね、新西方地区なんかも始まって、これからもやっていただけると言うんですけれども、政権が変わるたびに農業政策もいろいろ変わるようでございますけれども、本市の食料自給率と言いますか、全国では40%を切っているということなんです、本市の自給率ということはどのぐらいかということは、前取材しましたら、ちょっと分からないということで、いろんな難しい問題があるということなんですけれども、オクラとか、ソラマメとか、それから畜産関係、それから今日ありました鯉節なんかもそうですけど、恐らく100%以上の自給率ということが言えると思うんですよ。また、農業について、若者が魅力的にもうかる農業をするために、指宿市の農業の自給率、あるいは所得ですね、それなんかもですね、所得の数字なんかを表して、このようにすれば指宿市の農業はもうかるんだとか、あるいは全国に発信できるものはこんなにあるんだとか、プライドを持たせるような施策も必要じゃないかと思うんですけれども、今後、振興計画を立てる中でですね、そのようなこともPRすれば、若い方がもっともっと農業に関心を持ってくれると思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

- 産業振興部参与（浜田淳） まず、本市の農業の生産額を申し上げたいと思いますが、甲種部門、野菜とか花の関係では、約158億円あります。畜産関係が約106億円ということで、全体で264億円の農業生産額となっているところでございますが、本市の農業所得につきましては、従来、九州農政局の農林水産部統計がされておりましたが、ここ数年、そのデータがないために、本市における農業生産額というのが算出されていない状況であるところでござい

ます。ただ、おっしゃられましたように、本市には、オクラで約30億円、ソラマメで13億6,000万円、キャベツ類で13億円、スナップエンドウでも約12億円ということで、1億円以上の作物が多種多様栽培されている状況であります。

それと、食料自給率の関係なんですが、食料自給率につきましては、全国的にいいますと、カロリーベースで北海道が1位で187%、2位が秋田で175%、3位が山形で134%ということで、本県は8位で95%になっております。細かい本市のデータはないわけですが、これに近い、それ以上ぐらいの、そういう自給率になっているというふうに認識しているところでございます。ですから、今後も産地間競争がありますが、本市の温暖な気候等を生かした、そういう農業を更に推進していくことに努めてまいりたいと考えております。

- 2 1 番議員（森時徳） ありがとうございます。オクラの詰め子というんですか、年配の方なんか結構ですね、張り切って年間何10万と稼ぐ70代・80代の方もいらっしゃるようですので、本当に、本市にとっては、そういう方面に力を入れていただければ、若い方ももうちょっとですね、まだまだ増えるんじゃないかと思います。どうかよろしく願いたいと思います。

それでは、次に、観光についてお伺いしたいんですが、現在、新幹線効果で県内への観光客が多いとのことですが、これがいつまで続くものかなという思いを執行部も持っていると思うんですが、これらの効果の後の施策についてどのような考えでいるかお伺いしたいと思います。

- 産業振興部長（吉井敏和） 21世紀は観光の時代と言われております。現在は、世界中の人々が、国と国を往来し、それらの人々の動きにより、観光産業のみならず農林水産業・商工業など、多くの関連産業が恩恵を受け、幅広い経済波及効果が認められているというふうに考えられております。国内におきましては、少子高齢化が進み、人口減少が進みつつあることから、定住人口の増加が難しくなっておりますけれども、観光による交流人口の増加は、地域を興す有力な手段の一つであると考えられております。このようなことから、観光はリーディング産業とも言われており、国は平成19年1月に、観光立国推進法を制定、平成20年10月に観光庁を設置し、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開しているところでございます。本市においても、少子高齢化は進行しておりますが、観光は総合産業であるとの認識から、さらに、観光協会をはじめ、関連事業者の方々と協力をして滞在型観光や体験型観光を積極的に推進することで、交流人口の増加に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。
- 2 1 番議員（森時徳） 東北大震災で本市の海岸整備や知林ヶ島の整備も遅れるんじゃないかと懸念しているわけですが、先日の新聞なんかでも、若い方、特に、女性客が指宿は少ないとの統計があると出ていたんですが、これらについてはですね、若い方、先ほど滞在型の観光を目指すんだということがありましたけれども、それらについて新聞なんか載せると、多

分、読んでいると思うんですが、どのように考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○産業振興部長（吉井敏和） 近年、旅行形態が以前の物見遊山的な団体観光から、まち歩きや農業など、様々な体験を行う滞在型・体験型などの個人旅行やグループ旅行に変わってきております。こういった中で、女性の旅行者が増えているという認識は持っているところでございます。市では、滞在型観光や体験型観光に対応するため、平成18年度から開始した、指宿大好き体験協議会において、農業体験や漁業体験、自然体験、工芸体験等、28のメニューで様々な取組を行って、滞在型観光の推進を図っているところでございます。

○21番議員（森時徳） すみません。本市の海岸整備、それから知林ヶ島周辺などの整備についてどのように考えているか、ちょっともう一つお願いします。

○産業振興部長（吉井敏和） 先ほど申しましたような体験型観光を推進する中で、海岸の整備とか、それから知林ヶ島の整備、こういったものについては、まち歩きをする中で、当然、必要な施設であろうというふうに認識は持っております。県とも連携しながら、こういった施設が充実できるように連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○21番議員（森時徳） 私は、ずっと整備が遅れるんじゃないかと、ちょっと懸念していますけれども、ひとつですね、努力して、これが早く達成できるようにお願いしたいと思います。それから、砂むしがですね、大分、本当に全国的に有名で取り上げて、いろんなマスコミ等でも取り上げられるんですが、健康にいいということで、非常に取り上げているんですが、今度、船員寮を市が買収するということですが、そこら辺を含めて、あの付近の一帯のですね、周辺一帯の整備、それについての考えとか何かを持っていますかね、ひとつよろしくをお願いします。

○産業振興部長（吉井敏和） 現在、先ほども申しました、まち歩きという状況の中で、八間道路の歩道沿い、歩道をカラー舗装化したり、途中途中に休憩所的な、カーポート的なですね、休憩施設を造ったりということで、県と連携しながら、現在、整備を進めているところでございます。今年度中に、道路のカラー舗装等については完成という予定でいるところでございます。船員保養所跡地につきましては、市の方で取得した後、どのような整備がいいのか、今後、関係課とも連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○21番議員（森時徳） 船員寮跡は、是非、若い女性の方も美容等のために使えるような施設もですね、できるなら造っていただければ、また、砂むし一帯の活性化も出てくるんじゃないかと思しますので、是非、ひとつお考えいただければありがたいと思います。

それから、振興計画の中で、福祉についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、年金の減額についても、今日の新聞にも載っていましたが、福祉の充実がですね、少子高齢

化で非常に厳しい時代になっていると思うんですけども、本市のそういう老人福祉施設、グループホームとか、そういう施設についての現状とか計画についてちょっとお伺いしたいと思います。

- 健康福祉部長（迫田福幸） 老人ホームとグループホームの今後の整備計画についてのお尋ねでございますが、介護保険の施設整備については、介護保険事業計画の中で、整備計画を策定することになっており、現在の第4期事業計画においても整備目標数を設定し、日常生活圏域に配慮した整備を進めているところでございます。介護付き老人ホームの整備につきましては計画されておきませんが、グループホームにつきましては、指宿圏域に1施設の9床、山川・開聞圏域に1施設の9床を整備し、現在では市内全域で計12施設の144床が整備されてきております。これまでの介護施設整備にあたっては、国の指針等により施設等の整備量に係る参酌標準に基づき、介護保険施設等の整備量に地域的な偏在を防ぎ、バランスの取れた計画的な施設整備が可能となるよう設定されております。なお、施設・居住系サービスの見込み量を定めるにあたり、要介護2から5の認定者に対する割合を平成26年度において37%以下とする基準が設けられております。整備が進められてまいりましたが、国は第4期計画期間中である平成22年度に規制緩和の方針から参酌標準を撤廃しております。しかし、在宅サービスと施設サービスのバランスの取れた整備を進める方針を変更するものではないとしております。今後の整備につきましては、第5期事業計画を進めていく中で、本市の場合、要介護者に対する施設利用者の割合が既に45.7%と、参酌標準を上回る状況にございますが、今後とも増加するであろう高齢者や施設入所待機者解消の対策として必要な施設整備は、行っていく必要があると思っております。したがって、高齢者が住み慣れた地域である日常生活圏域に配慮しながら、居宅サービスの充実や施設整備について、給付と介護保険料等の負担のバランスを図りながら、計画を策定する必要があると考えております。

- 21番議員（森時徳） 本市の場合は、国民年金の受給者が多いので、是非ですね、安い費用で入れるような施設を充実してほしいと思います。

それから次に、財政改革についてお伺いしますが、不用な財産を積極的に売っているように、市の広報なんかではあるようでございますが、近年の実績ですね、それと、売却がですね、もうちょっと早くできないものか、そこら辺について、実績と含めて答弁を願いたいと思います。

- 総務部長（渡瀬貴久） 過去5年間の資産の売却実績で申しますと、平成18年度が13件で1,810万9千円、平成19年度が8件で1,091万6千円、平成20年度が7件で716万3千円、平成21年度が3件で40万8千円、平成22年度が8件で3,420万9千円となっているところでございます。なお、この未利用財産につきましては、平成20年6月に策定した普通財産売却計画をベースにいたしまして、行政財産として用途廃止した物件の将来利用計画の有無や付属物の撤去、分筆など、事前に処理しなければならない事項などを確認しながら追加したり、見直しを行い、随

時処分してきているところでございます。

- 21 番議員（森時徳） 土地開発公社が指宿市は持っているわけですがけれども、新田地区のですね、住宅地を売り出して、なかなか売れ行きが悪いと。また、特に東北大震災があっから、液状化の問題でなかなか売れないで、あれは結局、塩漬けになるんじゃないかという気がしているんですよね。今の経済的な問題から言いますと、需要と供給のバランスからいきますと、売れる時期ではないというぐあいに思っているんですよね。ですから、そこをもうちょっと柔軟に考えて、もし、売れないようだったら、安く売るとか、評価額とか、何か、いろんな問題があると思うんですがけれども、それならですね、もうちょっと柔軟にできないのかなと。恐らくあそこは、私は塩漬けになると思っているんですよね。開発公社の責任者の方でもいいですけども、ひとつその辺について、もうちょっと柔軟に対応すべきじゃないかと、売れるとき売る、買う人がおったら売ろうと、住宅地としてじゃなくて、何かほかの施設として売れるんだったら売ったらどうかと思っているんだけど、その辺についてはどうでしょうか。
- 総務部長（渡瀬貴久） 公有財産を売却する際は、原則として競売に付し売却しているところでありまして、予定価格については、固定資産評価額及び近隣の売買実例等に基づき、また、周辺の取引相場にも配慮しながら設定しているところであります。場合によっては入札額が予定価格に達しないため落札されないケースもあるのは事実でございます。このようなことから、価格を基準や根拠も無く単に安くするということはできませんけれども、不落札になった物件につきましては、その要因を分析いたしまして、面積が広く買いづらい物件については購入しやすい区画割にいたり、また、建物等の存在が要因となっている場合は解体及び撤去する等の方策を講じ、公有財産価額評定委員会で価格の見直しを行った上で再度入札を行うなど、購入しやすい状態にするなどの方策を採っているところであります。また、それでも不落札となった場合等については、競売を取り止め、価格を公表した上で、購入希望者と随意契約をするという対応も取っております。現在、市のホームページにも予定価格を公表している物件がございます。この物件も平成15年に第1回目の一般競争入札に付してから、既に4回経過しているような状態でございますけれども、この物件については、がけ地隣接のため、また法面を含んでいることから、宅地有効面積を勘案して価格の見直しを行うなどしておりまして、平成15年に1回目の一般競争入札を実施した額が、当時の設定価格から、現在は2分の1以下の価格で売りに出している。そして、それをホームページに掲載して分かりやすい状態にしているところでございます。
- 21 番議員（森時徳） 現在の経済状況を考えると、なかなか土地等も、民間の土地も右から左には売れないわけですがけれども、そこはある程度担当課に幅を持たせて、いろいろな権限を持たせて売りやすい環境をつくっていくべきじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、指定管理制度についてお伺いしたいんですが、以前も、開聞地区の施設について早く指定管理にするべきじゃないかと、いろいろな施設が遅れているんじゃないか、ほかの地区と比べて遅れているんじゃないかということをお伺いしたんですけれども、現状はどうですかね、早くできないものかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

- 行政改革推進室長（有留茂人） 指定管理者制度の導入実績や今後の計画についてということでございますけれども、市内には市営住宅や学校を除き、建物がある、または管理する人がいる施設等、主な公共施設が約80施設ございます。これまで、12施設に指定管理者制度を導入し、他の施設においても、業務委託や運営形態の見直し等を進め、施設のサービス向上や運営経費の削減を図ってきたところでございます。最近では、開聞観光案内所の運営主体の変更、図書館の電算化等に伴っての、開聞図書室の平成23年度末での廃止、B & G海洋センターの運営時間や業務委託範囲の見直し等、その施設の利用実態を踏まえ、効率的な運営形態への変更を実施してきております。また、施設の維持管理費等について、受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しも行い、本年10月より、新しい使用料金制度での一部運営も始まるところでございます。さらに、20数か所の体育施設に指定管理者制度を導入する計画で、現在、検討を進めております。また、観光施設のかいもん山麓ふれあい公園につきましても、行政評価委員会において、事業内容の評価を現在行っております。その結果を踏まえ、施設運営の在り方を見直したいと考えております。

今後も、施設も事務事業の一つとみなし、施策別事業優先度評価制度に基づき、外部評価機関である行政評価委員会の意見を踏まえながら、類似施設の機能統合や売却、また、継続となった施設においても効率的な運営形態への見直し等を進めてまいりたいと考えております。

- 21番議員（森時徳） 頑張ってやってもらっているようでございます。委託か、あるいは指定管理かですね、いい方向で進めていただければと思います。

それから次に、職員採用についてお伺いしたいと思います。先ほど市長答弁で特別職の方と、それから職員の面接とかですね、あるいは市役所外の方も試験官として入っているということでしたが、その試験官人数とか、そういうのは条例では定めて、誰がどのように決めるか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

- 総務部長（渡瀬貴久） 試験官につきましては、より人材の能力の判定、そしてまた公明性と透明性を確保するために、複数の人数を選定するところでございまして、最終的には、職員採用課であるところの総務課が起案を上げて特別職、市長を含めて協議を行い、人数を定めております。
- 21番議員（森時徳） 市の職員の試験官の人数というのはどれぐらいなんですか。
- 総務部長（渡瀬貴久） 二次試験における面接につきましては、2回ほど行うわけですが、職員による面接は総務課の職員と人事係の職員、また人事係を経験した職員によって構

成しております。おおむね人数的には6・7人かということで、現在、これまでやってきたところでございます。また、特別職等につきましては、三役のほかに民間の外部の方を複数人が入って面接にあたっております。

- 2 1 番議員（森時徳） 今年度は10人ぐらいの採用と、来年の4月ですかね、採用ということで試験をするようでございますが、今年度の採用された人数と、指宿に住所、本籍のある方とか、人数は分かりますかね。

- 総務課長（邊見重英） 23年度の採用職員ですけれども、これにつきましては10名を採用いたしております。また、住所につきましては、基本的には、採用した後に指宿市内に居住していただくようにしていただいております。私の認識している中では、今年の採用者の方は、市内に居住していただいていると思います。また、本籍地等につきましては、人権等の問題もございますので、答弁は控えさせていただきます。

- 2 1 番議員（森時徳） 指宿の若い方がなかなか働くところが少ないということで、是非ですね、指宿市の若者をたくさん採用していただきたいという気持ちは市民の方も思っているんですね。指宿市の人だけの採用試験と、絞るということとはできないということですが、そういう声があるということを入念に入れていただければと思っております。

それから、現在の職員の正規の人数と、あるいはパートを含めて総数は幾らになるのかをお聞きしたいと思います。

- 総務課長（邊見重英） 平成23年4月1日現在の職員数についてでございますけれども、合併前、これは平成17年4月1日現在の職員数599人に対しまして116人減の483人でございます。また、臨時職員の数についてでございますけれども、臨時職員につきましては、業務の繁忙の時期等により年間を通じて変動がございますけれども、平成23年4月1日現在で申し上げますと、指宿・山川・開聞の3庁舎において、事務筆耕や検診時の保健師、看護師、それから介護調査員、給食センター調理員、ふれあい公園そばの館、唐船峡そうめん流し、利永保育所等の臨時職員といたしまして、329人が雇用または登録されているところです。

- 2 1 番議員（森時徳） 指宿市の場合ですね、これが適正かどうか、ちょっと私も分かりませんけれども、人口減ですので、その辺についてはこれからも改革していただきたいと思っております。

それから、職員の障害者雇用の現況について、現在何人いらっしゃるかお伺いしたいと思います。

- 総務部長（渡瀬貴久） 国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、自ら率先垂範して障害者を雇用し、当該法律に基づく障害者法定雇用率を達成・維持することとされているところでございます。現在、指宿市の障害者の雇用率を申しますと、市長事務局で職員が5名、臨時職員が1名の計6名でございます。また、教育委員会事務局では職員1名と臨時職員1名の計2名でございます。いずれも先ほど申しました障害者法定雇用率を

達成、維持しているところでございます。

- 2 1 番議員（森時徳） 指宿市の場合は、障害者枠をつくって、何名採用するとかですね、そういう枠はないと聞いておるんですが、そのとおりなんですかね。
- 総務部長（渡瀬貴久） これまで本市におきましては、障害者を別枠とした職員採用試験というものは行っておりません。しかしながら、先ほども申しましたように、自ら率先して地方公共団体は障害者を雇用するということを目標としておりますので、本市におきましても、障害者の自立支援並びに雇用促進の観点から、臨時職員として新たに平成22年度から地域福祉課で1名、また、平成23年度には教育委員会総務課で1名の障害者雇用を行ってきているところでございます。
- 2 1 番議員（森時徳） そこでちょっと市長にお伺いしたいんですけども、市長は長い間ですね、教育関係に携わっていたわけですけども、障害者の方、小学校・中学校、あるいは高校卒業してですね、皆さん、働く意欲はあると思うんですよね。その中で、指宿市が新規採用でそういう枠をつくって、採用していないということなんですけども、もうちょっと積極的にですね、この点については、年に一人でも二人でも、できない時は2年に一人でも取れるような施策を取るべきじゃないかと。市長も福祉関係については、大分理解あると思っているんですけど、その辺についてはどうでしょうか、お伺いいたします。
- 市長（豊留悦男） 大変貴重なご質問をいただきました。市として障害者の自立支援並びに雇用の促進に貢献していくことは、極めて大切なことだろうと思っております。特に、本市においては、指宿養護学校に高等部を設置いたしました。これは関係団体、関係者の強い思いでもあったことでもありますし、また、その裏付けとして、指宿市として養護学校高等部の卒業生が地域で自立できるような、そういう環境を整えるということが一つの責任として課せられていることだろうと思います。そこで、すべての指宿市の地域におけるいろいろな企業、関係機関にお願いしながら、また、もちろん市役所内部でもその雇用に力を注ぎながら、この子供たち、卒業生が地域で自立できるような体制は取ってまいりたいと思っております。今後、鹿児島労働局とか、ハローワーク指宿とも連携を図りながら、この障害者雇用につきましては努力をしてまいりたいと思っております。
- 2 1 番議員（森時徳） 是非ですね、これは行政がリーダーシップになって、積極的に取り組んでいく問題じゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから次に、教育行政についてお伺いいたしますが、先ほど教育長の方からいろいろお話がありました。合併して6年ですか、過ぎましたので、合併特例債、あるいは過疎債などの利用年度が限られているわけですよね。その中で、ハード面の整備をするべきだと思うんですけども、しかし、先ほどありました複式学級とか、生徒の減少している現状を見ますと、そこに投資するにもある程度効果的な投資をしないとですね、投資するのは税金ですので、それらについて地元住民と、今後、話を煮詰めて、積極的に出ていって議論すべきじゃ

ないかと。統廃合については皆さん新聞とかマスコミ等でも結構言われていますので、そこら辺については積極的に出ていって議論して、子供たちのためにどういう方法がいいのか、統廃合をして大きな学校に行くだけがいいこととは言いませんけれども、しかし、やはり税金を使う以上は、どのようなことをやった方がいいのか、是非ですね、そこら辺は懇談会など開いてやっていくべきだと思うんですけども、それらについてはどのように思っているかお伺いしたいと思います。

- 教育長（池田昭夫） 学校統廃合を視野に入れた整備については、長期的・全市的な観点から検討すべき課題であると、そう認識しております。そのために、指宿市望ましい学校環境整備計画に基づいて、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、未来を拓く子供たちを育成する学校づくりについて考えていくことが必要であろうと思っております。先ほど述べましたように、このことは、一部の学校地域に限らず、市全体の課題としてとらえ、今後、PTAとか、各種団体等の会合において、現状やこれからの状況等を話題にしながら、保護者や地域住民の方々とともに考えてまいりたいと思っておりますのでございます。
- 21番議員（森時徳） 過疎債にしても、それから合併特例債にしても限られた年数しかないわけですので、懇談会を開くなり、あるいは公民館長の会議などで積極的に、こういういい冊子ができたので進めていきたいと思うんですが、そういう計画をなさっているんですかね。それについてちょっとお伺いしたいと思います。

- 教育長（池田昭夫） 具体的なスケジュールについては、まだ考えておりませんが、そのことについては、今後、しっかりと考えていく必要があるなと思っております。
- 21番議員（森時徳） 本市の場合は、南大隅とか、南さつま市と比べたら、まだ恵まれた地域にあるという考えもあるんですけども、しかし、小学校に入る、今年生まれた子供たちの人数まで分かっているわけですので、是非ですね、これは手を打つべきところは早く手を打って、財政負担の掛からない施設整備をしていくべきだと思いますので、ひとつそこら辺はお考えいただきたいと思っております。

それから、雨水対策についてお伺いいたしますが、二反田川は道下から始まるわけですが、水路はですね、深さはあるんですが、幅が狭くて冠水とかするわけですけども、県と協議をした中で、あの辺に遊休地が結構あるんですけども、遊休地を使つての調整池とかですね、あるいは水をどこか抜く方法とか、それらについての県との協議とか何かなさっていないのかお伺いしたいと思います。

- 建設部長（三窪義孝） 2級河川二反田川につきましては、JRから上流部においては未改良であります。豪雨時には一部で越水し、道路の冠水や民有地への流入等が発生している状況があります。このことは、県でも把握しているとのことです。県では、現在、維持管理的な工事等は行っているとのことです。河川改修となると、まず、JRや国道部分の改修、特に、JR部分につきましては、改良と併せて線路の布設替え等の工法検討があり、また、上

流部にかけて河川断面の拡幅に伴って、市道の改良、家屋移転など、用地確保などの課題があり、現在のところ、整備計画までは至っていないとのことであります。しかし、現状を改善するためには、河川改修の必要があると思っておりますので、今後も引き続き、県へ要望してまいりたいと思っております。

- 21番議員（森時徳） 二反田川の道下のあそこのところは、川幅が狭いんですけど、大分深さもありますので、恐らく深くはできないと思いますが、川幅を広げるにはちょっと道路がありますので無理だと思うんですけども、水の逃げ道ですね、やっぱり考えて、上流をやっていないと、毎年ですね、あそこは今年の3月も多分だったと思うんですが、ありましたので、そこら辺は県と協議して何かいい方法はないか、安上がりな方法で、早くできる方法を考えていってほしいと思います。

それから、新田川流域でもですね、いまだになかなか対策が遅れているんじゃないかという気もするんですけども、大雨でよく冠水するんですが、あそこは商店街もいっぱいありますし、市の管理状況とか、現状についてはどうなっているか、お伺いしたいと思います。

- 建設部長（三窪義孝） 新田川につきましては、市の管理でございます。昨今の異常気象による局地的な豪雨等が発生した場合、既存の河川断面では処理しきれず、一部で越水等により、道路の冠水や民有地への流入等が発生している状況があります。したがって、これらの箇所につきましては、災害を未然に防止するため、遊休地を利用した調整池の検討、または流れを分流する方法など、総合的な雨水処理対策を検討する必要があると考えております。

- 21番議員（森時徳） 対策はするということなんですが、なかなか進まない。なぜ進まないのかという気もするんですけども、是非ですね、安心・安全なまちづくりという中で、振興計画の中でもしっかりとした予算獲得をしながら、計画を立てていって進めていってほしいと思います。何十年も前からこの雨水対策は本当に進んでいるのかと、お金を掛ける割には進んでいるのかなという気もしますので、そこら辺はしっかりしてやっていただきたいと思います。

それから、先日、サンシティーのあの辺を中心としまして、大規模な避難訓練や救助訓練がありました。非常にですね、民間の方、あの地域の方が協力していただきまして、積極的な訓練だったと思いますが、実際、その場になったらなかなかそのようにはいかないかもしれませんけれども、各地域の自主防災組織がありますので、そういうところもこまめに連携しながら、しっかりとやっぱり毎年ですね、できたら、こういう訓練はしていただければと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，前原六則議員。

- 13番議員（前原六則） おはようございます。今年は，台風と大雨の被害もあまりにも大きく，先の台風12号は，平成年譜で最大の被害をもたらしたとのことです。被災地の皆様の一日も早い復興と，日常生活に戻れますようお祈りいたします。ただ，指宿地区においては幸い，さほどの影響も受けず，ほっとしたところでした。農家の方々も，夏野菜，オクラによる所得も，本年度は昨年度を上回るようすですし，日照り続きがサツマイモ等の生育と，ソラマメ，エンドウも池田湖の水資源のおかげで，ほ場植付けもスムーズに作業ができているようであります。

では，1番目の東日本震災の教訓についてですが，7月23日・24日に，前田議員と宮城県の仙台市，東松島市，石巻市，南三陸町，気仙沼市と震災の状況を政務調査に行っておりました。仙台市議会では野田議長から議会の対応などについて説明を聞くことができました。3月11日に沖から押し寄せてくる津波を監視する仙台市の防災ヘリからの対策本部への報告ビデオを15分ほど見て感じたことは，津波の高さの具体的な報告がなく，海岸の松林や人家を飲み込む様子の報告に終始していた報告の在り方をしっかり事前に研究しておくことが必要だと思いました。ビデオを切って，議長からそのことについて津波の高さに対しての具体的な警報が早く出ていたら，人命被害を減らすことができたはずだった。悔やまれると嘆いていました。そこで，震災直後は，指宿地区消防組合の職員と，4月から5月にかけて石巻市に指宿市職員を9名派遣していますが，派遣した職員で見聞きした情報のとりまとめ等を指宿市の防災計画に反映することを目的とした会合を行ったかお伺いします。

次に，3月11日震災から9月11日で半年となったことから，メディア各方面で大震災特集を報道している中で，宮城県女川市の奥さんと孫を失ったご主人が当時の状況を話していました。警報が鳴り，家族で避難施設に行った後，ご主人だけ自宅に衣類を取りに帰って，再び避難施設に向かったら，津波の大きさに気づき，山に駆け上がり，九死に一生を得た。しかし，避難施設にいた人たちは犠牲になってしまったと聞いています。災害被害は発生から短時間の対策が重要であると言われております。指宿市での公共施設なり，現場への災害状況の伝達と指示の手段はどのようなになっているか伺います。

さて，気仙沼の大島休暇村に宿泊して，気仙沼市の菅原市議と懇談ができました。震災発生の際は議会にいたそうです。火の海の中を小舟で自宅の大島に帰り，大島地区人口3,500余りの方々の先頭に立ち，復興に奮闘している姿は，議員としての使命感に燃えていました。菅原市議が心を込めて話したのが，被災直後は，全国の休暇村から，もちろん指宿休暇村からも支援物資が届けられ，飲み水の確保，食料の確保が保たれたということでした。その後は，被災者の避難所，ボランティアの方々の受入れ施設として，さらには，敷地内に24世帯の仮設住宅の場所提供と，多面的な機能施設として，公益団体としての義務を果たしている

そうです。そこで、指宿市と休暇村指宿との災害支援協定締結について、どのようなお考えか、伺います。

また、6月議会で質問しました石巻の大川小学校に行つてまいりました。全児童108名のうち74名の尊い児童が犠牲になり、また、小学校の校庭に立ち、涙があふれてまいりました。慰霊碑に線香を手向ける機会と防災への高揚を抱きました。生存と犠牲者の別れ目は、迎えに行った家族とそうでなかった家族の差だったそうです。つい最近では、お互い気まずい関係が続いたそうです。地震から津波は50数分後に学校を襲ったそうです。その間、児童を引き取りに来た方との対応と、避難場所をどこにするかの判断に迷っていたそうですが、津波到達5分ぐらい前に、市広報車の大津波来襲という放送で、校庭を後に避難移動したそうです。このことから、学校現場でのすばやい災害対応を想定した行動判断、指示を行う最終責任者と、権限移譲順位はどのようにになっているか伺います。

また、東日本大震災もしく、先週の台風によって、特に犠牲者が多く出た紀伊半島等、災害がいつ起こるか分からないわけです。災害対策マニュアルは発生災害で得た教訓をもとに、常に更新しないといけないと思うのですが、最新の見直し作業は進めているか伺います。

2番目の安心な市民生活環境づくりについてですが、7月14日午後、鹿児島から指宿への帰り、道の駅彩花菜館から渋滞が始まりました。岩本交差点から宮ヶ浜方面には進入禁止でした。原因は火災で、生活道路に消防車両が入れないことから、国道に消防車両を配置しての消火作業のためでした。鹿児島市への上りの一番往来の多い時間帯で、迂回させられた方々は大変だったと思います。そこで、商業車両や観光バス等が利用する国道・県道の機能に障害を与えるような生活道路の改修、改良等への取組はどのようにになっているか伺います。

次に、旧グリーンピア指宿は保養基地として、市内外の方が入場料を払えば、自由にその土地の施設は利用できました。ところが今は、入場料の支払いはないが、私有地のため厳しいチェック等、目的外使用が難しい状況にあります。私は、グリーンピア指宿売却時の募集要項に記述している、地方公共団体の意向等に配慮した利用提案を基に資産処分委員会で審査し、競争入札で売却されたものと考えていましたが、今の実態はそれとはほど遠い、企業倫理一辺倒の土地利用ではないかと思われませんが、メディポリス財団の理事を田原迫市長から引き継がれたと思うんですが、豊留市長は、この土地施設利用について、どのように見ていらっしゃるか伺います。

なお、通告の3項目のメディポリス指宿奨励金の見直しについては、2回目以降の質問の中で伺いますので、これで1回目の質問を終わります。

- 市長（豊留悦男） 平成23年3月30日、全国市長会を通じ、東日本大震災に係る被災市町村の応急対策等に対する人的支援のための職員派遣要請があり、本市においても4月11日から5月6日まで、宮城県石巻市へ1班3人の3班体制で職員を派遣をいたしました。派遣された職員は、

被災地の現状や実際に被災した石巻市職員の話や写真等から、想像を絶する大震災の惨状を目の当たりにし、日頃からの防災対策の必要性を痛感して帰ってきたとのことでもあります。このような現状を踏まえ、各地区等の会合等の機会に講演を行うとともに、役所玄関前には、地震や津波等の自然災害の脅威が分かるような写真等を掲示し、市民に広報をしながら震災の脅威と防災意識の高揚に努めてまいりました。今後とも土木技師の派遣も計画しておりますが、これらの職員の経験を生かしながら、地域防災計画の見直しに役立ててまいりたいと考えております。

次に、安心な市民生活環境づくりについて。緊急車輛の進入が不可能な道路の改修等についてのご質問をいただきました。道路は交通機能や空間機能など、公共空間としての多様な機能をもっており、特に日常生活に密着した生活道路は、防災機能としての役割が高く、救急車・消防車等の緊急車輛の円滑な活動を可能にするための整備が必要であろうと思っております。これまでも集落道等の拡幅改良に取り組んでおりますが、建物が密集していたり、道路用地の確保など、沿線の皆様のご協力がなければ早急に進まない状況でもございます。今後も、市民の皆様の安心・安全な生活を確保するため、緊急度を勘案しながら、年次的に整備に努めてまいりたいと思っております。

旧グリーンピア指宿の土地・施設利用についてご質問をいただきました。旧グリーンピア指宿の土地と建物は、ご案内のように、平成16年6月、2回目の公募により株式会社新日本科学が落札し、年金資金運用基金からの譲渡を受けております。株式会社新日本科学によりますと、売買契約締結時に年金資金運用基金との間に、環境保全や開発等に関する協定はないとのことでございますけれども、その当時の趣旨を踏まえ、市民に開かれた施設として、親しまれる施設として努力しているようでございます。私もその活用状況については、何回か訪問をさせていただきました。ご指摘のような事実というものについては、私が訪問した時には、認識として持ちませんでした。グラウンドゴルフをする方々も、最近では自由に行ってできるようでございますし、地域の中に位置する新日本科学メディポリス指宿として、地域との交流を大切にしたい利用の仕方を提供しているような事実もございました。今後、もしご指摘のような事実があるとするれば、新日本科学、そしてメディポリス指宿との話し合いを通じて、指宿市にとって貴重な施設として、市民に親しまれるような施設として、そういう運営に心がけていただくような話し合いも持ちたいと思います。もちろん、私も市民代表としての理事を仰せつかっております。市民の声という、そのことは大切にしながら、グリーンピア指宿の跡地として、新日本科学、メディポリス指宿が運営をしておりますけれども、そのような施設については、市民の声が生かされるような、そして市民に親しまれるような施設として運営していただくように、理事としていろいろな場で話をしていきたい、そのように思っているところでございます。

○教育長（池田昭夫） 6月議会の時のその後の各学校における津波対策はどのようになっていますか。

るのかというご質問でございますが、各学校における津波対策については、6月の校長研修会で、危機管理室から指宿市地域防災計画の説明を受けるとともに、各学校の実情にあわせた避難経路の検討をするよう指導いたしました。特に、危機管理室が作成した各学校所在地の海拔、海岸からの直線距離、避難場所や避難場所までの距離の一覧表を各学校に配布し、避難計画の参考にさせるとともに、各学校に海拔の標示を掲示させ、児童・生徒が日常的に防災意識を高められるようにしておるところでございます。また、津波に対する危機管理マニュアルにつきましては、すべての学校が作成しております。しかし、保護者や地域住民の意見を聞きながら、避難場所や避難経路についての検討を重ね、更に充実したマニュアルを作成するように指導しております。また、8月下旬の校長研修会におきまして、2学期中に津波を想定した避難訓練を実施するように指導いたしました。先日の9月15日の新聞でも紹介がありましたように、年間計画には入っていませんでしたけれども、早速、川尻小学校が避難訓練をしてくれまして、その様子が新聞記事に出ていたと思います。さらに今後は、PTAの参加、地域住民の参加についても段階的に検討して、地域を巻き込んだ避難訓練の実施をするように指導したいと考えているところでございます。

次に、学校の管理者がいない時の権限委譲についてはどのような体制になっているのかというご質問でございますが、各学校においては、管理職である校長及び教頭のいずれかが必ず学校に出勤しております。校長が不在の際の緊急時は、教頭がその職務を行います。したがって、ご質問にありました、校長が不在の時、地震や火災など、重大な災害が発生した場合は、教頭が指揮をし、しかるべき判断を行い指示するようにしております。各学校においては、危機管理マニュアルにより、それぞれの職員の役割分担と行動様式がまとめられております。しかし、突然、災害というのは襲ってくるものですから、授業時間以外の作業時間や休み時間等、様々な状況に応じた行動についても十分な話し合いを行い、多様な避難訓練を実施することにより、迅速で適切な避難ができるようにしていきたいと考えているところであります。

- 総務部長（渡瀬貴久） 避難施設について。避難施設との双方向の連絡体制についてのご質問であつたろうと思います。災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、災害から市民を保護するため、避難勧告や避難指示を発令することになります。その場合、市職員や消防団等で避難誘導などを行うことになりますので、移動系無線機を所持させ、情報伝達、情報交換を行うことになります。なお、平成23年度は、当初予算に行政防災情報システム基本調査委託料を予算計上し、指宿市の既設の防災行政無線システム、これは同報系、移動系を含めてですが、この防災行政無線システム及び地域コミュニティ無線システムの現状調査を行うとともに、指宿市の情報手段の一元化及び災害情報等を速やかに、かつ確実に伝達するため、どのようなシステムがいいのか、各種のシステムの比較・検討を行い、11月までに本市にとって必要なシステム構築の基本構想を策定することで、現在作業を進めているところで

ございます。

それから、災害時の休暇村指宿活用災害支援協定についてのご質問でございますが、災害発生があった場合、災害の種類に応じた避難場所というものを災害対策本部で指定することになります。旧指宿市におきましては、土砂災害等が発生した場合に、温泉入浴の提供や避難場所の提供などを定めた協定を旧かんぼの宿指宿と結んでいた経緯もあります。市といたしましては、今回の東日本大震災により、7月11日にNPO法人コメリ災害対策センターと災害時における物資提供に関する協定を、また8月1日に姉妹都市であります熊本県人吉市と災害時等の相互応援に関する協定を締結したところであります。なお、10月21日には、同じく姉妹都市でありますところの北海道千歳市と災害時等の相互応援協定を結ぶことになっております。災害が発生し、食料の確保や避難施設の確保が必要な時は、休暇村指宿をはじめ、市内の各ホテル・旅館等にも協力を依頼することになると思いますし、また、施設の被害の程度に応じては、一時的な避難施設として応じてくれるのではないかと、そのように期待しているところでございます。

それから、現在の災害対策マニュアルについてのご質問でございました。今回の東日本大震災により、地域防災計画の見直しが必要であり、これに沿った災害対策マニュアルも当然見直しが必要だと思いますので、検討していかなければならないと、そのように考えております。特に、津波に関して、市内地図に標高を色別し、避難所を記載したハザードマップから作成しようと検討しているところでございまして、今回の9月補正予算にハザードマップ作成委託料も予算計上させていただいたところでございます。

- 13番議員（前原六則） 今、1回目の答弁をいただいたわけなんですけれども、市長の自由に出入りをできるというようなことでありますけれども、そうであるならばですね、市の職員、また一般の人がメディポリス指宿と言いますか、新日本科学、所有者新日本科学ですけれども、あのあたり一帯の伐採の状況は把握できたのではないかと思います。そのあたりは自由に出入りができる、市民も利用しているという中でですね、誰もそういう情報は得られなかったのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

- 市長（豊留悦男） 先ほど議員から、市民が自由に、そして親しまれるような施設として努力しているという質問に、私はお答えをいたしました。その理由としまして、行っても使えないような、そういう事態があったという、そのことに対する私の答弁であります。メディポリス指宿においては、本年4月からがん粒子線治療研究センターが本格稼働し、全国から広く患者さんを受け入れる体制を整え、8月から入口ゲートでの警備をやめ、自由に出入りできるようにしているようでもございます。また、芝生広場・体育館・プール等の施設につきましても、来訪者の方々から親しまれる健康増進施設を目指しているということもあり、以前から市民の方々が使えようように開放しているというようなことでもございます。

あと一つご指摘のメディポリス指宿、その周辺の開発についてのご質問でございます。こ

のことについては、以前より市とも、この開発の在り方、いろいろなことについては相談があり、協議をいたしました。具体的なものについては、また担当課長等に答弁いたさせますけれども、この施設が指宿に立地しているということ。そして、この施設の初期の目的といえますか、粒子線がん治療研究センターもございませうけれども、指宿として、この施設がどう市民と一緒にあった親しまれる施設として活用されていくか、それ等々を考えながら、今いろいろと、ここ森林の伐採その他について、ご質問をいただきましたけれども、これについては個々の事例について関係部課長等に答弁をいたさせます。必要であれば私も当然答弁をいたすつもりでございます。

- 産業振興部参与（浜田淳） 今回の新日本科学の伐採につきましては、市の耕地林務課の方に3回ほど届け出がされております。まず1回目に、平成22年7月1日ですが、伐採及び伐採後の造林届け出がなされたわけですが、これにつきましては、伐採した後、植栽をするということで、その樹種は、桜、紅葉ということでございます。この場所につきましては、現在あります宿泊棟の南側、プール部分になりますが、ここでございます。ここについてはもう既に芝の張り替えは終わっております。次に2回目が、平成22年12月1日に出されたわけですが、これにつきましては、温泉の送水管敷設のための資材運搬路の設置ということでございます。次に3回目は、平成22年12月23日に出されたわけですが、これにつきましては、下から見た時に見えています尾根の部分ですね。一番高いところの部分ですが、これにつきましては伐採後は植栽をするということで、紅葉、広葉樹等をするということで雑木を伐採し、展望を良くするためという目的で出されておまして、市の方から適合通知書を送付したところでございます。

- 13番議員（前原六則） ちょっと早まったかなという、質問の順序をですね、早まったかなというような気がいたしておりますが、まずもう1回、順序をちょっと組み立てます。先ほど避難施設に消防団職員が出向くということでしたけれども、これには時間というのがかかってしまうと思うんですよ。部長の答弁の中でありました防災無線等をですね、これらをこの施設に設置はできないものかどうか。人に消防団、もしくは職員、そういう移動通信を持たせるのはもちろんのことですが、公共施設避難場所、そういう等にですね、今後、整備にあわせた形で設置はできないか。また特に学校とのですね、そういう交通、通信手段、これ等の整備はできないかどうか、伺いたいします。

- 総務部長（渡瀬貴久） 現在の本市における地域防災計画では、防災総合通信業務無線の整備にあたっては、孤立化が予想される地区等への配備に努めるとしておまして、現在、孤立化が予想される山川地域の鰻地区、それから尾下区の両区長さんのところに移動系の防災行政無線機を配置しているところであります。今後、第一次避難所に防災行政無線の移動系無線機を常時置いておくかということにもなろうかと思っておりますけれども、避難を行う場合においては、基本的には、市の職員が、あるいは消防団が担当の消防団を決めておりますので、

必ず携帯用無線機を持参しながら誘導していくことになりますので、お互いに避難施設の情報交換というものはなされていくものだと考えております。また、学校等においても現在のところは電話回線が切断されない以上は、電話による情報のやりとりということはできるわけですが、仮に、電話回線が切断された場合にも、同じく学校においては、学校を避難所として、あるいは誘導をする際には、地元の消防分団が出動をいたしますので、災害対策本部との連携というものは図れるものというふうに考えております。

なお、各公民館の集落長さんのところには、指宿地域においても固定系の防災行政無線の戸別受信機を設置しておりますので、その戸別受信機によって避難等の呼びかけというものも行っていくことになるかと思えます。さらには、今後の対応ですけれども、市政事務嘱託員の皆さん方に、現在、自宅の固定電話をこちらの方で把握するように努めておりましたが、今後につきましては、携帯用の電話番号もこちらの方にお知らせいただくということで、来年度の市政事務嘱託員の委嘱状の委嘱をする際には、固定電話だけでなく携帯電話等についても把握に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

- 13番議員（前原六則）　ということは、整備に基づいて、各避難所には特別に考えてないという考え方でしょうか。職員並びに消防団、分断された方々が避難所に行く前に、特に学校の場合はどういう状況か、状況を判断したうえで責任者が多くの児童に対する安全確保のための判断をしなくちゃならないわけです。そういう時に、通信手段というのは、大きな災害が起こった時に、こういう論議しているのは、大きい災害という時は、通信手段も断たれたような時、有線関係、それから携帯についても断たれると、強制的に切られるというような状況が発生するわけですから、状況把握というのが実際に被災地に行きますとですね、そのところを皆さん方は強く、もう起こった瞬間に、起こって2・3分、10分以内にその状況を把握しないと、右往左往すると。あちこち動き回って、ますます災害を、人災を広げていくという状況があるということをお聞きしております。そういうことから、災害があった時に、すぐどういう状況、どのような災害というのが把握できるような形を取っておった方がよかろうと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか、伺います。
- 総務部長（渡瀬貴久）　極論で申しますと、各集落長さんの方に、あるいは避難施設に移動系の防災行政無線を置いておくかというようなことになるかと思うんですけれども、現段階においては、移動系無線機については、数的には少し増やそうというふうな計画でおりますけれども、そして増やした台数でもって、より避難誘導に使えるように、消防団並びに職員に持たせながら連絡していこうということは考えておりますが、現段階において、避難所に防災行政無線をすべて設置するというについては考えてはおりません。
- 13番議員（前原六則）　先ほど教育長から6月に校長会を開いて、避難関係、災害対策の指示をしたということなんですが、大川小学校はですね、唯一北上川沿いで避難場所を明確に定めてなかったみたいです。近くに大川中学校というのがあるんですが、ここは裏山にとい

うような、そういう具体的な避難場所の指定を、この学校の運営の中に指定したそうですが、この大川小学校はしてなかったために、その避難場所の協議のために遅れたというようなことも報道されております。ですから、6月のその結果はですね、全学校ほとんど避難計画は出されているかどうか、再度教育長にお伺いいたします。

- 教育長（池田昭夫） 6月の校長研修会のおりに1回指導しましたが、8月のおりにすべての学校が対応マニュアルを作成いたしまして、その中を見えますと、特に海に近い学校については、きちんとかような場合にはどこに避難すると、このような大きい場合にはどこに避難するという計画まで立てておるように見受けられます。ただ今後、どこが何日に実施するというところまではまだ調査しておりませんが、津波の年間計画が入っておりませんでしたので、そのことについては、今後また8月下旬に必ず2学期中には実施するようにと指導しておりますので、その実態については把握していきたいなと思っております。
- 13番議員（前原六則） 先ほどグリーンピア指宿関係の跡地利用の問題でございますが、メディポリスがグリーンピア指宿から譲渡を受けて、現在所有者となっているわけなんですけれども、先ほど支援センター参与から届け出等の話をお聞きいたしました。この計画によりますと、温泉の配管を敷設するための工事道路とかいうことだったらしいですが、それがその、現実には違うというのはいつ頃把握されたんですか。お伺いします。
- 産業振興部参与（浜田淳） 先ほど申し上げましたように、本市に出された時には、伐採許可のところでのということで、市の管轄でありましたが、後で調査しましたところ、1月27日に県の方に出向きまして、事前打ち合わせということで、道路改良ということで、変更がされたというふうに聞いております。我々が実際把握したのは5月の中旬ぐらいだったろうと認識しております。
- 13番議員（前原六則） 先ほど市長の方で開かれたメディポリス施設になっているということでした。これも8月でした。この道路のことで玉利地区、それから南迫田地区の皆さん方が、この道路開発を気付いて騒動し始めたのは、もう4月から既に始まっていたかと思えます。メディポリスというところはですね、私はすごい企業だなと思っております。財団だな、その後ろにある新日本科学というのがすごい会社だなと思っております。と申しますのが、情報収集に長けていると。その対策もしっかりやっていると。ということは、市民がどういう動きを取っているか、ここでどういう行動をとったらいいかということでですね、私の想像するところには、8月にそういう対策を取ったんじゃないかなろうかというようなことも考えている次第でございます。以前は、皆さん方知っているように、施設に入る車、ナンバーチェックしていました。私も去年はされました。その前もされました。これは2月の時点で皆さん方には一般質問の中で話はしていますが、この22年12月1日に、この道路については伐採届が、造林届出書ですかね、出ているわけなんです、これがその工事に、につかぬ道路にできあがっていて、その後、4月の雨で秋元川流域に土砂が流れ込み、それで不安がった市民

から数多くの苦情が寄せられました。私は5月中旬に聞きました。もう6月の一般質問も大体準備が進んでいましたので、ちょっと触れることができませんでしたけれども、ほかにも施設内の開発行為、また、あそこには霊長類も飼っております。これら等の把握を市がどのように把握しているか。今後どのようにするつもりなのか、ちょっとお伺いいたします。

- 総務部参与（久保憲一郎） ゲートの開放については、8月から全面的に開放をいたしまして、たくさんの方々が利用できるようになっていところでございます。先ほど、霊長類のことをお尋ねでございましたけれども、飼育場所は入口ゲートから侵入した左手の方だということで、議員さんも認識されているかと思えますけれども、この施設につきましては、農水省指導の下に法定検査を実施して、病気を持っていない健康な動物と証明されており、厳重な管理体制の下に飼育されているというふうに伺っております。飼育頭数等については、企業の関係で公開はされておりませんが、今後、そういう公害処理等については、きちんと設備が整備されておりますので、私たちも今後、霊長類飼育施設として環境省及び厚生労働省から認定をされているということですので、今後も見守っていききたいと、そういうふうに考えているところでございます。
- 13番議員（前原六則） メディボリス指宿に関しては、いろいろな補助金、国、県、それから指宿市、なされております。財団法人に多額の補助金、助成金、集中しているわけなんです。特にですね、NEDOの補助金による発電施設等は現在どのような形で進んでいますでしょうか。お伺いいたします。
- 総務部参与（久保憲一郎） 地熱発電計画についての現状でございますけれども、地熱発電事業につきましては、説明会等を開催して、地元からの理解も得ながら計画を進めてきたと伺っておりますけれども、採算性が立たずに、現在は保留となっているというふうに伺っています。しかし、今回の地震等でもありましたように、政府の代替エネルギーに関する法律の成立などで、自然エネルギーが見直されてきている状況にありますので、再度、事業計画を策定するかどうか、協議がなされる予定であるというふうに伺っております。
- 13番議員（前原六則） そのようにいろいろなものがですね、しっかりと市民、また議員、はっきりそういうのが知らされてないわけでございます。これに関しては、鰻池等の地区の皆さん方に多大な騒動をさせさせたという面では、そのあたりの説明も、説明と言いますか、お知らせも必要じゃないかと思えます。というのが、現在、先ほど作業道路ということで伐採の届出が出されていた、この理由はですね、どちらかといえば下の方の泉源確保のためのやつじゃないかということが言われているわけですし、実際そうだろうと思います。それがNEDOとの関係等も勘ぐったりするわけなんです。ですから、そのあたりもしっかりと把握しながらやっていただきたいというふうに考えます。指宿市には、また大きな負荷を掛けています。水道の問題。当時、グリーンピア指宿の水確保のために、永吉地区に、新永吉の田んぼですね、篤姫の撮影があった、あの口ケ地のたもとに水源地を掘っています。これ

が、水道課に問い合わせてみますと、全然、グリーンピア指宿はそれ一本で頼っていたんだけど、メディポリス指宿、新日本科学に譲渡されてからはですね、最近使っていないという現状があります。こちらの方に供給するために高圧ポンプを稼働させなくちゃならない。もちろん、現在は新永吉地区の方にも分けてありますが、新永吉の分については、電気料の分だけについては節減ができると。使わない新日本科学の分については、本来なら閉めた方がいいんじゃないかとも、閉めたと言うのか、閉じた方がいいんじゃないか、使わない水道の経費をできるだけ少なくすることが先決じゃないかとも考えております。今後、このあたりも市当局としてしっかりと把握し、また、具体的なものを把握して対策を練っていただきたいというふうに考えているわけでございます。

森林届の問題にいきます。森林届の林地開発ですね、林地開発はこの道路ができたことによって、新しい目的外と言いますか、伐採の届出以外の道路に変容したわけでございますけれども、これにあたっては、林地開発許可が県の方のものが必要かとは思いますが、この方はどのようなふうになっているか把握していますか。

- 産業振興部参与（浜田淳） 現状を1ha以上変える場合に、県の林地開発許可が必要ということで、現在、その申請書につきましては県の方に提出されているというふうに伺っております。
- 13番議員（前原六則） 現在、提出されているということなんですが、まだ指宿市の方にはその林地開発に対する意見書等は開封されてないんですか、伺います。
- 産業振興部参与（浜田淳） 現在の段階ではまだ来ておりませんが、近々来るものと思っております。
- 13番議員（前原六則） もう道路はできているわけですよね。ということは、違法行為で行ったというふうに理解してよろしいんですか。
- 産業振興部参与（浜田淳） 先ほども申しあげましたように、1月27日に県の方と事前の協議をやっているということを聞いているところでございます。先ほど言いましたように、今回の林地開発につきましては、県の許可が必要ですので、県の森林整備課等とのそういう打ち合わせがされた経緯もあり、現在言われています法の違法の判断については、許可権者である県の判断によるのではないかというふうに認識しております。
- 13番議員（前原六則） 森林法については、お答はそのとおりだと思います。打ち合わせができているならば、1月にですよ、県の方が打ち合わせをしているならば、ああいう泥流が秋元川に流れるような、その道路を県は黙認したということになりますので、今後、県に対して、何か、災害とか、それから秋元川に負荷がかかるような、秋元川の底上げをしないとイケないとか、それが洪水を引き起こしたりとかするような時はですね、した場合はどうするかというのを県への申し入れしておくべきだと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。伺います。

○産業振興部参与（浜田淳） 先ほど申し上げましたように、県の方から市の方に意見をされますので、その意見をする時にですね、うちだけじゃなくて関係機関になると思うんですが、その時には、まず災害を防ぐ土砂の流出や崩壊をさせないようなふうにしていきたいということ。そしてまた、水害を防ぐ手立てをしていただきたいということや、また森林ですので、水源を涵養する働きですね、そういう役目を持っていますので、そこあたりの影響、そしてまた、日常生活の環境を守っていくということで、環境等に悪化がないようにというような観点から意見をしていきたいというふうに考えております。

○13番議員（前原六則） そのように是非していただきたいと思います。県としては監督責任があるわけですので、この開発行為が計画に従ってなくて、やった場合は開発行為の中止、または期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができるとなっております。ここのところの責任所在ですね、市と県との責任所在、それは明確にやっておかないと、市民に多大な人的、生命の安全と、それから物的、安全の確保、それから市の財政の負担、これを絶対に生ずることがないようにですね、今後、十分に県とのやりとりの中でしっかりやっていただきたいと思います。

こういうように、今、新日本科学、イコール、メディポリス指宿、非常にですね、指宿市民に対して、また指宿の財政に対して負担をかけるような行為が行われております。理事であります豊留市長におかれましては、理事会等でこのような行為に対しての抗議というか、意見というのか、それは今後申し上げられる機会、年に何回あるか、それも含めて伺いたいと思います。

○市長（豊留悦男） ただいまご質問をいただきましたように、財政的な負担という考え方ではなくて、本市は平成20年度から23年度までの4年間、財団法人メディポリス医学研究財団へ奨励金を交付をしております。これは先ほど申し上げましたように、この設立の趣旨、目的を達していると認められることから、奨励措置をしてきているものであり、今後につきましても、本市の市勢発展にとっては重要な施設であることから、この奨励措置は行っていくことに変わりはございません。私といたしましても、先ほどご指摘いただきましたように、市民を代表した形での理事という、そういう役をいただいておりますので、この施設の重要性等を鑑みながら、この施設が市民にとって親しまれるような、そして観光指宿、またはメディポリス指宿にとってもお互いプラスになるような、そういう運営の在り方については、理事としての責任を果たしていくつもりでもございます。理事会においても年数回ございますけれども、いろいろな市民に対する情報公開を含め、必要な措置を取るような、そういう提言等は行って、市民の不安を払拭するように努力をしてまいりたいと思っております。

○13番議員（前原六則） 私はですね、そのようなメディポリス指宿奨励条例に書いてありますように、このことについてちょっとお伺いいたします。事業状況を報告し、また毎回、毎年、毎年、施行条例の中で申請をするようになっているわけですが、じゃあ、お聞

きします。23年度の事業計画、また雇用予定者数、それから、利用予定者数、これらについてどのように把握していますか。また、実績もあわせて、この際、お伺いしたいと思います。

- 総務部参与（久保憲一郎）　まず、がん粒子線治療研究センター稼働後の患者数等について報告をさせていただきたいと思います。平成23年1月11日の一部稼働から8月末までということになりますけれども、105名のがん患者さんの治療を実施していると聞いております。このうち6割が鹿児島県在住で、その他が県外の日本人患者であると同っておりところでございます。

それから、雇用の関係ですけれども、地元雇用の人数ですが、7月31日現在、メディポリス医学研究財団、新日本科学民間委託の職員、契約職員など、すべてを合わせて165名の方が働いているとのこと。正職員としては107名が現在働いており、うち70名が指宿市から雇用されていると同っているところであります。

- 13番議員（前原六則）　今後ですね、このような状況等を把握しながらやっていただきたい。それと、奨励措置につきましては、今後、事業経済効果と言いますか、波及効果を含めた中ですね、それ以上に市民に不安、またその対策、いろいろ与えるようなことであれば、指宿メディポリスに対する奨励措置というのは、一時停止して、もしくは廃止してそれなりの一企業、一財団という道であるならばやめるべきではないかと思うんですが、そのあたりをどのようにお考えか伺います。

- 議長（松下喜久雄）　簡潔にお願いします。

- 総務部参与（久保憲一郎）　この旧グリーンピア指宿から購入していただく段階で、いろんな形のそういう申し合わせ事項と言いますか、ことがございまして、環境保全についてもいろいろと規定をされているところでございます。今回、市民の方々から不安の声が上がっているとすれば、今後、市民の方々へのご心配をかけることがないような整備や開発など、事業を計画する際には、本市及び周辺住民等への事前の説明や報告をしていただくようお願いをしているところでございます。

- 議長（松下喜久雄）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　0時02分

再開　午後　0時58分

- 議長（松下喜久雄）　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

- 2番議員（西森三義）　皆さん、こんにちは。2番、西森三義です。午後からのトップバッターとして、元気よくめりはりをつけた質問をしていきたいと思ひます。

さて、我が指宿においては、これまで大きな災害もなく、安心しているところでありますが、災害は忘れた頃にやってくると言われております。万一の時の対策は十分過ぎるほど検討されていると思ひますが、職員一人一人が危機意識を持って対処できるよう、周知、指

導方をお願いいたします。それから、8月10日に山川・根占航路の本格再開に伴う記念セレモニーがあり、さっそく第1便に乗船し、薩摩・大隅両半島を結ぶ海の国道、50分の船旅を満喫いたしました。海から見る指宿は海と山に囲まれ、すばらしい街並みであることを改めて感じることができました。一方、根占港に着いてから、15年くらい前にはなかったナフコとか、ファミリーマート、そして多くの飲食店があり、びっくりいたしました。9月9日付けの南日本新聞に、山川・根占航路の客足、ひとまず順調との記事が掲載されており、うれしく思い、これからも継続して運航ができるよう市民の一人としてPRしていきたいと思います。

それでは、これから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、農業振興についてであります。今、農家の方々は、ソラマメ、スナップ、キャベツ等の作付けに追われ、熱い中を作業し、雨が降らないため、畑かん地区では、スプリンクラー等で散水している光景が見られ、便利さを痛感いたしますが、一方、畑かん整備をしていない地区においては、作付け後の給水作業にひと苦労しています。そこでお伺いいたしますが、市内で畑かんを実施できなかった地区は何箇所かで、面積並びにできなかった理由を把握しているかお伺いいたします。

そして、これまで未実施地区への取組は検討されたのでしょうか。されていれば取組を何回実施したか。また、最近、未実施地区への説明会は実施されていないかお伺いいたします。

さらに、農地・水・環境保全向上営農活動支援事業については、先の6月議会において同僚議員も質問し、国の判断が8月に出ると答弁されたが、現在、どのような状況かお伺いいたします。

それから、大晦日から元日にかけての大雪等で、山に餌がなくなったのか、有害鳥獣の出没が多かったと聞いたが、今春の有害鳥獣の被害額を把握しているかお伺いいたします。

また、7月5日付けの南日本新聞に掲載されていた内容では、県内のヒヨドリ被害は去年の4倍弱とのこと。そこで、ヒヨドリの被害防止対策としてかすみ網の復活を要請できないかお伺いいたします。

続きまして、農業者の労災加入状況はどうなっているかということですが、行政が窓口になっていないため、詳細については報告できないかもしれませんが、平成22年5月10日に指宿農業支援センターがオープンし、市、JAが同じ目的、目標を掲げ、業務に取り組むため、農業振興や農業者の利便性の向上、農政に関する相談窓口の強化が図られることと、同庁舎内の県農林水産部、農政普及課とも連携を強化でき、センターを最大限活用し、南の食料基地を目指したいとのことでしたが、関係機関との連携が図られていれば答弁できと思いますがどうですか。お伺いいたします。

次は、食の安心・安全の取組状況についてですが、私は、JAの野菜部会に加入しているため、作物の栽培プロフィール日誌を記帳し、念書も提出しているが、民間業者へ出

荷している農家への指導，チェック等はどうしているかお伺いいたします。

次に，農業振興の最後の質問であります食育についてであります。8月25日に県農政課長の農業施策の講義を聞く機会があり，その中で，指宿市は，食育推進計画が未策定と聞きましたが，いつ作成するのかお伺いいたします。

次は，二つ目の今後の観光客誘客対策についてであります。今，指宿の観光については，南日本新聞のふるさと再発見の企画で，5回にわたり薩摩今和泉駅，宮ヶ浜駅，指宿駅，西大山駅を，それぞれの観光スポットを基準にして掲載されていたり，鹿児島テレビにおいては，今月4日に開催した今和泉校区民大運動会の中で，いぶたまに手を振る企画の光景を放送したりして注目を浴びています。そんな中，指宿のたまて箱の観光特急の利用客が減少しない取組を検討しているのか。さらに，これからも2回，3回利用していただくためにはどうすべきか，検討されているのかお伺いいたします。

それから，市営唐船峡そうめん流しの営業時間についてであります。営業時間が短いと，観光客も利用できないのではないかと。それと民間業者との協定があるのかお伺いいたしまして1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 市内で畑かんを実施できなかった地区についてのご質問をいただきました。

南薩畑かんがい事業は，当時の指宿市をはじめ，枕崎市，山川町，開聞町，頴娃町，知覧町の2市4町において，基幹水利施設の国営事業が昭和45年度から59年度にかけて実施，また，区画整理・農地保全等の県営事業が昭和47年度から平成6年度にかけて実施され，約6千haの農地が整備されたところであります。現在，指宿市においては，約2,040haで畑かんの水を利用した農業が展開されているところです。この事業は，基盤の整備を実施する上で，どうしても受益者の同意を必要とすることから，当時の関係者の方々が事業推進に努力してまいりましたが，山川福元地区で180ha，指宿岩本地区の一部で10haの2か所は同意率が低く，畑かん事業は実施されていないところであります。

唐船峡そうめん流しの営業時間についてのご質問ですが，市営唐船峡そうめん流しでは，年中無休をキャッチフレーズとして営業いたしております。その営業時間について，営業開始時刻は午前10時とし，年間を通じて変わりませんが，ラストオーダーの時刻を時期に応じて変えております。すなわち，4月末から5月初めのゴールデンウィークの期間と，7月及び9月は午後7時，8月は午後8時，それ以外の期間は午後5時と定めて営業しているところであります。このラストオーダーの時刻については，これまでの午後5時以降のレジを通した来客数を分析して設定したものであります。以前，町営には，昼間はたくさんお客様が入り，民間にはほとんど入っていないから，夜だけは早く閉めて，民間育成のためにも，お客様が流れるように町側が配慮しているのだと，これまで携わってきた職員から聞いたこともございますが，現在は，市営も，民営も，お互い対等な立場でありますので，営業時間についても協定等はしていないところであります。得意な分野，不得手とする分野を，官民お互い補完

しあいながら唐船峡そうめん流しが繁栄していけたらと考えているところでございます。

ほかいただきました質問等については、関係部課長等に答弁をいたさせます。

- 産業振興部参与（浜田淳） 畑かん事業を実施していない地区における取組の検討についてのご質問ですが、畑の基盤整備、道路の整備、排水路の整備、かんがいの整備を実施する場合、地域全体の理解と協力が必要となりますので時間がかかります。少人数でも同意が得られないと、出来上がりの畑の形状・利用形態に支障を来し事業の効果は上がりません。実施する以上は100%の同意が目標であります。これまで未整備地区に対しましても、地元区長さんの要請で、事業・工事・負担金の説明等を公民館で県並びに土改連の職員も参加していただき、集落の役員の方々や受益者の皆様に3回ほど実施してきましたが、その後、進展がない状況であります。最近の説明会等は実施しておりませんが、今後も、取組の要請があれば説明に伺い、県の方とも連絡を取り、事業の情報をお伝えし、受益者総意のもとであれば事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、農地・水・環境保全向上活動支援事業についてのご質問ですが、農業者や地域住民・自治会関係団体などが幅広く参画します活動組織を作り、農業施設の保全活動や農村の自然や景観などを守る地域共同活動を支援するということで、平成19年度より5か年計画でスタートし、今年度で5年目になります。そして、この事業は平成23年度から事業名称が農地・水保全管理支払交付金事業に変更になったところでございます。平成24年度以降の事業継続につきましては、6月議会で国の平成24年度概算要求時点の8月にははっきりするのではとお答えいたしましたが、東日本大震災復興の関連で概算要求時期が9月下旬に変更されたため、今のところはっきりしたことは言えないと県の方から報告を受けたところでございます。今後も事業継続に向け、県と連携を図り、国へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、今春の有害鳥獣の被害額のご質問でございますが、有害鳥獣の捕獲は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣による生活環境、農林水産業被害が生じている場合に、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに、その防止軽減を図る目的で行うものであります。イノシシやカラス、タヌキなどの有害鳥獣被害につきましては、ほぼ1年を通して捕獲依頼がありますが、冬から春にかけてのヒヨドリによる被害が多く発生している状況であります。有害鳥獣の駆除につきましては、被害連絡がありましたら現場で確認し、地元公民館長さんからの申請に基づきまして、捕獲指示書の即日発行を心がけているところでございます。

平成22年度の本市の農作物被害につきましては、鳥類の推定被害面積が約131ha、被害金額が約1,850万円、獣類の推定被害面積が約47ha、被害金額が約300万円、合計被害面積が約178ha、被害金額が約2,150万円となっている状況であります。

次に、ヒヨドリ被害対策としてのかすみ網の復活の関係のご質問でございますが、かすみ

網は狩猟に使う罠の一つで、主に野鳥を捕獲することを目的とした網のことですが、日本では野鳥の保護を目的として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、許可を持たない者の使用は1947年から禁止になっております。さらに、1991年からは、販売・頒布・捕獲目的の所持も禁止になっているところでございます。かすみ網は貴重な渡り鳥などを一網打尽にし、種の存続すら脅かす恐れがあることから、野鳥の生態調査などの学術的目的で特別に環境省の許可を得て捕獲しているケースのように、特別な許可を持つ者以外の使用は固く禁じられており、また、不正な同種の網を所持することも処罰の対象になっているところでございます。現状では、このように法律により使用が禁止されている状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、食の安心・安全の取組状況についてのご質問ですが、農作物のプロフィール日誌、生産履歴の記帳や農薬の使用等に関しましては、平成18年5月の食品衛生法の改正に伴いまして、すべての品目に一定の農薬残留基準が示され、また、消費者の食の安全性に対する関心の高まりにより、生産農家・産地としても、農薬の使用基準の遵守とその記帳が求められているところであります。特に農薬の使用につきましては、農薬取締法におきまして、農薬を使用する者の責任が明確にされているところでございます。これまでも、ＪＡにつきましては、食の安心・安全システム推進会議の設置をはじめ、指導や検査体制の強化に努めているところでございます。市の取組といたしましては、農家へは、広報紙やチラシ・講習会などを通しての周知を行い、また、民間の集荷業者に対しましては、県農政普及課と連携しながら、プロフィール日誌の作成指導や県が発行しています農薬使用手引書の斡旋、さらには、インターネットをいたしました農薬使用に関する検索方法の周知、そして、各種農薬使用に関する講習会等への案内等を行っているところでございます。今後も、生産農家に対しまして、県農政普及課等と連携しながら、プロフィール日誌の作成指導や研修会等への参加をお願いするなど、指宿の産地から違反事例が出ないように努めてまいりたいと考えております。

次に、食育推進計画策定についてのご質問ですが、現在、本市においては、ご指摘のとおり、食育推進計画はまだ策定されていない状況であります。食育推進に関しましては、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成17年7月に食育基本法を施行し、平成18年3月には、食育推進基本計画を策定いたしております。その後、平成23年3月には、第2次食育推進基本計画が策定されているところでございます。これを受けまして、本県でも、地産地消を基本としました県民の健康で豊かな食生活の実現を目指して、かごしまの“食”交流推進計画の第2次計画を策定し、食育の推進を行っているところであります。本市におきましても、恵まれた自然環境と豊かな食材を有する特性を生かして、家庭や地域、保育所、幼稚園、小・中学校等、また、生産者、ボランティア団体など、食に関わる関係機関・団体等が連携して、健全な食生活・食習慣・食文化の継承、食の安心・安全などの施策を総合的かつ計画

的に推進するため、第一次指宿市総合振興計画後期基本計画に盛り込み、指宿市食育推進計画を策定することとしております。平成24年度策定に向けて現在取り組んでいるところでもございます。

- 産業振興部長（吉井敏和） 3月12日に運行を開始しました観光特急指宿のたまて箱は、現在も高い乗車率を保っており、指宿駅付近は、多くの観光客で賑わっております。今後もこの観光特急指宿のたまて箱を利用し、多くの観光客に来ていただくためには、好調な今こそ次の対策を考え、実行していかなければならないと考えております。そのためには、リピーター対策、情報発信、そして広域連携の3つが重要であると考えております。まず、リピーター対策についてですが、指宿駅では毎週金曜日に、いぶたまの到着にあわせて、指宿商業高校生等による、茶いっぺのふるまいを行っているほか、ホテル関係者等によるお出迎え、お見送り等が行われております。市の玄関口である今和泉校区では、校区公民館や校区子ども会等で組織された、今和泉いぶたま歓迎隊が、小旗やのぼり旗でいぶたまを歓迎する取組も始まりました。情報発信につきましては、大阪、神戸、岡山、広島、福岡等、新幹線沿線の主要都市において、街頭ビジョンでの観光PR映像の放映を行うほか、メールマガジンやツイッター等、インターネットによる情報発信にも積極的に取り組んでいるところでございます。さらには、より魅力的な観光地とするため、県内の二大観光地である霧島市やトッピーで結ばれている世界自然遺産の島・屋久島との広域連携にも積極的に取組を始め、主要都市での合同キャンペーン等の実施を計画しているところでございます。市では、このような取組を積極的に行うことで、いぶたまの利用促進を図り、本市への誘客につなげたいというふうに考えているところでございます。

- 農業委員会事務局長（徳留博昭） 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

農業者の労災加入状況についてのご質問ですが、いぶすき農業協同組合の方から情報をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。平成22年10月から鹿児島県農業協同組合中央会に、鹿児島県農協労働保険事務組合が設立され、県下の農業者が労災保険の特別加入制度へ加入が可能となり、平成23年1月から加入申請の受付が開始されているようです。現在の加入状況は、いぶすき農業協同組合管内で4件の27名、うち指宿市は3件の26名となっております。

- 2番議員（西森三義） それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。

今ほど、答弁で岩本地区の一部の畑かんは実施できなかったと聞きましたが、岩本の海岸地区は漁業が盛んであったものの、燃料等の高騰により漁船を処分し、農業に従事する人が増え、畑かんをしていないところにもソラマメ、スナップ、オクラ等を作付けし、生計を立てている。平成22年9月議会で同僚議員が岩本宮ヶ浜吹越線、通称、篤姫ロードの法面崩壊の質問をし、答弁として道路利用者の利便性が増大していることから、早期に安全対策を図

りたいと考えているとのことでありました。今、私が質問をしている場所は、ちょうど篤姫ロードの上になるわけです。畑の排水整備、道路整備をすることによって、崖崩れも少なくなると思われますが、畑かん事業を導入できないかお尋ねいたします。

- 産業振興部参与（浜田淳） 畑かん事業を実施する場合、国の補助・県の補助を活用して行うわけですが、規模・状況等によりいろいろな事業がございます。現在、代表的な事業としましては、県営畑地帯総合整備事業があります。事業内容は農業用排水整備・農道整備・区画整理・農地保全等が対象となっております。採択要件としましては、受益面積が20ha以上となっております。また、負担割合につきましては、国が50％、県が29.75％、地元が20.25％となっているところでございます。また、岩本地区など規模が小さな地区の事業としましては、県単事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業があります。事業内容は、畑地かんがい・区画整理・農道整備があり、採択要件は受益面積1ha以上20ha未満で、負担割合は県45％、地元55％となっております。そのほかにも、単独の事業ではなく総合整備事業の中で畑かん事業も実施可能な、農村振興総合整備事業や中山間地域総合整備事業等があります。いずれの事業にいたしましても、受益者の総意が必要となります。

- 2番議員（西森三義） 確かに、畑かんをする時には、それぞれの地元の同意が必要であろうというふうに考えております。私も先日、南薩土地改良区の事務所に電話をして状況を聞いてみました。その中で、先ほど岩本のほかに福元地区もできなかったということを聞きました。畑かんをされなかった地区に説明に出向いた時には、いろいろ罵声を浴びせられたと、土地改良区の職員も言っておりました。ただですね、畑かんを実施した地区でも、区割りをして個人へ返す時、トラブルがあったというようなことも聞いております。また、当時反対をした人たちとは違った世代が今、経営を担っているわけですので、そこあたりを考えて、もう一回、畑かん導入はできないものか、再度お尋ねをいたします。

- 産業振興部参与（浜田淳） 山川の福元地区についてのご質問でございますが、冒頭、市長の方から答弁がありましたように、福元地区は、約180haというように非常に面積が大きいわけですが、当時、山川地域で福元地区だけが同意ができなかったということでございますが、当地域は昔から花の栽培が盛んで、ハウス等が非常にあったりということで、当然、工事の期間中はその栽培ができないということで、その間、収入が減るというような状況等もあったりしまして、そういうことで同意率が低くなったというふうにも聞いております。現在、世代が代わりまして畑かんの土地が欲しいという若い方もいらっしゃるわけですが、これまで数回そういう要望の中、先ほども答弁しましたように、地区に出向きまして、県の方もおいいただき説明をしたわけですが、やはりなかなか同意という点でですね、非常に、要望はあるものの、実際、畑かんになる時に同意というのは、非常にまだ難しい状況だと思っておりますが、地区からのそういう強い要望があり、同意の目処が立てば、我々もその中に入っていくって、また協議をさせていただきたいというふうに思っております。

- 2 番議員（西森三義） いろいろな事業をする時も地区の同意は必要だと思いますが、その時点で、当時の人が反対したことであり、何とか前向きに取り組んでいただきたい。そのために私どもも地元民に働きかけていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、視点を変えてですね、22年12月にも質問をいたしましたが、今、大型機械の普及に伴い、畑かん整備をされた、例えば、小牧地区において、畑の1筆当たりの面積が狭いことから、再整備の要望があるが、再整備するとすれば、面積はどれぐらいから実施できるのかお尋ねいたします。

- 産業振興部参与（浜田淳） 再整備等の事業につきましては、畑かん事業を実施する場合に、先ほども申し上げましたが、一般的な利用といたしましては、県営畑地帯総合整備事業があります。採択要件としまして、受益面積が20ha以上となっております。また、規模が小さな事業としましては、県単事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業があります。採択要件は、受益面積1ha以上20ha未満となっております。いずれの事業にいたしましても、事業参加面積がつかめないと計画が進みませんので、受益者の総意をまとめる必要があります。経費の負担率も事業により変わってまいりますので、時間がかかる場合もあると思います。

なお現在、小牧地区におきまして排水路整備を行なう、県営シラス対策事業小牧地区を計画し、現地調査・測量を実施しておりますので、この事業とも連携して協議してまいりたいと考えているところでございます。

- 2 番議員（西森三義） いろいろですね、いろんな事業があります。今言われたシラス対策事業についても、今測量をやっているみたいですので、この辺もあわせて進めていってもらいたいというふうに考えております。

それから、先ほど答弁をもらいましたが、農地・水・環境保全のことですが、今、9月13日に臨時国会が招集され、いろいろ審議されると思われませんが、東日本大震災を理由に農地・水の事業が継続できないとなれば、畑かんで整備したところも草木が生え、道路も通行できない可能性もあるため、是非とも継続については県と連携して強く要請してください。よろしくお願いいたします。

それから、獣類の被害はあまり出ていないようですが、有害鳥獣の補助事業について、3月の一般質問で答弁をいただきましたけど、再度教えていただきたい。例えば、電気柵を設定するとなれば、補助金の額は幾らか。また、補助要件について広報紙等で周知できないかお尋ねいたします。

- 産業振興部参与（浜田淳） 有害鳥獣対策の補助事業につきましては、県単の農業・農村活性化推進施設等整備事業の鳥獣害防止対策があります。事業内容は、電気柵、防護柵、捕獲檻、防鳥網等の施設整備がありまして、受益農家3戸以上、受益面積が概ね1ha以上で、県の補助率は3分の1以内となっております。この事業に取り組む場合に、受益農家3戸以上で管理組合規約を作成する必要があります。また、受益面積1ha以上というのは、同じ地区であれば

道路を挟んだり、間に他人の畑がある場合でも対象となります。なお、補助金額の上限はございません。事業費につきましては、連担した1団地で設置するとした場合、電気柵2段の場合で、周囲400mの畑に設置すると、1m当たり250円程度で、総額10万円となり、補助額は約3万3千円程度になるところでございます。県に問い合わせましたところ、平成23年度につきましては予算が残っておらず、また、24年度の見込みにつきましては、事業見直しの可能性がありまして、現在、不透明ということでしたので、広報紙等での周知につきましては、県の事業見直し結果を待ちまして、対応してまいりたいと考えているところでございます。

- 2 番議員（西森三義） いろんな補助事業については農家の方があまりよく知りません。できるだけ周知あたりをですね、広報紙なり、あるいはチラシなり、あるいはいろんな会議等で周知していただきたい。農家の方が分かりやすいように指導方をお願いしたいと。3月でもありましたが、獣類の捕獲は猟友会の方々が必要です。今、指宿には70名という答弁をもらいましたが、猟友会と連携をして、後継者育成等を含めた協議もしてまいりたいとありました。特に、イノシシの捕獲には犬や捕獲者の経験が必要だと思いますので、若い世代の育成をできるよう取り組んでいただきたい。よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ヒヨドリに対する防護策として、かすみ網が一番だと考えますが、法律を変更するには時間もかかると思いますので、他県での被害防止策の取組事例はないかお尋ねいたします。

- 産業振興部参与（浜田淳） ヒヨドリの対策につきましては、ヒヨドリの被害は長期間にわたることが多いので、ヒヨドリが作物に触れることができないように、物理的に保護する方法が基本になるようでございます。派手な模様のテープや大きな音で威嚇して追い払う方法が容易ではありますが、すぐに慣れて短期間しか効果がなく、無駄に終わることが多いようでございます。果樹園では果実袋による効果もあるようですし、住宅等で鳩の糞害対策に威力を発揮しています透明なテグスを張り巡らす方法や、防鳥ネットにつきましては、網の目が3cm以下のものを使用し、ネットの上からついばまれることもあるため、作物の間に隙間を設けるのが良いとされ、雑木林などに近い畑は被害が集中しやすく、特に注意を要し、平場の畑と作物を入れ替えるなどの対応も必要ではないかと考えております。現在のところ、的確な方法としては防鳥網が基本となるようでございます。

- 2 番議員（西森三義） 確かにですね、防鳥網をきっちり、鳥が入らないようにしておけば防げるようございますが、作物を管理する上で、どうしても農薬散布も必要なんです。そういう形で、農家の方は非常に大変な作業に追われておりますが、そこでですね、新聞にこういうのが載っておりました。兵庫県では鳥獣害共済基金を設けたという記事がありました。本市においても基金積立方式を導入できないか、今後検討していただくよう要望いたします。

それではですね、次に、労災保険についてでございます。労災保険については、9月14日労働基準監督署へ電話をして確認したところ、労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障

害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者も一定の要件のもとに特別に加入できるし、加入年齢の制限はないと指導を受けました。そこで、労災保険について農家の方はあまり知らないと思われます。加入促進に向けた取組をどのようにされているかお尋ねいたします。

- 農業委員会事務局長（徳留博昭） 農家への周知については、広報いぶすき・農業委員会だよりに掲載し加入促進を図っており、また、認定農業者・新規就農者等の各種会議・研修会等においても労災保険制度の周知と加入促進を図っております。いぶすき農業協同組合においては、広報なのはなにに掲載しているほか、各種会議において制度の周知を行い、また、営農指導員・SAP職員が担当地区の農家を戸別訪問した際に制度周知と加入促進を図っているようです。今後もいぶすき農業協同組合、各関係機関と連携を取りながら、継続的な加入促進を図ってまいりたいと考えております。

- 2番議員（西森三義） 是非、そのように連携を取って、農家の方に周知、そして加入ができる人は加入してもらい、そのように取り組んでいただきたい。南九州市の方でも畑作総会の中で労災保険について説明を行って、そして農家の理解を得たということで情報を得ておりますので、是非、そのようにお願いいたします。

ここに新聞を持ってまいりました。6月29日付けの新聞に、山川地区の高齢者の方がトラクターの下敷きになったとの記事が掲載されております。高齢者向けの農作業者の安全運転の指導は実施できないかお尋ねいたします。

- 農業委員会事務局長（徳留博昭） 高齢者に向け農作業安全の指導については、平成22年度に山川利永の尾下地区で、高齢農家を含めた農業者に対する農作業安全指導研修を、県立農業大学校の講師を招いて実技研修会を実施いたしました。平成23年度は、指宿の中川地域において、同様の実技研修会を計画しているところでございます。今後も、農作業の安全対策を着実に推進するために、実技研修の開催、広報紙、ポスターによる啓発等、事故防止対策を図ってまいりたいと考えております。

- 2番議員（西森三義） 先ほども私は申し上げました。労働基準監督は、監督署によりますと、労災保険は加入年齢の制限はないということでございましたので、当地区においては高齢者の方がトラクターに乗っている姿が多く見られます。いろんな事故がないようにですね、こういう実技指導は何回となく実施していただきたいと、よろしくお願いいたします。

それでは次に入ります。食のPR担当部署が設置され、担当者の方も農産加工場の後継者問題等に積極的に取り組んでくださり頼もしく思っておりますが、南の食料基地としての地産地消の取組状況はどうしているかお尋ねいたします。

- 産業振興部参与（浜田淳） 地産地消の取組状況というご質問ですが、県が南薩地域で取り組んでいます南薩地域かごしま“食”交流協議会の活動を始め、様々な活動を、関係機関の連携のもと展開しております。主な活動といたしましては、観光と農業が連携して、農林水産

物等の積極的な活用促進を図るための商談会の開催，また，地域農産物の販売・PR促進のためのいぶすきマルシェの開催やきらめきべっぴんネットによるホテル，旅館での朝市，夕市の開催等を支援しておるところでございます。また，飲食店等におけます地産地消の取組拡大や，農林水産物等の消費拡大につなげるため，かごしま地産地消推進店の登録を進めております。市内におきましては，平成23年8月末現在で，23店舗がかごしま地産地消推進店として登録されているところでございます。学校給食におきましても，地域農産物供給を促進することを目的に，地域食材の供給体制を確立するよう関係機関との連携を進めているところでございます。そのほか，関係機関と連携した，地域食材を生かした農産加工品の新商品開発への取組や，農林水産物や加工品の直売を行う交流施設などとの連携を通じ，地域地産地消に取り組んでいるところでございます。これらの活動を発展させることで，農林水産物等の消費拡大を行い，地産地消を進めてまいりたいと考えているところでございます。

- 2 番議員（西森三義） 地産地消についてはいろいろといわれております。その中で，今年の4月の読売新聞に指宿市のソラマメを使ったソラマメパンが市内の小・中学校の給食に登場した記事が掲載されておりました。その後も実施されているのかお尋ねをいたします。
- 産業振興部参与（浜田淳） ソラマメパンの学校給食での継続についてのご質問ですが，給食センターでは，4月22日に指宿産のソラマメペーストを使用しましたソラマメパンを地元業者が製造し，学校給食センターで利用され，市内の小学校6校と中学校3校の給食で出されておりました。その後につきましては，価格が通常のパンより割高になり，給食費との問題もあり，学校給食ではソラマメパンは継続されていない状況でございます。学校給食以外では，このソラマメパンは，指宿駅の売店や道の駅いぶすき彩花菜館などで販売されているようでございます。今後もソラマメパンに限らず，地産地消推進の観点から，地元食材の消費拡大につながる方策に努めてまいりたいと考えております。
- 2 番議員（西森三義） 私も地元パン製造業者のところに外向き，話を聞くことができました。その社長さんは，地元の安心な食材でパンを作っているとのことで，その場でいろんなパンが売っておりましたので，私も買って食べてみました。ソラマメパンはおいしかったです。また，あるお菓子屋さんでもソラマメを使った菓子が売られており，観光協会のポスターも貼ってありましたが，地産地消が進んでいると感じました。これからは更に地産地消に力を入れていただきたいと思います。

それでは，食育推進計画は24年度策定に向けて取り組んでいるとのことでしたが，県農政課の課長さんに聞いたところ，策定をする過程において教育委員会，健康福祉部も連携して作成していただきたいとのことですので，策定についての対応方をよろしく願います。

それから，昨日の新聞に指宿たまため箱6号の事故，記事が掲載されておりましたが，乗員，乗客に怪我はなかったということで安心いたしました。その記事の横にですね，JR九州夏

の観光対決の記事が掲載されておりました。先ほど産振部長の方からもありましたように、広域の連携でやっているんだらうなというふうに感じましたが、夏は霧島より指宿の方が客が多かったということで軍配が上がったということでありました。冬にも再勝負をするということでの記事がありましたので、いい意味での対決として観光客誘客に向けた取組をしていただくよう要望いたします。

それでは、時間の関係で最後のそうめん流しのことです。営業時間についての協定はないということではありますが、私は家族でそうめん流しに行った時、市営の営業時間終了後に民間のそうめん流しの方に多くの人が入り出していたもんですから質問いたしました。今年、時間変更を実施したばかりとのことでありますので、その辺についてはもう少し様子を見ることにします。でも、そうめんを食べる時にやぶ蚊がいたんですよ。私の血がおいしいもんですから刺されてしまいました。この蚊を駆除する対策は検討をされたのかお尋ねいたします。

- 開聞支所長（井上修一） 自然の中で、川のせせらぎ、滝の音を聞きながら、開放された施設で食事をするというのがそうめん流しの売りでございます。しかしながら、自然の様々な現象には勝てず、大変苦慮しております。蚊取線香等も焚いたりするのですが、お客様の中には、その匂いや煙を嫌う方もいらっしゃると思います。害虫駆除等も年に2回業者に依頼をしておりますが、効き目があるのはその直後の数日間だけであり、業者にも相談をしているのですが、なかなか良い方法が見つからないのが現状でございます。科学もどんどん発展していく中でありますが、研究が進んで、必ずや蚊を撃退する新兵器が作り出されるものと思います。それまでは、お客様のご要望をお聞きしながら、蚊取線香、殺虫剤、防虫スプレーなどを準備して、なるべくお客様が不快な思いをなさらないよう対策を講じてまいりたいと考えております。
- 2番議員（西森三義） できるだけ早いうちにですね、そういうふうな蚊が寄らない新兵器を作っていただきたいものです。休日の昼はそうめん流しの受付が混雑して、エレベーターの階段まで客が並んでいたと聞いたが、混雑防止対策として、階段の降り口に自動販売機を設置できないかお尋ねいたします。
- 開聞支所長（井上修一） 現在とっている食券販売方法には、3つのポイントがございます。1つは、テーブル案内をスムーズに行うということでございます。そして2つ目は、食事をできるまでのおおよその時間をお客様にご案内するというでございます。3つは、食券の買い間違いによる返品、買い替えのトラブルを防止することでございます。この1つ目についてですが、テーブルが満席状態になってきた場合、テーブルの空き具合を見ながら食券の販売をするようにコントロールをしております。そして、購入された食券を受付に提示していただいてからテーブルに案内をしております。そして、食券を購入された方が食事を始めるまでどれくらい時間がかかるのか、その時間をチェックしております。この状況になった

時に、食券売場の前に行列ができるという状況になっているところでございます。2つ目は、このチェックした待ち時間を、食券を購入するように並んでいらっしゃるお客様にお知らせをし、食事ができるまでの時間を案内しております。お客様については、行列の進み具合と待ち時間を見て、食事をするか、あるいは別なお店に行くかという判断をされることになります。3つ目についてですが、職員が直接お客様とメニューについてお話をできるために、注文の間違いやキャンセルもなく、トラブルがなくなっております。以前は、食券を購入したけれども、一体いつになったら食べられるのかと、大変な不満をもって帰られた方もいらっしゃいましたが、このようなトラブルは解消されており、現在の食券販売方法が、繁忙期においてはいいのではないかと考えているところでございます。

- 2 番議員（西森三義） 私の知っている人が、たまたまそういうふうな混雑する時間帯に行ったと思うんですが、そういう事情でいろんな改善策を講じているんだと、そして、それがベターなんだということであれば、そのようにやっていただきたい。ただ、来客者に不快感を与えることがないよう、豊留市長がいつも言われております。おもてなしの心で接していただいて、常に唐船峡そうめん流しがですね、経営が黒字になるよう努力していただきたい。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 4 分

再開 午後 2 時 0 4 分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

- 7 番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。東日本大震災から6か月、いまだに復旧・復興がなかなか進んでいない現状です。改めて亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、ご遺族、被災された皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、台風12号による豪雨、土砂災害等、亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、かけがえのないご家族を失われたご遺族、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。災害は予告なしにやってきます。このことを通して、改めて不断の準備、心がけの大切さを痛感しているところでございます。

それでは、通告にしたがいまして一般質問をいたします。

まず初めに、市民の安心・安全な生活のために防災対策について伺います。9月1日は防災の日、8月30日から9月5日まで防災週間でした。本市でも4日に大規模な防災訓練が行われ、私も総務水道委員会の一員として訓練の様子を見学させていただきました。とても臨場感あふれる様子でした。始めてみるボートでの救助方法、また、ヘリコプターから海上の避難者を救助する様子など、感激いたしました。東日本大震災は、自然災害に対する私たちの考え方を一変させました。大災害はどこか遠くにあるものではなく、今ここにあるものである。

そう思い知らされたことでした。だからこそ防災意識を高め、被害を最小限にとどめる減災社会をどう築いていくか。自助・共助・公助の三つの視点から知恵を絞っていく必要があると思います。その上でお尋ねいたします。本市でも防災会議が行われていると思いますが、年間に何回ぐらい行われているのか。また、その構成メンバーはどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目に、今年は地球温暖化の中、熱中症が猛威を振るいました。特に、高齢者や子供が熱中症にかかることが多いようです。本市の熱中症対策の取組について伺います。中でも、鹿児島県では、志布志で各小・中学校に熱中症計を配置したと聞いていますが、本市の学校への設置状況はどうなっているのか伺います。

3点目に、介護ボランティアポイント制度について伺います。この件につきましては、今回で3度目の質問になります。今まで他市の動向を見て判断するとの答弁でした。これからますます高齢化社会になっていきます。医療費の占める割合もどんどん増えていくことでしょう。その医療費の削減のためにも、元気な高齢者づくりが大切だと思うのです。その一助になるのがこの介護ボランティアポイント制度です。霧島や薩摩川内の議員に聞いてみますと、皆さんとても喜んで効果が上がっているよと伺っております。是非、本市でも導入してほしいと思いますが、改めてこのポイント制度を導入する考えはないのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

- 市長（豊留悦男） 防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施の推進等のために設置することとなっており、本市においても平成18年の新市発足から条例を制定し、組織を立ち上げております。会長は市長とし、委員については、指定地方行政機関の職員、鹿児島県知事部内の職員、鹿児島県警察の警察官、市長部局の職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、その他公共的代表のうちから市長が指名又は任命する者及び教育長、指宿地区消防組合消防長、指宿市消防団長となっております。現在34人が委員となっているところであります。なお、女性の割合についてもお尋ねいただきましたが、委員構成が先ほど申し上げましたように充て職となっているため、現在それに該当する女性の委員はいないところであります。この会議の開催については、必要な時に開催するというふうになっており、定期的に年何回開催するという決まりにはなっておりません。そういう意味で、今年はまだ開催はしていないところであります。また、昨今の災害状況を鑑みた時に、この会議の重要性を認識し、会議を機能的に開催する、そういう考え方を持っているところであります。

次に、介護保険ボランティア制度についてのお尋ねでございます。高齢者のボランティア活動による地域貢献を積極的に奨励・支援し、社会活動を通じて高齢者の生きがいと元気なお年寄りを増やすことで、介護予防等にもつながる制度であると認識しております。この様な中、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、霧島市と薩摩川内市が平成

21年度から実施し、本年度からは、奄美市が取り組んでおり、現在のところ、県内19市のうち3市が取り組んでいるところであります。本市では、平成24年度から26年度までの3か年を第5期介護保険事業計画期間と位置付け、計画を現在策定中でございます。この計画は、高齢者が地域の一員として社会参加し、高齢者の自立した生活をいつまでも支えられるよう、介護予防の推進、サービスの質の向上・確保などを将来にわたって持続可能なものにするものであります。この様なことから、介護保険ボランティアポイント制度、この計画の中で位置付けて取り組んでまいりたいと考えております。

以下、いただきましたご質問につきましては、関係部長に答弁をいたさせます。

- 健康福祉部長（迫田福幸） 志布志市では、小・中学校に熱中症計を配置したと聞いているがということで、本市の取組状況はというお尋ねでございます。熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温機能調整がうまく働かないこと等により、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには、吐き気や倦怠感などの症状が表れ、重症になると意識障害などが起こります。また、気温や湿度が高いなどの環境条件や、体調が良くない、暑さに体がまだ慣れていないなどの、個人の体調による影響が組み合わさることにより、熱中症の発生が高まってきております。そのため、こまめな水分等の補給や、空調等による室内環境の確保等が大事な予防法となってきました。熱中症の取組につきましては、日本で最も暑い埼玉県で、暑さ対策、暑さにまけるな中学生事業やまちなかオアシス事業など、様々な取組が行われてきております。また、県内では、志布志市が平成23年6月から小・中学校に対し、熱中症計を配布しているようでございます。なお、本市における熱中症計の配置につきましては、各学校のクラスごとに温度計や湿度計を配置し、児童・生徒の体調管理を行っていることから、熱中症計は配置していないところでございます。今後は、夏場だけの発生とは限らない熱中症対策として、更なる体調管理や熱中症等に対する強化を図るとともに、設置の必要性について、各関係機関とも連携を図りながら、研究・検討してまいりたいと考えております。
- 7番議員（高田チヨ子） それでは、防災対策の方からお伺いいたします。今、防災会議には34名、その中で女性はいないということでした。理由は充て職だからということでございましたけれども、この構成メンバーに女性が入っていないのは、やはりおかしいのではないかと、そういう気がいたします。東日本大震災で災害対策に女性の視点がいかに大切かを教えてくれました。下着が干せない、衣服を着替える場所がないなどなど。避難所で相次いだ女性の人権に係る様々な問題点は、既存の災害防災対策に女性の視点が決定的に欠けていることを見せつけてくれました。女性に限らず高齢者や子供、障害者、いわゆる災害弱者への支援が大きく出遅れたのも、命に敏感な女性の視pointsの欠如の故ではなかったのか。その意味で防災教育の徹底、なканずく女性の視点からの防災対策の推進を図る上で、女性の参画が必要だと思っておりますが、このことについてどうお考えでしょうか。

- 総務部長（渡瀬貴久） 今回発生いたしました東日本大震災での事例や教訓を基に、ハザードマップの作成や地域防災計画の見直しを行うこととしております。その際には防災会議を開催することになりますが、委員の見直しにつきましては、指宿市男女共同参画基本計画の具体的施策に基づき、他の会議等との女性委員の登用と同様に、女性ならではの視点からのご意見をいただくためにも、防災会議において、今後、女性委員の登用を検討してまいりたいと考えております。そして、先ほど市長の方からも防災委員の構成について答弁がありましたけれども、指宿市防災会議条例の委員の中に、第8号委員ということで、公共的代表のうちから市長が任命する者も委員になっておりますので、この項目の中で検討をしてまいりたいと考えております。
- 7 番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。9月4日の大規模な防災訓練に参加して感じたことですが、大がかりな訓練も大事ですが、地域での自主避難訓練がとても大切だと思います。日常的に取り組むことによって防災に対する備えが身についていくと考えますが、このことについてはどうでしょうか。
- 総務部長（渡瀬貴久） 今回の地震による教訓ということで、一つ目が、想定を信じるな、二つ目が、その状況下で最善の避難を、そして三つ目が、必死で逃げる姿こそが周囲への最大の警報となるんだと、そして四つ目が、日ごろの訓練の重要性であります。そういう意味におきまして、自主防災組織と防災関係機関が一緒になった日ごろの訓練というものが非常に重要となってくるものと思いますので、今後も先般の防災計画と同様に、また、それぞれの自主防災組織のそれぞれの訓練に対しても、市としても何らかの協力をしていきたいというふうに考えております。
- 7 番議員（高田チヨ子） 開聞の物袋集落では、女性でも消火活動ができると聞いております。本市では、消防団員はほとんどが男性ですが、万が一に備えて女性でも消火活動ができるようになるといいなと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。
- 総務部長（渡瀬貴久） 消防活動として主たるものとしては市消防団があります。現在、23の消防分団で火災の予防や消火活動を行い、地域住民の生命と財産を守っていただいております。現在、本市の女性団体が活動しているものといたしまして、指宿地区幼少年婦人防火委員会の組織に婦人防火協力会がありまして、2団体が加入して、火災予防運動期間中の防火広報、県消防学校での研修、住宅用火災警報器の設置促進活動等を行っていただいております。なお、平成25年度に開催予定であります全国女性消防操法大会に、鹿児島県代表として指宿市から出場することが決定しておりまして、指宿市女性消防隊を設立することになりました。このことについては、10月の広報紙でお知らせをし、隊員を募集することにしております。
- 7 番議員（高田チヨ子） その女性の消防隊員が引き続きずっと消防団として活躍ができればいいのではないかな、そういうふうに思います。実は静岡の御殿場市で女性消防団員の登用

制度というものを導入し、公募の結果、12名の女性消防団員が誕生したそうです。活動内容としては、1、火災予防のための指導や広報活動、2、一人暮らしの高齢者の防火訪問、3、市民に対する救急法の指導、4、地域の安全・安心のための活動、この4点の項目について、消防団の女性が参画したことによって消防団の活性化や、そして、ソフトな視点で市民の安全を守る活力になっているとの記事がありました。本市でもこのように女性消防団を登用したらどうかと考えるのですけれども、このことについてはいかがお考えになりますでしょうか。

- 総務部長（渡瀬貴久） 消防団の活動につきましては、従来からの消火、警防のほか、防火指導や予防啓発など多様化してきております。特に、被雇用者団員、いわゆるサラリーマン団員ですけれども、この被雇用者団員の比率が年々高くなり、地域の防災力の低下というのが全国的にも懸念されている状況のようでございます。地域に密着して生活し、地域コミュニティの観点からも、今後、女性団員数の増加が課題となってきたようです。特に、防火診断、火災予防広報、社会福祉施設等における防火啓発、自主防災組織の指導及び応急手当の普及指導活動等につきましては、従事できるのではないかとことも思われますので、県内消防団の状況等も調査・研究し、一方で、消防団の組織の中に機能別消防団というような消防団組織というものもあるようでございますので、これらも含めまして県内の消防団の状況等を調査・研究してまいります。

- 7番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。

それでは、熱中症対策についてお伺いいたします。先ほど学校の方では温度計と湿度計を置いているということですが、熱中症計については、教育委員会としてはどうお考えになっているのかお伺いいたします。

- 教育長（池田昭夫） 学校内での熱中症というのは、気温や湿度が高くて換気が十分でない教室とか、炎天下での汗をかくような活動とか、休み明けの急激な運動をした場合に非常に起こりやすいと。特にこれからの時期、体育大会、運動会、体育の授業、部活動、下校時の発症等が考えられますが、各学校においては、その熱中症についての保健目標を掲げたり、児童・生徒の熱中症に対する意識を、非常に高めております。また、教室の換気をこまめに行うことや、日常的な健康観察、そして、喉が渇く前の水分補給や日常の発汗がある場合の早めの休憩等を行って熱中症予防に努めておるところです。また、保健体育とか、特別活動の授業においても、熱中症による原因、予防、発症した場合の対応についても学習しているところではありますが、現在、市内の学校では熱中症計を設置している学校はありませんけれども、高温対策についても各学校の各教室の扇風機、保健室のエアコンを今利用しているところですが、各学校のクラスごとの熱中症計の設置については、先ほど健康福祉部長からありましたように設置しておりませんが、学校によりましては消耗品費で一つぐらい買って、その状況を、今日の状況というのは把握している学校もあるやに聞いております。今後も各学

校の実態に応じまして、各学校でいろいろと対策を練っていただきまして、児童・生徒の健康状況を十分把握し、熱中症予防に努めてまいりたいと思っているところです。

- 7 番議員（高田チヨ子） それでは、本市における救急搬送状況はどうなっているのかお伺いいたします。
- 健康福祉部長（迫田福幸） 本市における熱中症の疑いによる救急搬送状況でございますが、平成23年6月2日から8月29日の期間中27件あり、搬送者の内訳は、10歳代が6名、65歳未満が7名、65歳以上が14名となっており、半数以上が65歳以上で、うち7名が80歳以上となっております。なお、傷病の状況でございますが、軽症が14名、中等症が12名、重症が1名となっておりますが、重傷の高齢者を含め発生場所は、自宅が一番多い状況でございます。
- 7 番議員（高田チヨ子） 高齢者と子供が特に熱中症にかかりやすいようですが、特に高齢者は暑さを感じない。また、午後3時以降はお茶も水分も取らない。なぜかというトイレに行くからというのが原因のようです。でもそれが原因で夜中に熱中症を併発するということが多く言われております。本市の熱中症対策はどうなっているのかお伺いいたします。
- 健康福祉部長（迫田福幸） 本市における熱中症対策はどのようになっているかとお尋ねでございますが、熱中症の発生時季のピークは、7月から8月にかけて多い状況であります。近年、ヒートアイランド現象や地球温暖化の影響により、必ずしも夏場に発生するとは限らなくなってきました。市としまして、このような環境の変化に伴い、熱中症を正しく理解していただくため、広報紙による周知をはじめ、高齢者受給者証交付説明会や、運動教室・ふれあい活動等、各種健診時等において、熱中症に対する周知や啓発を行っているところでございます。
- 7 番議員（高田チヨ子） 実は私の知っている方も、山川の方だったんですけども、3年前に熱中症にかかりました。今でもまだ入院しております。内臓が全部やられたということでした。本当に熱中症って怖い病気なんだな、そういうことを感じますので、本当に、この対策はしっかり取り組んでいただきたいなと、そういうふうに思います。

次に、本市におけるミストシャワーの設置状況についてお伺いいたします。今朝、偶然だったんですけども、たまたまテレビでミストシャワーをやっていました。これ、どこなのと、場所を見ださなかったんですけども、ちょうど学校で、玄関のところあたりにミストシャワーをやっていて、昼間暑くて、走り回って、そのミストシャワーのところに行って、気持ちよくなって。だからとってもいいですよというので、ちょうど今朝、このミストシャワーの番組をやっていました。私今日、質問をすることになっているんですけども、その番組をちらっと見たんだったんですけども、このミストシャワーの本市での設置状況についてお伺いいたします。

- 健康福祉部長（迫田福幸） 本市におけるミストシャワーの設置状況についてのご質問でございますが、ミストシャワーは、霧のシャワーで夏の暑さ対策として、水を霧吹き状に散布す

る装置でございます。ヒートアイランド現象や、地球温暖化による暑さ等に対する省エネ対策の一環として、ひんやり体感温度が下がる涼効果や、マイナスイオンでリラックスできる癒し効果があることから、熱中症対策として、多くのイベント会場や商業施設及び公共施設等で設置されてきております。ミストシャワーにつきましては、現在のところ本市において、各イベント会場や公共施設等には設置されていない状況でございます。

- 7 番議員（高田チヨ子） 本市ではまだミストシャワーは設置されていないということですが、茨城県の取手市、ここではこのミストシャワーを設置したことで、市民から大変喜ばれているとのことでした。そこで、このミストシャワーを学校や公園などへ設置する考えはないか伺いたいと思います。
- 健康福祉部長（迫田福幸） ミストシャワーは、機器の規模により安価なものから、高価なものまで幅広い機器があり、ひんやりとした霧の涼感や、気化熱で周囲の気温が3度程度下がるなど、ヒートアイランド現象の緩和や省エネ対策として注目され、猛暑地域で利用されているようでございます。本市内の学校や公園等への設置につきましては、今後、県内への設置状況も注視しながら、各施設関係機関等とも設置方の必要性について、研究・検討していく必要があるのではないかと考えております。
- 7 番議員（高田チヨ子） 是非、このミストシャワー、いろんなところに設置して皆さんの健康管理に役立てていただきたいなと、そういうふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、介護ボランティアポイント制度ですけれども、先ほど市長の答弁で24年度から3年間にかけて、このボランティアポイント制度を入れるという、予算に入れるというお話がありました。とてもありがたいなと思いました。さっそく、私3回目になるんですけれども、こうして介護ボランティアポイント制度を導入していただけるということで、また、指宿のご高齢の方たちが、元気な高齢者になって、そして医療費も削減できてって、いい方に向かっていくのではないかと、そういうふうに思います。一日も早い導入を願っております。

早いですけれども、私の質問しようと思っていたことが全部終わりました。本市は今、新幹線開通よりいぶたま号に人気が集まり、観光客が増えています。本当に、たまに駅の方に行くんですけれども、いぶたま号に乗って来た人たちがすごい、わいわい言いながら、ええ、指宿ってこんなとこって、本当に楽しそうな会話をしながら降りて来る風景をよく見かけます。本当に良かったなって、新幹線ができ、いぶたま号ができ、こうして指宿が発展していく。こんなすばらしいことはないな、そういうふうに思います。私たちのまち指宿が前進を続けていくことで日本の希望の光となり、そして、指宿の市民が良かった、指宿に住んで良かった、そういう市民の皆さんが増えることで、本当に指宿がもっともっと活気あふれるまちになっていくのではないかと、そういうふうに思います。その一助に私たち議員も一生懸命頑張っていく使命があるのではないかと思いますので、これからも頑張っていきたいと思

ます。以上で、一般質問を終わります。

- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

- 1番議員（井元伸明） それでは、通告してございます3点についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

東日本大震災より9月11日で半年を迎えましたが、原発事故の事故処理、終息はいまだにできない状況のまま、復興もこれからでございます。被災地の一日も早い復興を願うばかりでございます。福島原発の事故で今年の夏は電力不足が全国的に心配をされまして、節電対策を強いられて、全国各地で一連の電力不足がすべての原因ではないかとは思いますが、熱中症で多くの方が救急車で病院に搬送される事案が報告、放送をされている状況でございます。このような状況下の中で、我が鹿児島県の薩摩川内市にあります原子力発電所第2号機も定期点検のために今月の1日現在、運転を3か月間の予定で停止に入りました。九州電力は11月下旬の発電再開を目指しているようでございますが、これは国からの指示を受けた、いわゆる安全評価や地元の理解が前提になるために、再開の時期は見通せない状況でもございます。このように、全国的に電力不足がいつ起きても不思議ではない状況化の中で、国は電力の売り買いができる資源再生エネルギー法案が成立をいたしております。そこでお尋ねをいたします。本市においては、現在、山川に地熱発電所が稼働中でございます。太陽光発電を利用した個人住宅のソーラー発電もたくさん見受けられる今日この頃でもございます。それに、お隣の頰娃町では、千貫平の方に稼働中の風力発電等がございますが、これらの活用については、指宿市の大切な観光資源でもあります、この自然を守りながら、資源再生エネルギーの今後利用可能なエネルギー政策について、どのような計画を考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、観光行政振興策についてお尋ねをいたします。本年3月に全線開通をいたしました新幹線効果で、鹿児島中央駅の利用者が大幅に増加をした旨の放送、新聞報道等が最近特に報道をされている状況でございますが、この影響で指宿への特急列車いぶたま号の乗車率も非常によく、宿泊客数も前年対比で大幅な増加となっているようでございます。今後とも観光客の安定した来客数を期待するためには、様々なおもてなしの心はもちろんでございますが、今までとは違う観点での対策が必要だと思われます。そこでお尋ねいたしますが、これは指宿スカイラインの問題でございます。現在は喜入・大迫間は無料でございますが、谷山・頰娃インター間の無料化がまだできておりません。この無料化によって台数が増えることにおいて、指宿地域への入込み台数が増加し、地域の活性化になるとは思われますが、これを県

へ無料化の働きかけをする考えはないのか、できないのかお尋ねをいたします。

3番目に、これは個人私有地の開発における防災についてでございますが、この場所は旧グリーンピア跡地でございます。これは343haという広大な敷地でございますが、これを株式会社新日本科学が平成16年の7月に6億円で取得をされている場所でもございます。これは公共性のある跡地利用ということで、財団法人メディポリス医学研究財団が本年4月よりがんの治療を目的に開業をいたしておる場所でもございます。問題はこの広大な敷地メディポリス指宿の個人敷地内ではございますが、最近、大幅な森林伐採が行われ、日に日に山の地肌が見えてくるようになってきております。これに対し、近く的一般市民より、南迫田地区の山手の方に大きな道路ができているが、これは何の道路かという心配をされている状況も見られるようでございます。そこでお尋ねいたしますが、これまで森林伐採に至った経緯と、このような開発に対しての申請から許可等については、市の対応としてはどのような指導、助言をされたのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

- 市長（豊留悦男） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案では、現行の家庭余剰分に加え、発電事業者の太陽光や風力、水力、地熱などによる発電分も買取対象となっているようであります。買取期間等につきましては、家庭用の太陽光分が現行制度と同じ10年とし、それ以外の発電分は、これまで買取期間という概念がなかったものを15年から20年の範囲で設定することとなっており、買取価格も太陽光とそれ以外では違う設定にし、普及状況を見て毎年度見直すこととなっております。公共施設や企業や民間で導入しやすい自然エネルギーの代表的なものとしては、太陽光発電や風力発電が考えられます。太陽光発電については、国や県の設置費補助や発電に伴う余剰電力買取制度の活用により、設置費の回収期間が短縮されるなど、一般家庭や小規模企業への普及が進んでいる状況であります。公共施設では、平成22年度丹波小学校が校舎建替えにあわせ太陽光発電施設を設置し、今年度は北指宿中学校体育館建替えにあわせ太陽光発電を設置する計画となっております。また、市役所庁舎屋上にも太陽光発電の設置を検討した経緯があるようであります。家庭用太陽光発電設備の投資回収期間は約10年から15年ですが、事業所等の動力電気料金体制ですと、従量料金の違いから50年以上かかり、費用対効果の観点から見送っているところがあります。一方、風力発電については、市内の企業や民間での導入はほとんどなく、民間企業の科戸の風が大規模な風力発電建設計画を県に申請いたしましたが、景観上の問題で断念した経緯があるようでございます。

次に、指宿スカイラインの谷山・喜入間の無料化についてでございます。この区間の無料化については、今年6月の県議会において質問が出されており、その中で、指宿有料道路については、道路整備特別措置法に基づき、料金収入により建設に要した借入金の償還等を行っており、現時点で無料化することは考えていないという答弁が県土木部長からなされております。したがって、早急に無料化を実施することは難しいと思われま。

次に、株式会社新日本科学所有地内の森林伐採についてでございます。このことにつきましては、先ほどの質問をいただいた中で、産業振興部参与が答弁いたしましたけれども、私の方から改めて答弁をさせていただきます。森林伐採と開発における申請、許可要件はどのようなになっているかのご質問でございますが、株式会社新日本科学から平成22年7月1日・同年12月1日・12月28日の3回にわたり、森林法第10条の8第1項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の届出書が提出されました。届出内容としましては、平成22年7月1日分は1万5,110㎡伐採し、新たに桜・紅葉を造林する樹種転換の届出が一つ。平成22年12月1日に提出された分は、1万5,829㎡で、泉源から温泉管敷設のため資材運搬路の設置と、それ以外は杉を造林するという届出書。平成22年12月28日に提出された分は、2万9,753㎡を伐採し、紅葉、広葉樹を新たに造林する樹種転換の届出書となっております。市といたしましては、伐採箇所の分散・森林とのふれあい・健康づくりの場・森林景観の創設など、指宿市森林整備計画に適合していると判断し、新日本科学に対して適合通知書を交付いたしましたところであります。

- 1 番議員（井元伸明） それではまず、エネルギー問題に対して、ちょっとお尋ねいたしますが、以前、本庁舎の屋上に太陽光の設置を検討された経緯があったということで、これは費用対効果で断念したというお話がございましたが、今、こういう時こそですね、風力に対しては景観を損ねるという大きな課題もあるやに聞いております。そういうのを考えた場合に、太陽光というのは非常に設置場所が、つけた場合に景観上あまり阻害しないような発電の方式じゃないかと思えますけど、こういうあたりは本庁舎の方にですね、今後、検討をもう一回するというお考えというか、そういうのはできないかどうか、お尋ねをいたします。
- 総務部長（渡瀬貴久） 市役所の屋上に太陽光発電の設置を今後検討しないかということでございます。この本庁舎については、既にご承知のとおり、冷暖房空調の関係も含めまして、また耐震構造でもございませんので、今後、庁舎をどのように取り扱っていくのかということを検討していかなければ時期がもうきているところでございます。今後、新たな太陽光の発電の設置等についても検討もしていかなければなりませんけれども、まずは、耐震構造の問題、それからエレベーターの問題、そして空調関係の問題、これに適合できるようなことで検討を続けてまいりたいと考えているところでございます。
- 1 番議員（井元伸明） 建物の状況からして非常に難しいという答弁でもございますが、今回の国の資源再生エネルギー法案ができた理由からしても、全国的にも原子力が止まれば電力不足が云々ということで、これを聞いて、つい2・3日前でしたですかね、東京都においては、都内に発電所計画が持ち上がり、4年後の発電を目指したいというような話もしておりましたけれども、我が指宿市においては、そこまで発電をするような財政上の余力もなかなか難しいところであろうかと思えます。そこでですね、旧指宿市時代に、ISO14001の取得の関係からだろうと思ったんですが、鹿児島県内の市町村の一番最後まで、個人住宅がソーラーを取り付けた際に補助金を出していた経緯もございます。国のこういう制度もありますので、

今後、市ができなければ、できる方がおられれば、その一部を、個人住宅を建築、新築される際に、そういうのを補助するようなお考えというのはできないものかどうか、ひとつお尋ねをいたしたいと思います。

- 市民生活部長（中間竜郎） 補助制度の復活はできないかというような内容のお尋ねだったかと思います。家庭用の太陽光発電の補助制度につきましては、旧指宿市では、平成11年度から16年度にかけ、87件1,498万円の補助を行いました。国の補助制度が廃止されたことから、平成16年度をもって補助制度を廃止した経緯がございます。平成20年度に国の補助制度が復活し、1kw当たり7万円の補助金が支給され、平成23年度からは4万8千円に減額されております。一方、鹿児島県独自の補助制度は、平成21年から22年度に1kw当たり3万5千円が支給されておりましたが、平成23年度は現在のところ実施されていないところでございます。この間、電気事業者、九電でございますけれども、による余剰電力買取制度が始まり、また、メーカーの供給体制のコスト削減が進んだことにより、システム価格が低減するなど負担軽減が図られ、設置費用に対する投資回収期間も短縮されております。このような中、当市におきましても太陽光発電設置費補助制度の復活を検討いたしました。先ほど述べましたように設置費用等の負担軽減がなされていることから、今の段階であえて市が上乗せする必要性・有効性は低いと考えられるという外部評価機関であります行政評価委員会からの評価も受け、見送った経緯があるところでございます。
- 1番議員（井元伸明） 国の補助制度がなくなったから打ち切ったということでございましたけど、これを市独自でというのはなかなか大変な状況だろうとは思いますが、今の国の資源再生エネルギー法案を通した状況から見ても、今後またそういう補助等が復活された場合には取り組む用意があるのか、それだけ確認をさせていただきたいと思います。
- 市民生活部長（中間竜郎） まだ国の方も法案は成立したものの、具体的な施行内容については示されておられません。国は、平成24年7月の施行を目指しまして修正案で盛り込んだ電気多量消費産業への負担軽減措置や設備の種別、企画別買取価格設定など、制度設定に取り組むこととなっております。いずれにいたしましても、このようなことから、今後は法案の内容を見極めた上で取り組む、再検討していくということになるのではないかなというふうに考えております。
- 1番議員（井元伸明） まだ法案が、それは当然なんでしょうけれども、こういうのはですね、積極的に、環境保養都市という、温泉都市ということであって指宿市でもございますので、自然にやさしいこういうエネルギーを取り入れるためには、法案ができないとなかなか難しいんでしょうけれども、積極的にこういうのは情報を集めてですね、全国で一番先にこういうのをやりましょうというぐらいの腹積もりがないと、なかなか難しいと思いますので、それだけは一つ腹をくくって、できるかどうかをひとつまた確認だけさせてください。
- 市民生活部長（中間竜郎） この問題につきましては、今後、市が補助することで再生可能工

エネルギーが更に普及すると期待される場合におきまして、我々も取り組みたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしても、その方向性というものは改めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 1 番議員（井元伸明）　ひとつですね、こういうのは補助制度があるからするとかしいとかいうのが後でついてくるんでしょうけれども、ひとつ前向きに取り組んでやっていただきたいと思います。

次に、観光行政振興についてなんですが、先ほど指宿スカイラインの無料化はできないかということで、県議会の方で、指宿がうんぬんということはなかなか難しい状況なんですけれども、昨今ですね、スカイラインを通る車というのが、池田側の大迫から上がって行く時は喜入で下りたり、国道を鹿児島から来て、喜入から乗り降りする車も非常に多いんですよ。これはもう料金だけの問題ではないと思うんですけれども、距離的な問題、いろんな問題が含まれているんでしょうけれども、いろいろな人から話を聞くとですね、何で指宿は昨今の高速道路の無料化とか、そういうのをやった状況の中で、これは鹿児島県がいろんな状況の中で変更というか、いろんな腹をくくれば、南薩半島の観光だけじゃなくして、商業的にもいろんな流通形態が変わってくれば、今、薩摩横断道路というのも非常に早期実現をとかやっていますけど、このスカイラインは今、道路は今、通行している道路でもございます。非常にですね、こういう高速道路の時代ですので、こういうのと直結した指宿スカイラインが指宿に直結となれば、新幹線効果はもちろんなんだろうけれども、あわせて指宿に入ってくるお客さんが非常に便利で、増えてくるのはなかなか予想されるんじゃないかということだと思いますけど、今後ともですね、指宿がどうのこうのじゃなくして、南薩地域そのものが一緒になって、無料化に向けて、今後、県にお願いをしていくというのをやっていただきたいと思うんですが、ここは副市長が県からおいででございまして、そういうのも今後いろんな形でやっていただけるのかどうかですね、できるのか、できないのか、そういう決意も含めて、救急でございまして、ひとつ何か前向きなお返事、回答をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

- 副市長（富永信一）　指宿スカイラインの無料化ということで、県の方に要請ができないかというお話でございまして。先ほどありましたように、南薩地域の交通体系につきまして、縦・横の線、いずれも充実させていくということが南薩地域の振興に役立つというふうに思っております。そういう中で、どのような形がいいのかということを総合的に考えながら、またこのスカイラインをどうしていくかということにつきましては、県の方とも話をさせていただきたいと思います。
- 1 番議員（井元伸明）　急に指名させていただいて申しわけありません。本当にありがとうございます。今後、腰を据えて指宿の観光のためにもやっていっていただきたいと思います。よろしく願いをしたいと思います。

次に、観光についてなんですが、池田の大迫の出入口がありますけど、あの近辺に県の看板でしょうかね、大きな看板があるんですよ。池田湖は右、開聞岳は左、指宿温泉はというような形で、ここは非常に複雑な交差点になっておりまして、池田校区のスクールゾーン委員会等でも信号の設置とか、いろんな要望もして、なかなかいまだに実現をされていない場所でもありますけど、この周辺で、特に連休とか、それを問わず、県外ナンバー、あるいはレンタカーでですね、曲がってから、どちらへ行けばいいのかなということで、もう一回地図を広げたり、道路が狭いもんですからね、確認をしている状況をよく見かけるんですよ。そういう状況の中で、観光も今までは池田湖もほとんど7・8割方が通りすがりの車だけでしたけれども、スポット的にですね、あちこちにゆったり観光しようということで、イブリンということで自転車も準備をさせていただいておりますけれども、そういう観光に変わしつつある状況の中で、看板設置がですね、詳しいというか、池田湖周辺に行きますと刻み地蔵というのがございます。これは餓死ヶ御前、指宿市の浄水場の右手にありますけれども、これは看板の設置がなされております。市の教育委員会の方で看板の設置もさせていただいております。その奥にですね、さっきもありましたが、篤姫の幼少時代の撮影の場所にもなった、新永吉地区の棚田というのが、最近訪れる方が非常に多い場所になっております。ホテルが舞ったり、天皇献上米をさせていただいた場所でもあるということで、いろんな方が訪れるいい場所でもございます。入口にもちょっとした看板も作ってあるようでございますけど、そういう場所とかですね、新永吉の上に行きますと、清見城址、清見城の跡というのがありますが、そこには一等三角点という、これは指宿市に1か所しかありませんけれども、そこにいろんな文献を見て来られた方が、最近、マイクロバスとか、自家用車でとか、歩いてとか、いろんな方が登山を兼ねて一等三角点を確認登山をされる方が非常に多くなってきております。それともう1か所は、池田湖湖畔に、名馬池月を育てた馬頭観音を祀った場所があるんです。ここあたりの案内板をですね、この周辺を含めて、何か看板の設置はできないものなのかなということで、いろいろ考えて、いろいろな話も聞くんですが、看板等の設置についてはいかがかどうか、ひとつお尋ねいたします。

- 産業振興部長（吉井敏和） 看板設置という形でのご質問にお答えをさせていただきます。確かに議員ご指摘のとおり、スカイラインから大迫に出て来た時に、岩本開聞線のあそこがちょうど穎娃方面に抜ける道路と、それから池田湖に行く道路と、変則三差路になっているという状況でございます。スカイラインを降りてきた観光客につきましては、どちらに行けばいいとか、迷っている状況があるような話は聞いておりますし、また、私どもも目にしたこともございます。そういったことから、現在、あそこには2か所、畳の何畳分ぐらいというような1か所は大きいのがございますけれども、県の方で設置をさせていただいた看板だと思います。あれの裏っ側にスカイラインから降りて来た時に見れるような形で、あれの背面の方に抱き合わせる形ですれば分かりやすくなるのかなというのは思っているところでござい

ます。また、これらについては市の担当課を含め、県の方にも要望をしてまいりたいというふうに思っております。

それともう1点、観光課の方では市内全域におきまして、観光客などに分かりやすい看板設置に努めているところでございますけれども、先ほど議員からいろいろ出ましたけれども、それらの場所につきましても計画的に観光客などの分かりやすい看板の設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

- 1 番議員（井元伸明） 最近の観光というのは、昔みたいに大型バスでなだれ込んできて、宴会をして帰るというのじゃなくして、小型化して家族連れ、少人数で動くのがほとんどのようでございます。ですから、こういう観光地も、地元の人も知らないような史跡もいっぱいあると思います。私は今日はあえて池田湖周辺のことしか申し上げませんが、市内においては、それこそ相当な、こんな観光地もあるのか、こんないいところもあるのかというのが結構あります。だからあえて池田湖周辺に絞って質問をさせていただいておりますが、そういう中で、特に、親水性の魅力ある観光地づくりということで観光整備をいただいておりますが、この場所はですね、もともとは池田校区の館長さん方が、池田湖に観光に来られるお客さんが見た時に見場が悪いと。道路から池田湖を見れば、いろんな木々が生い茂って非常に景観上悪いということで、みんなで何とかしようやということで、頑張っただけでございましたけれども、できずに県とか市の職員の方にも、総務部長にお願いして何回か藪払いをさせていただいて、その中でこの親水性の魅力ある観光地づくりの事業があるということで、お陰さまで本当にきれいになりつつあります。これも11月完成を目指しているということで、池田湖も大分変わってくると思います。こういう状況の中でですね、開聞側の方に名馬池月を祀っております馬頭観音というのがございます。ここも今年の1月の18日、これは毎年曜日に関係なく1月18日がお祭りの日になっております。全国各地から畜産関係はもとより、子宝を願ってか、ホットスポットの形で、いろんな方も来ているようでございます。今年の1月18日は、昨年の口蹄疫を含め、鳥インフルを含めて、いろんな、あったせいか、特にお客さんが多くて、1月18日はパトカーの出動がありましてですね、始めてそういうのがあったのですけれども、来年からはこの場所を交通規制をする、駐車禁止にすると、だから関係者は両方に駐車場を準備するなり、あるいは交通指導員も配置をしてほしいということ警察からきつく言われている現状でございますが、この近辺に畑を作っていない荒れ地の農地が何枚かございます。地主さんに話したところ、畑は駐車場にその間使ってもいいですよという話もあるんですが、こういうのを駐車場に借り上げて、駐車場にするような状況はできないのかどうかですね、行政としてですね。

それと、この看板のことをさっきちょっと話しましたが、せっかく鳥居があってもいいところがあるのに、知っている人しか知らない。あそこにちょっとした、今、手前に駐車場を整備していますので、あの前あたりもちょっとしたバスが寄れるようなスペースを作って

いただいて、バスもちょっと寄って、池田湖の周辺にはこういうのがありましたよという形でも、大分指宿のイメージが違ってくるのかなと考えるんですが、その駐車場並びに馬頭観音の前の整備の看板設置等はいかがなものか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

- 産業振興部長（吉井敏和） 池田地域の館長さんの皆さんには、これまで提案公募型で池田湖の湖岸を再三整備をしていただいて、本当にありがとうございます。池田湖については、先ほど議員からもございましたけれども、現在、池田湖水ベンチを整備中でございます。年度内といいますか、完成をする予定になっておりますけれども、あの中に駐車場等もできるようになっております。今後、馬頭観音祭の時等については、今後、整備をされる駐車場等を利用していただきながら、それでもなおかつ道路等に車が駐車するような状況であれば、地域で考えるなり、そしてまた地域で対応できない時には、行政もお手伝いできる分があれば、そういった中で検討していきたいというふうに考えております。

それと、看板設置につきましては、先ほども申しましたように、市内の観光地の分かりやすい看板設置ということで、現在、順次進めておりますので、そういった中で今後計画をしていければいいかなというふうに考えております。

- 1番議員（井元伸明） ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。看板設置については、今度の補正予算で大きな看板設置予算等も上がっておりますけれど、それ等が終わった後にですね、早急な対応をしていただければありがたいかなと思っておりますが。

続いてですね、馬頭観音から今度残りました指宿側というか、池田寄りのところは、そういう提案公募型のあれで、2年間にわたりいろんな清掃作業を続けてやっておりますが、これから先ですね、指宿のアロハの看板が出ているところがありますが、そこから開聞寄りのところが非常に景観上、それこそほっときゃ、今のこの場所もそのままだったんでしょうけれども、この場所等も指宿の華やし頃はここで養魚場があったり、いろんな結婚式場があったり、そういう場所でもありましたけれども、個人の私有地も入ったり、あるいはまた指宿市有地もまだ一部入っていると思うんですよ。あそこの池田湖畔に、県道と池田湖畔の間に3町5反ぐらい市有地があるということが去年、おとしだったですかね、確認できまして、そういう状況の中、指宿市自体が管理する責任があるということは答弁で聞いておりますけれど、今、せっかくここまで続けてやってきておりますが、池田の校区館長さんも、8人ほか合わせて何人か出て来ても、2・30人ぐらいでやってもとてもじゃないけど、年に何回か出て敷払いをさせてもらっておりますけれども、なかなかできにくい部分があります。この先からですね、開聞から来た時に景観上ですね、何か、池田湖は見えるけど、どんなになっているのかなというぐらい、不思議な光景であります。ああいうのを取り除くための方法というか、何かあればお尋ねをしたいんですがいかがでしょうか。

- 総務部長（渡瀬貴久） 池田湖畔の市有地のうち、現在、県の魅力ある観光地づくり事業で整備した箇所、その南側についてのことだろうと思っておりますけれども、池田校区の皆さん方が提

案公募型補助事業の初めの一步型を活用して、現在、環境整備も実施していただいております。この事業は、池田湖という貴重な地域資源を、池田校区の皆さん方自らが主体となって守り続けていきたいと、そういう思いから始まった事業であり、現在、作業地に点在するがれき等の除去作業や、起伏が激しく作業しにくい箇所の整地作業を行っているようであります。この公募型補助事業につきましては、来年度まで3年かけて整備を行うことができますので、是非とも来年度もご活用いただければと思います。そして、その後ですけれども、昨今、市民ニーズがますます多様化複雑化する中で、様々な地域課題が発生しております。地域課題を地域資源を活用したより豊かな地域社会を実現するためには、行政だけでなく市民、それから、それぞれの自治会、ボランティア、企業、NPOなどの多様な主体がそれぞれの課題を共有し合って共生・協働の地域社会づくりを推進していかなければならないと考えているところであり、総合振興計画の中でも重要な施策として位置付けております。今後につきましても、本事業により整備された後につきましても、共生・協働という仕組みの代表的な事例として、その仕組みの中で、行政や関係機関、そして、池田校区の皆さん方と一緒にあって、より素晴らしい池田湖の周辺づくりに努めてまいりたい、そのように考えます。

- 1 番議員（井元伸明） この事業でも後々こういう大規模な整地じゃなくして、ただ石ころをどかしたり、整地すればですね、池田には畜産農家も何件かございますので、そういう方々が機械で刈れるような、石ころをどかして平らにしていいただければ、我々も協力するよという方が相当いらっしゃると思いますので、とにかく斜めでもいいし、まっすぐ平地に、フラットにして石ころをどけるなり、そういう作業が主な事業でもありますので、また、この事業で3年間でできないようであれば、いろんな力を貸していただいて、ともに住みよい、きれいな池田湖を、水資源も守っていかなければと思っておりますので、ひとつまたご協力をお願いします。

時間の関係で次にまいりますが、最後に池田湖の売店と中浜公民館の間に、これは岩崎産業さんが持っている土地ということをお聞きしておりますけど、ここが急カーブになっておりまして、前は県道でありますけど、この場所のですね、岩崎さんとこの前、開聞中学校の歩道の関係でいい関係にもあるということをお聞きしておりますので、こういう時にですね、そう大した面積でもないように思います。この場所も急カーブで、こっちの池田湖前のイッシーの看板がある、モーターボートがあるところからですね、池田湖を見ると、景観上も非常に悪い場所でございますので、ここを県の方で、県道の改修拡幅なりで県にお願いすることはできないのか、最初にお尋ねいたします。

- 建設部長（三窪義孝） 池田湖売店前の駐車場から開聞岳の眺望を図るため、県道岩本開聞線の局部改良の整備により、その対策を図れないかということでのご質問ですが、当区間は、既に改良済みであり、道路構造としての見通しは確保されていることから、県道改良の一環としての整備は難しいと思われます。

- 1 番議員（井元伸明） 県道の拡幅はもう既に終わっていると、まだ先しか終わっていませんけど、手前はもう全部終わっているからできないということでございますので、できればですね、市がこの際取得していただいて、花園なり、あるいは駐車場整備ができないのかどうか、それだけお尋ねいたします。
- 産業振興部長（吉井敏和） 今のご質問は観光面からというご質問だと思いますけれども、ご承知のとおり、池田湖の周辺につきましては、パラダイス前に広大な花畑を市の方で整備をしているところでございます。カーブのところを、仮に、企業さんの方から買収をして、そこを整地をして駐車場を仮に造るにしても、カーブの部分での駐車場というのは、危険性があるというようなことも考えられないことはありません。そしてまた、花園とか、そういった部分についても、あれよりまだ南側の方に、パラダイス前に広大な花園がございますので、現在のところ、あそこを買収してそういったことは考えてはおりません。
- 1 番議員（井元伸明） いろんな検討が今後なされることを期待して、次にまいります。これは防災上の観点から個人の私有地ではありますが、このことについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、先ほどいろんな申請がなされてやったということでありましたけど、先ほど答弁の中で、確か管理道路ということで答弁があったかと思うんですが、管理道路というか、私も行って見ましたが、6m道路ができております。あれを果たして管理道路と言えるのかどうか。いろんな意味でですね、大変失礼ですけども、これをチラシを私が手に入れましたけれども、これを見ますとですね、駅から何キロとか、専用道路という形でチラシを作って、あちこち配布をしているようでもございます。こういうのを見ると、これは管理道路じゃなくて、何かの専用道路というような形で、違法性というか、そういうのはないのかお尋ねをいたしたい。
- 産業振興部参与（浜田淳） 先ほども答弁をいたしました但、この申請につきましては、確かに前おっしゃったように、当初、温泉の送水管敷設のための資材運搬路の設置ということでありまして、幅員的には3mぐらいということで、そういう申請がされておりましたが、その後、計画変更ということで、1月27日に道路開発行為ということで、県の方に道路等の幅員を広げるということで、そういう変更がなされているところでございます。
- 1 番議員（井元伸明） これは下から見ますと、本当に大きな道路でびっくりして、この前の近畿の豪雨というか、集中豪雨じゃありませんけど、ああいうのがいつ指宿にも降るというのは予測もできませんけど、あまり急激なことを予測してもでしょうけど、一般市民の心配を払拭するようなお尋ねをしたいと思いますが、この道路の長さが、私の知っている範囲内でいきますと約3,000m、幅が6mとのことであります。3Kmもの長さの相当素晴らしい道路でもあります。これは個人私有地のことですから、いいとか悪いとかいう問題ではないんですが、これがもし大雨等の時に、この下の秋元川ですね、全部が全部秋元川に流れて来ないということでもありましたけど、これがある程度想定を超える範囲内で流れてくると、いろ

んな意味で、現在の秋元川の改修とか、そこあたりが出てくるんじゃないかなと思うんです。そうなれば、市に相当な財政的な負担も生じてくるのかなと思うんですが、これが秋元川等の処理能力というのは十分にあるのかどうかですね、ひとつお尋ねをいたします。

- 建設部長（三窪義孝） 現在の林地開発の場所なんですけれども、ほとんどが秋元川の流域にあります。私ども秋元川の河川管理者としては、林地開発許可申請をされる中で、許可権者であります県から市に対して意見を求められますので、林地開発許可基準であります災害の防止、水害の防止、水源の涵養、環境の保全の中で、市といたしましては、特に下流域に影響が及ぼすことのないよう、雨水排水抑制対策及び土砂流出防止対策を講じるよう、県の方へ意見書を付したいと考えております。
- 1番議員（井元伸明） そういうのをやりながらですね、もう一つ大きな点は、先ほどありました、この地図をあちこち配布しているということですが、これを見たメディポリスさんに行かれる方はですね、専用道路ということで通られると思うんですよ、こういう形ですね。これを見ますと、柳田公民館から入るような地図の案内になっておりますが、こういうのもですね、私も走ってみましたけど、この柳田公民館から取付道路の入り口までは狭い道路で、軽自動車が発着するにようやくできるのかなというような道路ですが、これをですね、いろんな一般車両が出入りすると、今後、指宿市道の拡幅とか、何かにもつながったり、あるいは、この道路はメディポリスさんの造っている道路が市道との接点というのは、何か3か所ほど出てきているようなんですけれども、そこあたりの管理の在り方とか、取付道路の指導というか、そういう観点においてはどのようにお考えなのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。
- 建設部長（三窪義孝） この道路につきましては、泉源の管理用ということで取付協議を行っております。丈六温泉線、旧中央林道ですけれども、下側については、国道までの市道の通行に支障がないよう、出入り口に看板等を設置し、一般車両が不用意に進入しないことを条件としております。国道までの市道の改良については、これまで地域から改良等の要望が出されているところでありますから、それにつきましては、今後、市の整備計画に基づいて実施をしていく予定であります。
- 1番議員（井元伸明） この専用道路を造ったことについては、云々よりかですね、先日、臨時議会でもありましたように、田之畑、温泉の交差点からグリーンピアに通る本来の指宿市道というのがありますが、あそこが非常に通りにくいということで、今回、岩崎産業さんから市道の一部に私有地があったと、個人の私有地があるということで、買収をということでやっとなおお願いしてかないましたけれども、こういう県道とも、市道等もですね、この前もちょっと説明があったように、早急な県道昇格なり、この道路は途中までは池田湖側から来ますと県道で非常に素晴らしい道路でございますけど、途中からいったん市道という形で、非常に曲がりくねった走りにくい道路でもございます。わざわざこういう専用道路を造られたのかなという想像はしますけれども、こういう道路がいいとか悪いとかの問題ばっかりじゃ

なくて、ここは仲良く、ともに助け合っていかなければならないと思いますけれども、そういう意味においてもですね、俗に言う岩崎道路というような道路を、早急な形で県の方にお願いをして、県道に昇格するなりして、途中まであの道路であれば非常に走りにくい道路でもございますので、使い勝手も悪いかと思っておりますので、そこあたりもひとつまたお願いしたいと思うんですが、ご決意はいかがでしょうかね。

- 建設部長（三窪義孝） 市道松ヶ窪線のことですが、今回、道路敷につきましては、すべて指宿市所有地となりましたので、県道昇格の条件はクリアしたと思っております。ただ、前の臨時議会でもお話ししたとおり、なかなか県道昇格の基準が県の方も厳しいと、そういうのもありますけれども、我々といたしましては、途中までが県道ですので、これからも要望をしていきたいと思っております。
- 1番議員（井元伸明） 私が書いてある中で一番心配していることなんですが、今後、この場所で梅雨時などに土砂災害の発生が生じた場合に、上は個人の私有地でございます。だから簡単に行政が雨が降るから、心配があるから入りにくいというのもあるでしょうけれども、雨というのは待たなしでございますから、こういう時にお互いがいい連携のもとで、災害を未然に防ぐのはもちろんですが、もしそういう災害が起きそうな場合に、下の市民にどういう形で避難の指示とか、そういう誘導なりをされるおつもりなのかですね、ひとつ最後にお尋ねをいたします。
- 建設部長（三窪義孝） 現在開発中の道路工事現場の下流域で、大雨のなどによる土砂災害の恐れが生じた時、住民への避難指示は、どのような方法が一番安全確実であるかというご質問ですが、今回の工事中の道路工事につきましては、現在、許可権者であります県が施工者に対して、梅雨や台風にも備えて防災対策を講じるよう指導しているところですが、市としても点検監視を行っていきたくて考えています。ご質問のような住民への避難指示等が生じるような状況が発生した場合は、市の地域防災計画に基づいて、迅速に対応していくことになるかと考えております。
- 総務部長（渡瀬貴久） 今、建設部長の方から市の地域防災計画に基づいて迅速に対応していくことになるだろうというふうに回答しておりますので、少し具体的に述べさせていただきます。避難につきましては、基本的には、指宿市地域防災計画に従って行動していくわけでございます。豪雨のケースで述べますと、連続雨量や時間雨量から警報が発令された時には、災害警戒本部を立ち上げて、情報収集に努め、災害発生の恐れがある相当な雨量の時は、直ちに災害対策本部を設置し、自主避難をまずは呼びかけてまいります。そして、連続雨量150mmを超え、または時間雨量50mmを超え、地滑り、土石流などの前兆現象が現れた時には、消防団、自主防災組織と連携を図りながら避難指示を行い、手配したマイクロバスなどで指定した避難所へ避難していただくことになります。人的被害は何より避けなくてはならないわけでございます。避難勧告の段階、そういった段階で、見逃し三振よりも、空振り三振を

旨として行動してまいる所存でございます。

なお、県ではこれまでに実施した地形などの調査結果に基づき、がけ崩れ、土石流などが発生する恐れがある地域について、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定することにしております。9月の下旬、本年の9月の下旬から10月上旬までに、県砂防課と一緒に、市内各地域で住民説明会を開催することにしております。この説明会を通して災害時の対応を説明することになります。なお、柳田・南迫田地区は10月の7日、玉利・宮・木之下地区は10月の12日の予定でございます。

- 1 番議員（井元伸明） 本当に事故のないようにですね、個人の敷地内のことでありますけど、大きな、指宿に出てきていただいた企業さんでもあります。腹を割って、事故のないように今後ともお力添えというか、ご指導をお願いしたいと思います。以上で、終わります。

延 会

- 議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は20日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3 時 4 1 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 福 永 徳 郎

議 員 新川床 金 春

第3回指宿市市議会定例会会議録

平成23年9月20日午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

~~~~~

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

~~~~~

#### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 井 元 伸 明 | 2 番議員 | 西 森 三 義 |
| 3 番議員 | 浜 田 藤 幸 | 4 番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 5 番議員 | 田 中 健 一 | 6 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 8 番議員 | 新宮領 進   | 9 番議員 | 下川床 泉   |
| 10番議員 | 中 村 洋 幸 | 11番議員 | 前之園 正 和 |
| 12番議員 | 物 袋 昭 弘 | 13番議員 | 前 原 六 則 |
| 14番議員 | 福 永 徳 郎 | 15番議員 | 新川床 金 春 |
| 16番議員 | 六反園 弘   | 17番議員 | 前 田 猛   |
| 18番議員 | 大 保 三 郎 | 19番議員 | 下柳田 賢 次 |
| 21番議員 | 森 時 徳   | 22番議員 | 松 下 喜久雄 |

~~~~~

1. 欠席議員

- 7 番議員 高 田 チヨ子

~~~~~

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 富 永 信 一 |
| 教 育 長   | 池 田 昭 夫 | 総 務 部 長   | 渡 瀬 貴 久 |
| 市民生活部長  | 中 間 竜 郎 | 健康福祉部長    | 迫 田 福 幸 |
| 産業振興部長  | 吉 井 敏 和 | 建 設 部 長   | 三 窪 義 孝 |
| 教 育 部 長 | 吹 留 賢 良 | 山 川 支 所 長 | 森 健 一   |

|                 |           |                         |           |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 開 聞 支 所 長       | 井 上 修 一   | 総 務 部 参 与               | 久 保 憲 一 郎 |
| 産 業 振 興 部 参 与   | 浜 田 淳     | 総 務 課 長                 | 邊 見 重 英   |
| 市 長 公 室 長       | 下 吉 龍 一   | 危 機 管 理 室 長             | 大 浦 誠     |
| 行 政 改 革 推 進 室 長 | 有 留 茂 人   | 財 政 課 長                 | 中 村 孝     |
| 税 務 課 長         | 大 久 保 正 一 | 環 境 政 策 課 長             | 廣 森 敏 幸   |
| 長 寿 介 護 課 長     | 野 口 義 幸   | 健 康 増 進 課 長             | 上 川 路 正 和 |
| 耕 地 林 務 課 長     | 内 園 正 英   | 商 工 水 産 課 長             | 高 野 重 夫   |
| 観 光 課 長         | 下 吉 耕 一   | 建 設 監 理 課 長             | 澤 山 重 蔵   |
| 土 木 課 長         | 池 増 広 行   | 唐 船 峽 所 う め ん 流 し 支 配 人 | 神 窪 勝     |
| 水 道 課 長         | 松 元 修     |                         |           |

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 事 務 局 長     | 新 村 光 司 | 次 長 兼 議 事 係 長 | 福 山 一 幸 |
| 調 査 管 理 係 長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査     | 濱 上 和 也 |

開 議

午前 10 時 00 分 開議

- 議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

- 議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、前田猛議員及び大保三郎議員を指名いたします。

#### 一般質問

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

16日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新宮領進議員。

- 8番議員（新宮領進） 皆さん、おはようございます。一昨日、昨日と市内各地区で敬老祝賀会が催しをされたことと思いますけれども、お年寄りの皆様方がこれからも末長くお元気でいてくれますことを願うものでございます。

それでは、通告しておりますので、質問をさせていただきます。3月11日に発生した東日本大震災は、歴史上経験のない未曾有の大被害をもたらしました。亡くなられた方、いまだに行方の分からない方、合わせて2万人近くが犠牲となり、自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。最も悲しいことは、親のどちらかが亡くなったり、行方の分からない遺児が2,000人以上にも達し、このうち両親を失った孤児は200人以上にもなるとされております。この子供たちは大きな苦難を背負うことになりました。誠に無念であります。全国の自治体、企業、団体ほか、多くの国民の支援活動が続いておりますけれども、現地の復旧、復興と原発事故の処理は遅々として進んでおりません。また、台風12号による紀伊半島豪雨では、犠牲者100人を超す甚大な災害となりました。復旧、復興費は震災だけでも25兆円とも言われており、その財源はどうするのか、正に国家危機であります。国の借金は国債など、そのほか合わせると23年度末には1,000兆円を超すとされております。鹿児島県においても、22年度決算見込みで、県債残高を前年比1.4%増の1兆6,537億円と発表をされました。国・県がこのような状況下で、地方はどのような財政運営が望まれるのか、危惧するところがあります。そのような観点から、本日は、主に財政の健全化についてお尋ねをいたします。

まず、今後、指宿市の財政見通しはどのように考えられるのかお示してください。

二つ目に、財政健全化計画である第二次集中改革プランの進捗状況をお示してください。

次に、市税の不納欠損や滞納繰越が多額であり、非常事態と思われるが、このことをどのようにとらえているのか、その原因は何かお答えください。

それから、国保会計は極めて深刻な状況と思われます。医療費の増大と原因は医療費の増大と聞いておりますけれども、医療費抑制の対策はどのように考えられるのかお答えください。

次に、公共施設の中で建物資産でありますけれども、行政財産が223、普通財産59、合わせて282施設あるとされております。その多くの施設の老朽化が進んでおり、今後、維持費の増大が予想されますが、このことをどのように考えているのかお尋ねをいたします。

それから、消防団の適正化についてでございますが、条例定数に40人の欠員が生じているがどのようにとらえているのかお示してください。

以上、お尋ねをして最初の質問といたします。

- 市長（豊留悦男） 今後の財政見通しをどのように考えているのかとのお尋ねでございますが、国においては、東日本大震災の復旧・復興財源を賄うための税制改正や財政再建を見込んでおります。そうした中で、地方交付税交付金等については、地方財政の安定的な運営を踏まえ、平成24年度から平成26年度までは、平成23年度の総額を下回らないように確保することとしていますが、その中には、毎年1兆円を超える自然増となっております社会保障費も含まれ、最終的に地方公共団体に交付される額は、減額調整されることが想定されております。本市におきましても、まず歳入についてでございますが、先行き不透明な経済状況の中、景気低迷が依然として続いていることから、今後も自主財源である市税等収入の伸び悩みや各種譲与税、交付金等も年々減少するものと予測しております。一方、歳出についても、人件費や補助費等の削減に努めているものの、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費や、老朽化した公共施設の維持管理費は、年々増加していくものと予測しております。このように、本市の今後の財政見通しは、必要な歳出経費を賄う歳入確保ができない状況になることが想定され、非常に厳しい財政運営を強いられると予測しているところでございます。

次に、消防団員の定数等についてのお尋ねでございます。消防団は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、大規模災害の対応等、地域住民の安心・安全を確保するために欠かせない組織で、消防団員は、地域のリーダー的な存在としてもその役割は重要と思っております。しかしながら、過疎化の進展や少子高齢化社会の到来、また、産業・就業構造の変化等に伴い、全国的にも消防団員は減少傾向にあります。このことは、本市においても例外ではございません。本市の平成23年4月1日現在の消防団員数は、564名の定数に対し、実人員は524名で、ご指摘のように40名の欠員となっており、欠員補充が大きな課題であると認識しているところであります。今後もこの傾向は続くものと思われるので、後援会の協力を更にいただきながら、欠員の補充に努めてまいりたいと考えております。また、欠員による消火等に影響が出ないよう、各方面隊の協力体制を整えたいと考えております。

そのほか、いただきました質問等については関係部長等に答弁をいたさせます。

- 総務部長（渡瀬貴久） 第二次集中改革プランの進捗状況はどうなっているかというご質問で

ございます。第二次集中改革プランは、大きな柱として13の推進項目を掲げ、これに基づきまして、それぞれ改善目標を設けて、73の取組を実施しているところでございます。これらの取組につきましては、実施状況や効果などを検証した結果、おおむね計画どおりに進捗しているものと理解しております。主な成果といたしまして、歳入面から申し上げますと、未利用財産の処分及び広告掲載料の確保などが挙げられます。また、公の施設等の使用料・手数料の見直し等の取組も進めております。一方、歳出面におきましては、組織機構の見直し等による職員の削減や外部評価を活用した施策別事業優先度評価制度による事務事業の見直しなどを行い、歳出削減に努めております。今後も引き続き、改善目標の達成に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、建物資産改革の必要性についてのご質問でございます。市内には公有財産として、約280の施設があります。各施設において、老朽度合いや利用状況によって違いはありますけれども、修繕費や光熱水費、委託料、保険料等の多額の維持管理経費がかかっております。この様なことから、社会教育施設や観光施設等の12施設について、指定管理者制度を導入し、施設のサービス向上や運営経費の削減を図っております。また、施設利用者における受益者負担の適正化も図ることを目的に、昨年、使用料・手数料の見直しに関する基本方針を策定し、本方針に基づき施設に関わる施設使用料金の見直しを行い、本年10月から改正した新しい使用料金制度での一部運用も始まるところでございます。今後も、公有財産として利用価値が低く、老朽化した施設については、施設機能の統合や売却、さらには、公共施設整備基金等の財源を活用しての解体も検討することとしております。一方で、継続的に運営しなければならない施設や利用価値のある施設につきましては、指定管理者制度の導入や業務委託、民間への貸付等も進めることとし、施設の効率的な運営を目指していきたいと考えております。

- 市民生活部長（中間竜郎） 市税は不納欠損、滞納繰越が多額であり、本市にとって非常事態であると、どう思っているかということと、後、その要因は何かというご質問でございますけれども、財政の健全化のために、歳入の根幹である市税収入は、重要な自主財源であります。その確保のためには収納率の向上に努め、税負担の公平性の観点からも、より積極的かつ効率的な収納対策を講じて、滞納繰越額の縮減を図ることが安定した市財政の運営を図る上で極めて重要であると考えております。

不納欠損、滞納繰越額が多額となっている要因といたしましては、合併による収納範囲の拡大で徴収困難な高額滞納事案を多数抱えていることや、いわゆる三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲や、長引く景気低迷による市民所得の減少など、厳しい経済的理由、さらには、住宅ローンや教育ローンの多重債務や雇用形態の変化など、収納を取り巻く社会経済状況が厳しくなっていることなどが要因であると考えられているところでございます。

- 健康福祉部長（迫田福幸） 医療費の増大が考えられるが、医療費抑制化の対策はあるのかとの質問でございますが、本市の医療費抑制策としましては、今までにもレセプトの全件点検をはじめ、重複・頻回の対象者に対しての訪問指導や、各地区健康推進員と連携を図りながら、特定健診や各種がん検診等の受診勧奨を行ってきたところでございます。また、全市民へインフルエンザ予防接種の助成を実施するとともに、今年度の新規事業では、指宿医師会の協力を得まして、特定健診をより受診しやすくするために、受診者全員に、貧血と心電図の検査を、新たに特定健診に含めて行っているところでございます。さらに、市内医療機関に通院されている患者に対しましては、特定健診に係る患者の情報を医療機関より提供していただき、その情報を活用して、特定保健指導につなげていく予定でございます。

本市ならではの保健事業としては、地域資源の温泉を活用した水中歩行運動教室を7月にレジャーセンターかいもんの温泉プールで開講し、16名の方の参加がありました。この事業において、高血圧や肥満の改善が図られたことから、今後も引き続き実施する予定でございます。さらに、後発医薬品の利用促進を図るため、後発医薬品利用差額通知書を対象者に発送し、調剤費用の抑制策を図る予定でございます。これらの事業を総合的に実施することにより、医療費の適正化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

- 8番議員（新宮領進） まず、財政の運営の方から質問させていただきたいと思っておりますけれども、今後、大変厳しい財政運営が続くんだというようなご答弁をいただきました。それとですね、ここ数年、大変ありがたい交付金と申しますか、そういうのがあったために経常収支比率、あるいは公債費負担比率、大分低く、以前より低くなっているようなこともお聞きします。また、基金も大幅に積み増しができているということで、全体で55億、財政調整基金で8月末現在と言ってもいいんでしょうか、15億8,000万というような基金もできているということは、職員の皆さん方の、あるいは意識、そういうのが実ったということでもあろうかと思っておりますので、このことについては感謝をしておきたいというふうに思います。

それからですね、合併において大変優遇された算定替えとか、特例債とか、そういう優遇措置がありましたけれども、これについて今後どのような動きがあるのか、お示しをいただきたいと思っております。

- 財政課長（中村孝） 合併が終了した場合の見通しについてでありますけれども、合併後10年間の普通交付税は、合併前の3市町がそれぞれ存在するものとして合併算定替えにより算定され、本年度で見ますと、本来の一本算定と比較すると約13億円が多く交付されております。しかし、これも平成28年度から5年間かけて段階的に減額され、平成33年度からは完全に一本算定へと移行することから、本年度と比較した場合、一般財源でもある地方交付税で約13億円が削減されることが想定されております。併せて、合併補助金や合併特例債の活用も平成27年度までとなっており、合併後の財政の増額支援措置も段階的に終了することとなっております。このような状況にあることから、本市の財政見通しは、歳入に見合った歳出構造

への転換を着実に図らなければ、今後も非常に厳しい財政運営を強いられると予測しているところであります。

- 8 番議員（新宮領進） 答弁の全体を判断してみますと、歳入減、歳出増というようなことになろうかと思えますけれども、やっぱりですね、集中改革プランにもお示しをされているんですけれども、基本的には、この歳出をいかに抑えていくかということなんでしょうけれども、こういったことに対しての対策というのは、現在はどうにお考えなのか。
- 総務部長（渡瀬貴久） 限られた財源を効率的・効果的に活用するため、また、歳入に見合った歳出構造への転換を図るためには、施策別事業優先度評価制度を導入して、外部評価を活用しながら事業の見直しを行っているところであります。先ほども回答がありましたとおり、合併後の財政支援措置等もだんだんなくなっている状況でございますので、現在、基金の増額積立等の対策等も行っているところであります。
- 8 番議員（新宮領進） 歳出等につきましてはですね、前回の質問の時も申し上げたんでありますけれども、市民は自分たちが収めた税金をどのように使われているのか、あるいは何で借金が280億もあるのよとか、そういうことが大変心配なんです、将来に向けて。そのように考えますと、市民と会話の中でよく聞くでありますけれども、その財源に余裕のあるような事業とかいうのはやめてくださいよとか、そういうことをよく言われる、あるいは財源に余裕のあるかのような経費、これは使わない、改める、そういうことが必要なんだというようなことをよく聞くんですけれども、市民のこういう声をどのようにとらえますか。お答えいただきたいと思いますが。
- 総務部長（渡瀬貴久） 先ほど申し上げました、施策別事業優先度評価制度を取り入れて、事業の貢献度及び優先度の観点から相対的な評価を行いまして、その相対評価を基に、公益性、必要性、有効性の三つの観点から、事務事業の継続・改善・縮小・統合・廃止、そして、新規事業の展開というものを、外部評価も活用しながら行っているところであります。事務事業の見直し等によって生み出された財源は、新たな行政課題となっている施策の展開を図るための財源とすることとしておりまして、限られた既存財源の中で新規事業も展開できるような財政運営にも取り組んでいるところでありますが、そのすべての中において、公益性、必要性、有効性という三つの観点から検討を加えていくということは大事なことだろうというふうに認識しております。
- 8 番議員（新宮領進） 市の財政が厳しくなるということは、我々議会議員に一番の責任があるんです。というのは、交付金の使われ方は、すべて議会の議決によって決められます。市民生活に直結するような案件はすべて議会の議決で決せられるわけでございます。最近はどうですか、実はその案件についてでございますけれども、これは市長にお尋ねをさせていただきますが、唐突なものが非常に多いのではないかと、契約案件、取得案件、そのほか重要案件については、議会にも事前にそれなりの説明、ご報告、そういうのがあってもいいのではな

いかなと。我々も慎重に審査をしなければいけないわけございまして、当然そういうことは考えていただかねばいけないというふうに思いますけれども、その辺については市長、どのようにお考えでしょうか。市長にお答えいただきます。

- 市長（豊留悦男） 指宿市民にとって議決機関である議会と、執行機関である市長部局は、車の両輪と考えております。両者が相互に独立性を尊重し、それぞれの機能が十分発揮されることで、市民の福祉の増進が図られると考えております。市では議案等の重要な案件につきましては、担当部・課で、内容について調査・研究等を行いながら、原案を企画立案し、庁議等で慎重に審議調整した上で最終案を決定し、議会に上程しております。また、重要な案件等につきましては、これまでも議員懇談会や全員協議会の場において、議員の皆様へそのことに関する情報を提供、説明をさせていただいております。ただ、このような案件の中でも、相手があるもの、交渉にかかるもの、情報の公開により市や市民が不利益を被る可能性があるもの等につきましては、事前の説明が十分でない場合もあるかと思います。ご質問の趣旨は議会と市長部局の更なる連携の推進ということでありますので、市長部局といたしましても、議員の皆様に対しましては、重要な案件、事項に関する情報提供が、これまで以上にできるよう努めてまいりたいと思っております。
- 8番議員（新宮領進） 是非ですね、その判断を誤らないようにひとつお願いをさせていただいておきたいと思います。

それから、22年度の決算の歳入財源別比較表を見ても分かりますように、依存財源が161億で全体の大体72.63%を占めております。28年度から算定替えも段階的に進められて引き下げられると、33年度には確実にその分の13億円が削減されるんだというようなご答弁でございましたけれども、今後、東日本大震災の復興財源、こういうこともあって、財政の状況はめまぐるしく変わっていくのではないかとこのように思います。そういう時にですね、集中改革プランの中で、21年度から24年度の3年間で13億円の収支差が生じるんだと。そのことについてプランの中で改善目標が設定をされております。これは大変分かりやすく、また、職員の皆さん方も取り組みやすい改善目標であろうというふうに思うんでありますけれども、今後、財政が厳しくなると、当然のことながら年度年度のですね、できたらこういう財政計画、そういうものも作成をすべきではないかというふうに思うんでありますけれども、その辺についてはどうなのでしょう。お答えいただきたいと思います。

- 総務部長（渡瀬貴久） 財政の予測につきましては、議員がおっしゃるとおり、なかなか遠い将来まで見通しをつけるということは難しい側面がございます。しかしながら、将来にわたり持続可能な行財政基盤の確立と、財政の健全性を確保するために、また、今後の重要な各種事業を計画的に実施するためには、中長期的な財政計画が必要なことでありますので、本年度、指宿市総合振興計画後期基本計画の策定に併せまして、その実施期間である平成24年度から平成27年度までの4年間の一般財源ベースによる財政計画が必要であると考えている

ところであります。

- 8 番議員（新宮領進） 是非、真剣にですね、慎重にその辺については取り組んでいただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、集中改革プランについてでございますけれども、ご答弁で、その検証をした結果、おおむね計画どおりに進められているというようなことでございましたけれども、この検証についてはどのくらいの間隔で、どういう方法で、検証した結果については誰が指摘、指示をしているのか、その辺をお示しをいただきたいと思います。

- 総務部長（渡瀬貴久） 集中改革プランの進捗の確認方法につきましては、各課から毎年、取組実績や今後の課題等を報告してもらうことで確認しており、目標達成に向けての努力を促しております。特に歳入確保、歳出削減に向けた主な取組の進捗状況について、年度上半期実績についても行政改革推進本部会議に報告しております。このように、その取組状況につきましては、行政改革推進本部の方に報告をし、必要に応じて本部長であります市長からの指示がなされているところでございます。また、集約した進捗状況は、年度実績として、広報いぶすきや市ホームページにおいて公表し、市民への周知にも努めているところでございます。なお、平成22年度の進捗状況につきましては、今月号の広報いぶすきにおいてその概要を、また、市のホームページにおいて、より詳細に公表をしているところでございます。

- 8 番議員（新宮領進） この集中改革プランは、市役所から市民に対する公約なんですね。そのために広報紙等でその都度ご報告をされておるといいますけれども、検証した結果については、市長がチェックをする、果たして本当にそういう形でできているのか、そのチェックをした結果を課にですよ、直接、市長の方から指摘、指示、こういうふうにやっていくのが私は当然であろうと思うんですけれども、本市の財政の改革の中で、一番大事な部分なんです。是非ですね、この辺は市長が最終チェックをして、指示も各課に直接指示、指摘をしていただきたいというふうに思うんですけれども、市長はどのようにお考えですか。市長にお答えくださいね、市長に。

- 市長（豊留悦男） 大変ありがたいご指摘をいただきました。本市においては、行財政改革、入るを図り、出るを制するという、この予算執行においても、また、各事務事業の展開においても、この集中改革プランに基づきなされているのかどうかというチェックは、私が責任を持ってやるべきだろうと思っております。いろいろな庁議の中で、関係各課の事業の推進状況、その成果等については報告を求めています。私も今後、これらの報告を基に、まずまずこのチェック、今後の事業展開については主体的に、また、課題等を見つけた時には各部に適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

- 8 番議員（新宮領進） 是非、市長・副市長が指摘、指示をすることで計画の重要性を感じるんですね。是非、そのような形で進めてやっていただきたいと思います。

それから、市税のことです。不納欠損、滞納繰越、いろいろ答弁をいただきました

けれども、要因は何にせよ、この問題が一定のところまで解決しない限り、財政の健全化というのは図れないのではないかと、私自身はそうのように思っております。ここにですね、平成18年度からの資料をいただいておりますけれども、ちょっと数字をお示しをしてみたいと思いますけれども、平成18年度から22年度までの5か年、不納欠損処理、これは市税の分ですけれども、1億5,955万7,706円、約1億6,000万円が不納欠損処理をされております。せっかくですので国保税の方も申し上げますけれども、1億7,127万1,797円、トータルですよ、合計すると3億3,000万円が不納欠損処理をされているんです。それから、滞納繰越分ですよ、これは4億5,740万1,510円、約4億5,700万円もあります。国保が約3億800万円、トータル7億6,590万円。大変な額ですよ。これは自主財源そのものですから、やっぱしですね、ここが何かかならないと、財政の健全化は絶対図れない。ここが大きな問題で、指宿市というのは、何かこう変なところに行くんじゃないかと思うような、そのぐらいの危機感を感じるんですよ。もうお分かりのように、不納欠損と滞納繰越を合わせると11億ばっかいあるんですよ。22年度の市税は40億円ちょっとなんです。大変な額ですね。ここらについてですよ、いろいろ担当課も努力はされているということは分かるんでありますけれども、この縮減のためにどのような対策で動いておられるのか、お聞きをさせていただきたいと思います。

- 市民生活部長（中間竜郎） 不納欠損額、滞納繰越額の圧縮につきましては、これまでも電話催告や臨戸訪問・夜間徴収等を通じ収納に努めるとともに、個人住民税におきましては、県との相互併任事務により、その圧縮を図ってきているところでもございます。また、平成21年度からは未納者に対し、早期の段階から接触を図り、早期完納に導くために徴収嘱託員制度を導入するとともに、平成22年度においては、効率・効果的な滞納整理を行うために、滞納整理システムを稼働させ、滞納繰越額の収納に努めているところでもございます。不納欠損額や滞納繰越分の圧縮を図るために、新規滞納を抑制するため、現年度分の徴収強化が何よりも重要だと考えております。このようなことから、本年度は徴収強化月間以外にも、各税目に特化しての収納対策を講じ、収納率向上に取り組んでいるところであります。また、納期内納付の推進と収納率向上のため、各金融機関や市税事務嘱託員と連携をした口座振替の推進も図っているところでもございます。今後とも新規滞納者への初期対策強化や個人住民税の特別徴収への拡大、給与や預貯金の差押えによる滞納処分の強化など、総合的な収納対策を講じながら、収納率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。
- 8番議員（新宮領進） 5か年で1億6,000万円の大きな財源を処理をせないかんというような状況でありますけれども、22年度決算で自主財源60億7,000万円、歳入全体の27.37%であります。それで市税40億9,000万円は自主財源の67%を占めるんですよ。いかに市税が大事かということ、いかにこの不納欠損をされたこの部分、大事な財源か、純生ですよ、自主財源そのもの。そういうことをしっかりと受け止めて、このことには当たっていただきたいなというふうに思うところでございます。

それから、不納欠損の時効、3年、5年という時効がありますけれども、こちらの目安について簡単でよろしいですけど、教えていただけませんか。

- 市民生活部長（中間竜郎） 3年、5年の時効の目安はどうかということだと思いますが、まず、3年で義務消滅させることができる事由といたしましては、滞納処分できる財産がないとき、また、滞納処分をすることで、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、あるいは、その所在及び滞納処分をする財産がともに不明であるときと規定されており、いずれかに該当した場合に適用されております。そしてまた、消滅時効につきましては、市税等租税債権について、法定納期限から5年間行使しないことにより時効消滅いたします。ただ、その間、地方税法及び民法で規定されている一定の行為、例えば、一部納付、差押え等の事由が発生した場合は、時効が中断され、新たに5年間の時効が開始されることとなります。
- 8番議員（新宮領進） その判断は大変複雑なようでございますけれども、適正にそういう処理が行われるようにですね、今後努力をしていただきたいなというふうに思いますけれども、その税の滞納繰越を見てみますと、本税よりも延滞金、こういったものが上回るような、そういうものもあるのではないかなというふうに思うんでありますけれども、こちらについては免除とか、あるいは減免とかいうような処理をしていただいて、収納できるような体制というのはできないのかどうか、そこもお聞かせいただきたいと思います。
- 市民生活部長（中間竜郎） 延滞金の減免制度につきましては、指宿市税条例施行規則第4条の規定の運用により、延滞金の免除をしております。免除の内容といたしましては、納税者又は納税者と生計を一にする親族が生活保護法の規定による扶助を受けているとき。疾病にかかり、又は負傷若しくは死亡したため、多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。震災、風水害、火災その他の災害、又は盗難により甚大な損失を受け、納付又は納入の資力を失ったことが認められるとき。事業について甚大な損失を受け、又は失職等により納付又は納入の資力を失ったことが認められるときや、特に市長が免除の必要を認めるときと規定されておりますので、納税者の実情にあわせて延滞金の免除を実施しているところでございます。延滞金は、地方税法の規定により税の公平性の観点から徴収するものでありますが、滞納者のやむを得ない事由がある場合においては、免除を行っているところでございます。
- 8番議員（新宮領進） 努力をしていただきたいなという、市民に分かっていただいて、少しでも納税意識というんですか、そういうのが高まればというふうに思います。

それから、ハウスの償却資産税のことですけれども、今の現状と取組等についても、ちょっと情報をいただいたりして、私も分かっているんでありますけれども、これは合併前に3市町でそれぞれ制度が違いがあったと、そしてこの補助事業を導入した生産者の方々は、その制度にあわせて導入をしたものと思っておりますし、当然のことながら事業の拡大というものをもって、意欲を持ってですね、この事業を取り入れたものと思っておりますけれども、合併がもたらした特別のケースであろうというふうに私は思っているところでございます。

この問題をいつまでも引きずってはいは本市のためにも全くプラスにならないというような気がするんでありますけれども、双方納得のいくような方策をまず探す。これが一番であろうというふうに思いますけれども、私はですね、市長に申し上げたいんですけど、市長の強い気持ちがあれば、ある程度市民もご理解をいただけるんじゃないかなというふうに思うんでありますけれども、これは市長じゃなくても、いろいろな問題を抱えておりますので、部長にお答えいただきたいと思います。

- 市民生活部長（中間竜郎） 補助事業で実施しましたハウス等の償却資産税の未納対策につきましては、旧指宿市の生産組合や補助制度のない他産業においても納税されていることから、これまで幾度となく納税交渉を重ねてきたところでございます。納税交渉を行う中で、昨年の12月にハウス利用の実態に照らし、組合課税から個人課税へと課税の見直しを行い、納税通知書をそれぞれの組合員に送付したところでもございます。課税見直しにより、個人ごとの納付書発送後も納税交渉を行う中、多くの組合員が納税にご理解をいただき、既に滞納繰越分を完納された方や分納により納付された方もおられる一方で、一部の方につきまして納税に理解が得られず、滞納が続いている状況でもございます。本年度は平成18年度課税分が5年時効を迎えますことから、納税に理解を得られない未納者に対し、税の公平性を保つため、法的措置を講ずる時期が近づいてきているところでございます。このようなことから、法に照らした滞納処分について、県や顧問弁護士へ相談するとともに、関係課等とも協議・検討を行いながら進めているところでもございます。

- 8番議員（新宮領進） 根も深いようでありまして、大変な問題でありますけれども、私は、大岡越前というドラマの中で、三方一両損という裁きを覚えておりますけれども、多少の損はしてでもですね、とにかく早く解決していただきたいということを、まずはお願いをしておきます。税に対する納税者意識、まずはこれを高めることは喫緊の課題であるというふうに思います。あらゆる知恵を絞って、今後、税の収納については努力をしていただきたいと思いますということをお願いをしておきたいと思います。

それから、国保会計でありますけれども、レセプトの点検強化や職員による保健指導については、私も大変大きな評価をしているところでございますけれども、実態はこのとおりですので、大変なんです、危惧するところなんです。今後、80億ともいわれる、そういうことを聞くんでありますけれども、国保会計が膨れ上がるということでもありますけれども、この辺のことについては、どのようになると推測をされておるのでしょうか。

- 健康福祉部長（迫田福幸） 本市の国保会計の今後の見通しでございますが、高齢化社会が進展する中、医療技術が年々高度化してきております。本市の今後の医療費については、毎年度3%から4%程度の増加が予測されるところでございます。また、本市の国保の財政調整基金は、現在枯渇している状況下にある中、国・県からの補助金につきましても、現行の国保制度下においてこれ以上の増額が見込まれないことから、本市の国保会計は今後も非常に厳

しい運営状況を強いられるものと予測しているところでございます。

- 8 番議員（新宮領進） 6月議会の同僚議員の質問に対しても、国の国庫支出金が少なかったからというようなご答弁を多分されたと思いますけれども、国保の財源等についてもなかなか厳しいので、これは恐らくもうどうしても大きくは望めないんじゃないかというふうに思いますし、国保会計、正直言って自治体レベルではどうしようもないというところまできているんじゃないかなというふうに思います。今後はですよ、一般会計から繰上充用するようなことになれば、市民生活にも大きな影響を与えるんだというふうに私は思っております。そういうことからして、当然のことながら、全国市長会や県市長会、もちろん県の議長会でもありますけれども、国に対して一生懸命働きかけをしていかなければならないというふうに思っております。是非、このことについては努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、理由はどうであれ、市内に保険証を持っていない方が160名もいらっしゃるんだと。これはですね、病院にも行けないんですよ。病院の負担は全額なんです。大変なことだと思いますけれども、大事なことです。これは市長、どのように、こういうことをとれますか。市長はどのように考えますか。

- 市長（豊留悦男） 国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ制度でございまして、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも、資格証明書を現在発行しているところでございます。資格証明書は、納期限から1年を経過するまで国保税を納付しない被保険者のうち、納税相談に全く応じず、所得試算を勧告すれば、十分な負担能力がある方を対象に窓口相談の機会を増やすために発行しているところでございます。また、資格証明書発行対象世帯の中でも、年齢が高校生相当以下である被保険者に対しては、資格証明書でなく、有効期限が6か月の短期被保険者証を発行しているところであります。さらに、資格証明書を発行した後でも、給付窓口等に相談があれば、収納窓口と連携して相談を行いながら、相談内容に応じて短期被保険者証を発行するなど、必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、適宜対応はしているところでございます。

- 8 番議員（新宮領進） 国保会計、大変危惧をするところでございますけれども、無保険証者という、そういう市民が一人もないように、これはもう自治体の恥ですよ。是非、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに、これについては指摘をさせていただきたいと思います。

それから、国保会計、事務運営は組合保険に加入されている職員がやっているんですよ。どうしても希薄になりがちなんだというふうに私は思いますけれども、どうか今後もそういった気持ちを、国保会計を何とか維持するんだというような気持ちを持って、このことについては当たっていただきたいというふうに思います。

次に、建物施設ですけれども、相当、将来財政に負担をかけるんだらうなというふうに思

うんでありますけれども、早い段階で、今の公共施設の現状調査、ここらをすべきであろうという、当然、調査にあたっては、統合、廃止、売却、解体、むだな建物の利用度の低い施設の洗い出し、類似する施設、複数抱える状況、一つの施設の複合化、耐震避難場所、将来建替えの高い施設の優先順位、そういうものをすべて調査をした上で、施設台帳なるもの、そういうものを作っておくべきであろうと。当然、建替え等については特認でありますけれども、財政の都合もありますので、それに照らし合わせて、その対処をする年度、そういうところまでしっかり判断をして、台帳等を作成すべきであろうと思いますけれども、そのことについてはいかがなんでしょうかね。

- 総務部長（渡瀬貴久） 施設の見直しにつきましては、平成20年度から施設も事務事業だというところらえ方の中で、事務事業評価の中で、外部評価に諮りながら検討を進めてきているところでございます。また、平成22年度からは、施策別事業優先度評価制度に基づきまして、建設目的別にグループ化をした上で、利用者の状況や施設自体の老朽度合い、さらには、今後の維持経費の推移予測や利用者の意向等も踏まえながら、評価見直しを実施しております。このようなことから、行政財産として位置付けている施設につきましては、評価制度と併せた財産台帳を整備することによりまして、施設台帳としての機能を持たせることもできますので、別途、施設台帳なるものの作成は、現在のところ考えていないところでございます。なお、これまでの施設に関連する評価実績は、主な公共施設として位置付けられている約80の施設のうち、13施設の評価見直しを実施しておりまして、本年度も、かいもん山麓ふれあい公園の評価を現在行っているところでございます。

- 8番議員（新宮領進） 正直言って、この維持費、管理費まで入るとですね、莫大な財源だと思いますよ。例えば、スポーツ施設、先般、使用料を上げていただきましたけれども、すべてこれでも赤字なんですね。黒字が出るということは恐らくないんでしょうけれども、大幅に赤字を出しているんです。これをずっとこう見てみますと、一つの建物に毎年数百万の修繕費をかけているところも多々あります。こういうことが古くなれば、どうしても維持していくために莫大な財源を投じなければならないということですので、施設台帳は今のところは必要ないというような答弁でしたけれども、このことは職員全員が真剣に考えてもらわないと、恐らく将来、財政に一番負担をかけるのがこの問題じゃないかなというふうに私は思っております。どうかひとつ、今後も注意深くこのことについては、数字を見ていただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思います。

それから、消防団の適正化についてでございますけれども、先ほどご答弁をいただきました。条例定数564名、まずこれについて何を基準とするものなのか教えていただきたいと思います。

- 総務部長（渡瀬貴久） 定数564名は、合併前の各市町の定数の合計値となっております。消防団員の定数につきましては、消防力の整備指針に消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊

員の数は、消防ポンプ自動車1台につき5人とするなどの基準がありますので、23分団の指宿市消防団の定数は、消火活動に最低必要となる人員1班5名を基準とし、4班から5班体制で編成し、その結果、定数を564名と定めているところでございます。

- 8 番議員（新宮領進） 最低必要な人員ということでご答弁をいただきましたけれども、最低必要な人員なら40名の欠員が出るはずがないじゃないですか。何かあることに危機管理のことを話をすると、消防団、消防団と出る割には、何かこう、消防団のことについて薄いのではないかなと、私はこういうふうに思うんですけれども、欠員の補充については条例で定められて、決められているんですから、市も関与をすべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。
- 総務部長（渡瀬貴久） 消防団員の皆さん方には、それぞれ仕事を持ちながら自分のまちは自分たちで守るという精神の下、火災の予防及び消火活動のみならず、地震や風水害などの自然災害発生時にも身を呈して出動するなど、地域住民にとっては非常に心強い存在となっております。その日常の活動そのものが多くの市民に理解されているものと考えております。団員の確保につきましては、それぞれの後援会と密接な連携を取りながら、また、消防団員の活動状況を広報紙で広く紹介するなど、更に一層団員の加入促進に市としても努めてまいり所存でございます。
- 8 番議員（新宮領進） 密接な関係で勧誘をやっていたら、恐らくこういう感じにはならないのかなというふうに思いますけれども、9月議会で補正を組まれておりましたハザードマップの件でありますけれども、マップは作ってもですね、避難を誘導する消防団員が40名の欠員じゃですよ、どうしてもならないんですよ。あべこべじゃないですか。まずはこの辺をしっかりと確保して、それから、今後、指宿のハザードマップというのを作成すべきじゃないの。最初のこの部分がどうしてもなければ何にもならないんですよ。最低限必要な人員、これが564名ということですので、こちらについては、しっかりと、今後も消防団勧誘の実態をまず知ってください。ほぼ団員が団員の勧誘はしているような状況ですよ。是非、お願いをしておきます。

それから、消防団活動費のことでございますけれども、23分団、いろいろ差があるようでございます。この問題も以前から後援会の皆さん方がいろいろと努力をされて、各分団に支給しているようなんですけれども、この部分も20余分団、公平を期すために、ある程度指宿市が指導をして、そして同額を支給できればなというふうに思っているんですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

- 総務部長（渡瀬貴久） 消防団後援会の事業は、消防出初式の団員の慰労、操法大会などの支援、幹部研修などの助成、退職者慰労金支給など、幅広く事業を行っていただいております。3地域の消防団後援会費につきましては、永年の各地域のそれぞれの消防団活動に対しまして、地域の理解を得て各地域の後援会費が決定されているようであります。各地域の消防団

活動は、消火活動だけでなく、防火広報パレード、火災想定訓練、山岳救助のほかに、各地域行事で重要な役割等も担っておりまして、分団のそれぞれの実情に応じて後援会費も異なっているようでございます。このようなことから、市の指導で消防団の協力費を一律に決めることはなかなか難しいものと考えておりますけれども、改めて消防団後援会の役員の皆さん方にご意見等も賜りたいと考えております。

- 8 番議員（新宮領進） 消防団の組織法というのがございまして、それに基づいて指宿市が消防団は設置をしているわけでございますので、その辺から照らし合わせてですね、当然、この辺についても市が指導すべき問題であろうと、延々として昔から続いているこのことは、今はもう通用されない時代なんです。だから団員がこんだけ入団する人が少ないんですよ。もうちょっとその辺は今後、市の方で指導をしていただくようにご指摘をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、山川方面隊のことでございますけれども、車庫に詰め所がないところがあるというふうにお聞きをするんですけれども、これも23分団、本当に公平性を保つためには、当然、市として考えていただくべき問題ではないかなというふうに思うんでありますけれども、そこらについてはどうなんですか。

- 総務部長（渡瀬貴久） 消防分団車庫と詰所が一体となっていない分団が、山川地域の一部にありますけれども、隣接する公民館等を消防団員詰所替わりに利用している状況があります。分団車庫の整備につきましては、計画的に行っておりますので、消防団詰所につきましても、分団車庫の整備と一体的に整備していく考えでございます。
- 8 番議員（新宮領進） このことについては、公平性を保つ、消防団員にとっても重要なことですので、できるだけ早い段階でしっかりとした計画を立てていただきたいなというふうに思います。私自身も消防団には30年以上おりまして、まだ現役団員でありますけれども、皆さんもご存知のように、東日本大震災では、誘導やらそういう活動をしながら、252名の方が殉職をされているという。消防団員はですね、本当に災害がある時は最前線で活動する、吹鳴一つでそこに集まる、いわば地域を守る最大の組織であろうというふうに私は思っておりますよ。だから、消防団員が40名も欠員をするということを安易に考えていること自体はですね、本当に皆さん、皆さん方はですよ、よくいわれますよ。指宿市はおもてなしのという言葉をよく使いますけれども、県外の方がいっぱい来るんですよ。まず、おもてなしの心の原点というのは、そういう地域を守る、そういうことですよ。来たお客さんに、危険が伴わないような、そういう組織でしっかりとやっていかなきゃいけないという、そのことを考えるとですね、消防団組織がどんだけ重要かということですので、今後、しっかりと今の時代にあわせた取組をしていただきますようお願いいたしまして、私の質問を以上で終わります。
- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 09 分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

- 11番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

まず、メディポリス指宿への対応等についてであります。報道によれば、2008年7月13日に投開票された県知事選の選挙運動期間中に、財団法人メディポリス医学研究財団理事長から選挙運動費用として100万円の寄附が知事になされたとなっております。複数の報道機関から報道されております。県は財団設立の認可権を握る立場で、財団は原発立地自治体を主な対象にした国の交付金を財源とする県の補助金を、08年から10年度に計24億円を受けております。識者からは、自治体と利益を伴う契約を結ぶ当事者から選挙に関する献金を受けることを禁じた公職選挙法の特定制禁禁止規定に違反する可能性もあるとの指摘も出ています。メディポリス財団理事長から県知事への寄附が選挙運動期間中に、しかも時経的に見れば、補助金や融資について審査がなされているところに寄附がなされています。この寄附は公職選挙法上からも問題であり、賄賂性も高いと思いますが市長はどのように考えるか伺います。

メディポリスを下の方から見ますと、何やら麓の方に道ができ、山の上でははげ山になってきています。聞きますと、南迫田方面にある泉源までの敷地内管理道路であり、山の上は樹木を伐採し、景観を改善するため樹種変更をするとのことであるようです。メディポリスの私有地内であるとは言え、すべてが勝手に自由にできるものではないと思います。種々の届出や許可ということが必要になるものもあると思います。そこで伺いますが、敷地内道路、あるいは開発行為も含めて、行政に対する届出などの事務手続きについては、どのようなになっているのか伺います。

また、見るからに土砂崩れや山崩れが起きないのか、雨が多量に降った場合にはどうなるのかといった心配を持つような形状をしております。行政として、災害誘発の可能性についてはどのように考えているのか。また、それらの心配とも関連して、メディポリス側から近隣住民に対して何らかの説明会などが開かれているのかどうか。把握していたらお答えしたいと思います。

メディポリス指宿に対しては、奨励条例によって、旧グリーンピア指宿の施設のうち、建物に対して課することとなる固定資産税の額に相当する額を、平成20年度から10年間奨励金を交付することになっています。その額は総額で約3億6,000万円であります。グリーンピア指宿は、初期投資額230億円を掛けて建設されたもので、新日本科学が6億円で落札した時の賦課は115億円だったようであります。目玉となっている先端医療は保険適用外であり、約300万円の治療費は自己負担であります。そのような企業、財団に10年間で3億6,000万円の奨

励金をやることについて、私は等しく市民の理解を得ている状態ではないと思います。このことについてはどのように考えますでしょうか。伺います。

奨励条例第10条によれば、事業の廃止や立地協定違反、その他市長が特に必要があると認める時は、指定の取り消し、つまり、奨励措置をやめることができますとなっております。先ほど述べたように、公職選挙法上の疑義や賄賂性についての疑義、指宿市民を災害に巻き込むのではないかと心配されるような道路建設や開発行為が、十分な説明もなくやられるなど信義のなさ、これからしても奨励条例があるもとでも、市長が特に必要がある時と認める時として、奨励措置の停止をすべきだと思うが、どう考えるか伺います。

次に、防災に関してであります。記憶をたどってみますと、私が最初に合併前の指宿市において一般質問で防災無線の設置を要求したのは、指宿市が部長制を敷く前でしたから、もう20年近い前になると思います。その時の答弁から、基本的には防災無線の必要性は認めるものでした。しかしながら、実態はご覧のとおり、指宿地域には今なお防災無線はなく、ようやく今年度に調査費計上、そしてできれば来年度に着工して早く整備したいという回答をするに至ったところであります。東日本大震災の経緯や、最近、日本列島をゆるがす災害の現状を見る時に、もうこれ以上整備を延ばすことは許されません。先の東日本大震災に伴う津波警報連絡が全市民には到達しなかった。そればかりか、場所によっては地区民すべてに連絡がいかなかったところもあるという状態では、市民の命と安全を守るという行政の責任は果たせません。防災無線は今年度に調査をして来年度から着工ということに、今さら変更はないと思いますが確認をいたします。調査・研究の進捗と来年度着工の確認について答弁をお願いします。

次に、避難所についてです。避難所そのものが安全であるか、避難所へのアクセスの安全が確保されているか。台風や集中豪雨などに対しては避難所として妥当であっても、地震や津波に対して安全であるかどうかなど、幅広い見地からの見直しと対策が急がれることとなっています。当然ながら、行政としても見直し、再検討が必要だという見地だと思います。そこで伺いますが、避難所についての安全面からの再検討や見直しについて、現時点でどのようなになっているか。また、避難所として指定を続けるために設備等の改修が必要とされるところや、指定外等の必要があるとされるところがあるかどうか伺います。

次に、ハザードマップについてです。年度内にハザードマップを作って、各家庭に配布の段取りだと思います。そこで改めて伺います。ハザードマップについては、地震、津波、台風や暴風雨、土石流など、いろいろな災害に対応するものが考えられますが、指宿市としてはどのような種類に対して準備をすることが必要だと考え、今年度に間に合わせるものが何に対応するものなのか、順次準備を進めるものがどのようなもので、いつ頃になる見込みなのかなどについてお答え願いたいと思います。

以上、1回目といたします。

- 市長（豊留悦男） メディポリス医学研究財団永田理事長から県知事への寄附金について、公職選挙法上の問題についてどう考えているかというご質問をいただきました。まず、選挙に関する寄附についてであります。これにつきましては、公職選挙法第199条に特定の寄附の禁止の規定がございます。この趣旨は、国又は地方公共団体と請負、その他特別の利益を伴う契約関係にある者及び国又は地方公共団体が交付する利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人が、それぞれの選挙に関して寄附することを禁止した規定でございます。

次に、平成20年7月に行われた鹿児島県知事選挙の選挙費用として、永田氏から伊藤知事へなされた寄附についてであります。このことにつきましては、新聞各紙の報道や鹿児島県のホームページにある知事記者会見での説明内容、メディポリス医学研究財団のホームページの掲載内容を見させていただきました。この寄附につきましては、永田氏個人が、伊藤知事の選挙運動費用として寄附したものであります。したがって、公職選挙法上問題は無いと考えております。

次に、賄賂性についてでございます。賄賂性についてのことにつきまして、先ほども申し上げましたけれども、この寄附金は、永田氏個人が伊藤知事へ寄附した選挙運動費用であると理解をしております。

次に、防災無線についてのお尋ねでございます。本市では、既設の防災行政無線システム及び地域コミュニティ無線システムの現状調査を行い、情報伝達手段の一元化及び災害情報等を速やかにかつ確実に伝達するため、行政防災情報システムの構築に必要な各種のシステムの比較・検討を行い、最適なシステム構築のための基本構想を策定することとしております。平成23年度は、行政情報システム基本調査を、8月1日に業者と委託契約を締結し、同月25日に委託業者と第1回目の打合せ会議を行い、11月末までには基本調査を終える予定であります。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

- 建設部長（三窪義孝） メディポリス指宿の敷地内管理道路の建設に関して、土木課に対する届出等の事務手続の経緯についてのご質問ですが、土木課に対しては、昨年12月17日に株式会社畝地不動産より、丈六温湯線に温泉管、給水管を布設するための道路占用許可申請があり、12月20日付けで許可をしています。延長は250mとなっております。また、今年の5月23日に株式会社畝地不動産より、泉源管理用道路が市道丈六温湯線とふるさと農道に接道することから、道路工事施行承認申請及び法定外公共物工事施行等許可申請書が提出され、5月30日付けで承認並びに許可をしているところであります。

続きまして、メディポリス指宿の敷地内管理道路の建設に関して、災害誘発の可能性とその対策についてのご質問ですが、今回の道路工事により、梅雨前から秋元川で濁り水等が見られたことから、現地調査を行い、秋元川への影響がないように沈砂池の設置や法面の保護工などの防災対策を要請してきたところです。今後は、林地開発の申請の中で、許可権者で

ある県の開発許可基準により、災害等の防止策について指導されることになります。

- 産業振興部参与（浜田淳）　メディポリス指宿の敷地内管理道路に関して、市に対する届出等の事務手続きの経緯についてのご質問ですが、株式会社新日本科学から森林法第10条の8第1項の規定に基づきまして、伐採及び伐採後の造林の届出書が3回にわたり提出されたところでございます。そのうちの平成22年12月1日に届出のありました道路部分の箇所につきましては、県に確認いたしましたところ、当初、泉源からの温泉管敷設のための資材運搬路の設置と、それ以外は杉を造林する計画でしたが、計画変更に伴いまして、平成23年1月27日に県の森林整備課に、道路新設に伴う林地開発の事前打ち合わせが行われてきたようでございます。その後、林地開発の手続きがされないまま工事に着手したとのことです。県の南薩地域振興局は、平成23年6月9日に現地調査を行い、工事の中止と土砂流出防止対策等の防災工事について、指導したと聞いております。同様に、県の森林整備課も平成23年8月11日に防災等の指導を行っているようでございます。なお、林地開発許可申請書が県へ提出されておりますので、県から市に対しまして審査の最終段階で意見書の照会があり、市といたしましては意見書を付して県に回答することになります。

次に、近隣住民の方々への説明会等についてのご質問ですが、施工関係者から南迫田の館長さんや玉利の館長さんへは、工事内容の説明と工事による苦情などの対応について説明が数回されたということでございます。

それと、土砂流出等災害についてのご質問でございますが、平成22年12月28日の届出箇所につきましては、伐採完了後、現地確認をいたしましたところでございますが、土砂流出の恐れがないように、早期の造林並びに土砂流出防止対策の指導を行ったところでございます。また、林地開発許可につきましては、県から市へ林地開発許可の意見書が求められますので、災害誘発することがないよう四つの許可の基準に基づきまして、まず一つ、災害を防ぐ働きへの影響、二つ目としまして、水害を防ぐ働きへの影響、三つ目としまして、水害をかん養する働きへの影響、四つ目としまして、日常生活の環境を守る働きへの影響を十分チェックし、意見書を付して対応してまいりたいと考えております。

- 総務部参与（久保憲一郎）　市条例による奨励措置についてのご質問でございました。本市は、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを標榜し、すべての人が健康で安心していきいきと暮らせるまちを基本目標として、各種施策や事業に取り組んでいるところでございます。このような中、がん粒子線治療研究センターによる高度最先端医療施設及び健康の拠点を目指すメディポリス指宿構想は、本市の目指す健康のまちづくりと合致しており、市勢発展に寄与していただけるものと大変期待しているところでございます。粒子線治療にあたっては、民間保険会社の先進医療特約に関する商品が充実してきており、この特約への加入率も増えてきていると聞いております。また、乳がん治療の研究も始まっているところであります。私たち市民にとって、家庭との生活や仕事を続けながら、自宅から治療に通えるということが

一番の恩恵であり、今後ますます治療を受けやすくなると期待しているところでございます。また、メディポリス指宿では、現在、107名の正職員の方が働いておりますが、地元からも70名の方が雇用され、市経済の活性化に寄与していただいているものと感謝いたしているところでございます。このようにメディポリス指宿は、高度先端医療の推進、旧グリーンピア指宿の有効活用、地元雇用の促進及び定住の促進を図り、もって市経済の発展に資するとともに、市民福祉の向上を図ってきており、その目的を達する事業者として奨励金を交付し、支援を行ってきているところでございます。今後も、メディポリス指宿から派生する効果等を考えますと、市民からの理解は得られるものと考えております。

次に、市長が特に定めるものとしての指定の取消しについてでございましたけれども、財団法人メディポリス医学研究財団への奨励金につきましては、旧グリーンピア指宿の土地・建物を所有する株式会社新日本科学に納付していただいた建物部分の固定資産税、つまり新日本科学がこの施設を取得していなければ、市に納付されることのなかった固定資産税を財源として、10年間で約3億6,000万円を奨励金として交付しようとするものであります。固定資産税だけに着目した場合、その後の施設整備等も進んでいることもあり、メディポリス指宿の施設全体に課税される固定資産税から奨励金相当額を差し引いても、現在のところ、10年間で約4億6,000万円の税収の増が見込まれるところであります。本市では、現在、平成20年度から23年度までの4年間、財団法人メディポリス医学研究財団へ奨励金を交付しておりますが、同財団は、メディポリス指宿奨励条例の目的を達していると認められていることから、奨励措置を行っているものでございます。この奨励措置に対する指定事業者としての取消しの考えはないかのご指摘でございました。同条例第10条、指定取消し等に規定しております各号のいずれにも今のところ該当しておりませんので、奨励措置に対する指定事業者としての取消しは考えていないところであります。

- 11番議員（前之園正和） メディポリスの件で、特に寄附行為との関係ですけれども、個人からの寄附ということだから、公職選挙法上は問題はないというのが端的な答弁です。これがですね、仮に、寄附をした名義が理事長個人ではなくて、財団そのものだったら明確に公職選挙法に触れるということについては間違いのないわけですね。確認したいと思います。
- 市長（豊留悦男） ご指摘のとおりだろうと思います。
- 11番議員（前之園正和） それからですね、このことに対する報道があちこちあるわけですが、インターネットで見えますと、ハンターというニュースサイトがありました。そこを見ますと、ほかの記事でも大体同じようなことなんですけれども、時系列的に見れば、伊藤知事が2期目を目指す過程でメディポリス医学研究財団への法人認定や補助金支給、融資の決定などが行われていたことになる。知事選前年の平成19年10月には、永田氏が理事長を務める財団法人メディポリス医学研究財団が鹿児島県から特定公益増進法人の認定を受けているほか、知事選の翌年となる21年3月には、鹿児島県放射線利用試験研究等事業補助金

や、鹿児島県がん粒子線治療研究センター等整備資金による融資金が支給されている。法人認定の時期、予算編成の時期を考えると、県が財団に与えた利益と、知事選への資金提供との関係に疑念が持たれるのは当然だろうというふうに書いてあるわけです。そこで、個人からの献金だから法には触れないということでした。仮に、理事長個人でなく、財団そのものからだったら法に触れるのは明らかだと。これもお認めになりました。それではですね、今、複数の報道でなされているこういう見方、また市民の目からしてもですね、やはりそういう時期にそういうものは賄賂性があるのではないかと。あるいは公職選挙法上から問題があるのではないかとという見方があるのも事実です。そこで市長に伺いますが、個人からだと問題はないということではありますけれども、理事長から知事への献金は清廉潔白にして全く問題はないと言いきれるかどうかな。それとも同義の問題なり、疑念を持つというのは普通の考えだと、感覚だと、そういう見方をする人がいることは理解はできると、そういうことなのか。その点についてはどうでしょう。

- 市長（豊留悦男） この件につきましては、県においても、また知事自身の公式の記者会見等でも明らかのように、その会見の内容について私がコメントする立場ではなかろうかと思えます。先ほど申し上げましたように、基本的な判断としましては、法に則ってどうなのかという意味で、私は先ほど答えたとおりのことを申し上げたところであります。
- 11番議員（前之園正和） 私が伺っているのは、そういう報道でも問題だという書き方が多いわけです。市民の間でも問題があるのではないかとという見方が多くあるわけですね。そういった例えば市民の見方に対して、その見方はおかしいという立場なのか、そういうふうに見られても仕方がないのかなということなのかと、その点を伺っているわけです。
- 市長（豊留悦男） 先ほど賄賂性その他、お尋ねの件について答弁をさせていただきました。市民の賄賂性が高いというような声についてというようなことでしたけれども、私、その件については自分の耳、または直接そういう話等は伺っておりません。仮定としてのそのことに対する私の判断はできないところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この件については、知事と永田理事長、その間でのいろいろな見解、法的な問題についてもプレス等、マスコミ等で報道されております。私はその報道に基づく判断しかできません。そういう意味で、私はこのことについては、違法性その他、あるとは思っていないという答弁をさせていただきました。
- 11番議員（前之園正和） 市民のそういう見方についてどうかということについては、自分は聞いていないからということですね、答弁が回避できるというものではないというふうに思います。

こればかりやってもなんですから、次のことにいきますが、道路あるいは開発、その部分です。改めて伺いますけれども、森林には水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性の保全機能、地球環境保全機能など、多くの公益的機能があるとされております。この

うち、メディポリス指宿にかかわって、今回特に心配されるのは土砂災害防止機能と水源かん養機能の破壊であります。これらについて、まず市長はどのように考えるか伺います。

- 産業振興部参与（浜田淳） 先ほど申し上げましたように、3回の申請書が出されておりますが、まず1回のところはもう既に芝の張替え、それと植林もされておまして、非常にいい景観になっているところでございます。次に、今、下の方から見ております尾根の部分ですが、ここにつきましても植樹を今年の秋にはするということですので、植林をしていただいて、そういう防止に努めていただくということで、水源のかん養等につきましてもちょっと期間がかかりますが守られていくものだというふうに認識しているところでございます。
- 11番議員（前之園正和） 市長に答弁を求めたんですが、残念ながら市長から答弁はありませんでした。基本的には、土砂災害防止機能、水源かん養機能というのが今回問題となるのではないかと。その上に立って目配りしていると、表現はちょっと違うんですけども、そういう内容だったのではないかというふうに思います。それではですね、今度は市長にお答え願いたいんですが、その土砂災害防止機能、水源かん養機能というのは、一時的には破壊をされると、その上で回復するためにどうするのか。樹木をどう植えていくのかという話だろうと思うんですね。ですが、この土砂災害防止機能、土砂災害の心配ですね、言いかえれば。それから水源かん養が低下する。これは再度樹木を植えることによって回復するとしても、それにはどれくらい期間がかかるというふうに市長はお考えでしょうか。
- 産業振興部参与（浜田淳） 今後、尾根の部分等の伐採が行われているのにつきましては、先ほども申し上げましたように、今年の秋、これも時期的に植える時期がございしますので、秋に植えるということで、紅葉・広葉樹等を約1,500本植栽するということを聞いているところでございます。ですから、現在、伐採しているところもですね、抜根、根を取っておりませんので、雑木が非常に多いですが、既に雑木から枝芽も出ておりますから、そういうのからいけば早いのではないかと思います。木としての森林としての機能という観点からいきますと、5年から10年くらい期間を要するのかなというふうに認識しております。
- 11番議員（前之園正和） 台風15号が方向によってですね、いろいろ心配される状況です。前の災害で堰止めダムになっているところが崩れるんじゃないかという心配もありますけれども、災害というのは一日二日で場合によっては大きな災害をもたらすということが心配されるわけですね。そういう意味で、一度伐採をすることによってかん養機能、あるいは土砂災害の防止機能というのが回復するのに5年から10年かかるということになれば、その間に何度心配しなきゃいけないことがあるのかということにもなるかと思うんですが、その点は市長は心配されませんか。市長、答弁をお願いします。
- 産業振興部参与（浜田淳） 災害のそういうことにつきましては、先ほども申し上げましたように、県の方から市に対しまして意見書が付されますので、その中で十分対応していただくようにということで、関係機関とそういう意見を付して、災害が起こらないような対策の中

で、県にそういうふうに要望して、意見を付してまいりたいというふうに考えております。

- 11番議員（前之園正和） 3回ほど質問しましたけれども、市長に答弁を求めながら、市長は答えておりません。同じ答えになってもかまいませんので、市長はメディポリス指宿の理事でもあられます。ですから市長自身がですね、まさか行政間で違う考えを持つとは思えませんけれども、どういう考えを持つかということは、場合によってはメディポリスの理事会でその立場を表明するということにもあり得るわけですね。そういうことでもありますので、ここ3回のことについて、市長の方から直接答弁をお願いします。

- 市長（豊留悦男） ただいま幾つかご質問をいただきました。現在、この工事関係者といろいろと事前協議をし、話し合いをしている担当課の方が、より適切で具体的な答弁ができるものとして私は参与に答弁をさせました。私がお指摘のようにメディポリス、この財団の理事に就任しております。この理事としての会議に参加し、いろいろな会議の内容、その他資料等を見せていただいた時に、透明性のある、そして市民に親しまれるような施設として、この財団は最大限努力をし、またそういう運営をしていると認識しております。ご指摘のように、災害はいつやってくるか分かりません。その災害対策につきましても、幾つかご指摘をいただきましたように、災害を防ぐ働きへの影響はないのか。水害を防ぐ働き、その他いろいろあるかと思います。私も実際、この地を歩き、工事関係者とも話をし、個々の関係者ともその後のことについてお話を伺いました。現在は開発の途中でありまして、あのような様相を呈しておりますけれども、参与が申し上げましたように、紅葉や桜やその他の植林の計画も具体的に立っているようであります。年月として幾らぐらいというようなことは、具体的に専門家ではありませんので言えませんが、現在見たところ、先ほどひこばえがもう伐採した木から生えていたり、そして具体的な紅葉等の植林がなされていたり、今後、この方面については、理事の責任として議員が不安を抱えているようなことについては、理事会の中でも話をしてまいりたいと思っております。

- 11番議員（前之園正和） 市民の代表として、市長としてのいわば当て職で理事に入っているわけですので、市民への不安があればそういう場でもですね、思うところは述べていただきたいというふうに思います。それから、現地も当然見ていらっしゃるということでした。メディポリス敷地内の上の方、下の方から見えるわけですが、南迫田付近までの管理道路、その後変わってきておりますが、とされる資材運搬ということでしたが、また後で変わっておりますが、道路部分はその姿が既に見えます。道路傾斜は最大20%というふうに伺っております。現地を見ましても、20%というのは途中の市道から降りるあの辺ではなかろうかというふうに思うんですが、非常に怖くて通れない。土手の部分が崩れはしないかと心配をせざるを得ないような形状になっております。その点について、市長はあの道路を見て、何の心配も起きないかどうか。何らかの不安を感じるということなのかどうか、その点はどうでしょう。

- 建設部長（三窪義孝） 丈六温湯線，旧中央林道ですけれども，より下の道路については，市道と市道を結ぶ私道であり，国道までの市道の通行に支障を及ぼすことがないように，出入口に看板等を設置し，一般車両が不用意に進入しないことを条件としております。国道までの市道の改良については，これまで地域から改良等の要望が出されているところでありますから，今後，市の整備計画に基づいて実施していく予定であります。
- 11番議員（前之園正和） 伐採をしているところは大きく分けて三つであります。面で二つ，道路と言いますか，が一つということであります。これをですね，伐採面積のトータルは6万687㎡ということになるようです。敷地内のくぼんだところの伐採であれば，仮に，土砂崩れなどが起きても，それは敷地内のことということで済むかもしれませんが，下の方から見えるように，多くの部分が市民の居住する側に関係をしている。南迫田，玉利の公民館長のところには話をしたというようなことでしたが，どの程度の話かということにもなりますけれども，南迫田・玉利の地区の住民にしてみればですね，雨でも降れば土砂が崩れてくるんじゃないかという心配があり，今からもう肝が冷えるということもお聞きしております。そのような伐採による居住者，南迫田，玉利が中心になろうかと思うんですが，あのあたりの住民が心配をするということについて，市長はその心配する気持ちが理解できるのか。それはとりこし苦労だということなのか。市長はどのようにお考えでしょうか。
- 産業振興部参与（浜田淳） 工事が行われおります下流の地域の方々の説明会等についてですが，下流になります，南迫田，玉利，柳田の近隣住民への説明会を，今週の土曜日ですが，24日に開催をするということで連絡をいただいているところでございます。
- 11番議員（前之園正和） 市長に答えていただきたいと思います。24日に説明会をする予定だということでしたが，ご覧のとおり工事はあそこまでいっているわけですね。本来なら，こういうものを造る，こういう工事をする，こういう道路になると。ついては，例えば危険性はありませんとか，災害はありませんとかいうことを含めてですね，事前に説明すべきじゃないんですか。24日に何を説明しようと，これはもう向うのすることでしょうけれども，順序からいって逆じゃないかと思うんですが，その手順についてはどうですか。市の行政でほかのことでやる場合には，事前に住民に説明をし，理解を求めて，一定の納得をしてもらってから工事着工とかなるんじゃないんですか，市長どうですか。
- 市長（豊留悦男） ただいま参与がお答えしましたように，具体的な説明会の日時等も決まっているようでございます。ここの開発においては，いろいろとその関係する集落等の影響があるという，そういうことでメディポリス財団の方も，これまで公民館長等には説明をし，工事について理解をいただいたという，そういう認識は持っております。住民が不安を持っているといういろいろなそういう情報に鑑み，メディポリスとしては，住民を対象にした説明会をする必要があると，そうしてご理解をいただき，この地域と共存，共栄するような施設になりたいという強い思いがあったからだろうと思います。そういう意味で，住民を対象

にした説明会，これにつきましては事前にすべきではなかったのかという，そういうご指摘もあろうかと思えますけれども，不安を払拭するためには，早急にこの説明会を開いていただきたいというような市の思いを伝えてありますので，その日付を設定し，説明会を計画したものだと思っております。

- 1 1 番議員（前之園正和） 森林法の第10条の8第1項に基づく届出書が，平成22年7月1日，12月1日，12月28日と出され，市より適合通知書が送付されております。そこで，この適合通知書についてですが，それぞれいつ出されたのか。またその適合通知書なるものはどういう意味合いを持つのかですね。伐採から道路建設や自主変更等，計画されているすべてにオーケーを出すということになるのか。あるいは書類上の体制ができておれば出すということになるのか。その日付とですね，その意味合いについて伺います。
- 産業振興部参与（浜田淳） 届出の関係でございますが，3回出されておりますが，市といたしましては，森林整備計画の中に伐採箇所の分散，森林とふれあい，健康づくりの場，森林景観の創設など，適合していると判断し，新日本科学に対しまして適合通知書を交付したところでございます。
- 1 1 番議員（前之園正和） それぞれいつ出していますか。
- 産業振興部参与（浜田淳） 届出につきましては，先ほど申し上げましたこちらが適合通知書を出した日と同日でございます。
- 1 1 番議員（前之園正和） 届出書が3回に分かれておりますので，それぞれについていつ適合書は，あるいは一緒に出したのかもかもしれませんが，それを出した期日です。
- 産業振興部参与（浜田淳） まず1回目は，平成22年7月1日，2回目が22年12月1日，3回目が22年12月28日でございます。
- 1 1 番議員（前之園正和） いただいている書類では，それは届出の期日じゃないんですか。届出の期日に即座に適合通知書が出ているという理解ですか。
- 産業振興部参与（浜田淳） 届出されまして，その時に事業内容が分かりましたので，決裁が終わるのが同日でしたので，その日で通知書を交付したところでございます。
- 1 1 番議員（前之園正和） 端的に伺います。届出日と決裁をして適合書を出した期日がそれぞれ同じ日ということですか。
- 産業振興部参与（浜田淳） はい，そのとおりでございます。
- 1 1 番議員（前之園正和） 常識で考えて，おかしいんじゃないですかね。あれだけの開発をするのに，3か所ですよね，面と道路と面と。これのどういうふうにするからという計画の届出が出されて，その日のうちに適合通知書を出すというのは，どう考えてもまともな審査がなされたのかということについて疑問を持たざるを得ないんですけれども，こういったことを，先ほど森林計画に適合しているということでしたが，もっと厳格に言えば，それぞれ7月1日，12月，例えば，7月1日で1本でいきましょうか。7月1日出されて7月1日に適合通知

書を出しているんですが、7月1日の何時頃提出されて、適合通知書を出したのは何時頃なんですか。その間、どういう検討をしたんですか。

- 産業振興部参与（浜田淳） 時間はちょっと記憶してございませんが、事務上の手続きの中で決裁までその日のうちに終わったということでしたので、その日に通知書を交付したところでございます。
- 11番議員（前之園正和） 時間は覚えていないということですが、いずれにしても即日ですね、あそこの開発にかかわるような重大なことが、即日はんこを押されたということです。市長、これは尋常だと思いますか。
- 市長（豊留悦男） いろいろな手続きがございます。法にのっとり、またそれに適した内容であれば、即日決裁というのもないわけではございません。今、議員ご指摘のように、この開発についての全体像というものについては、何回かに分けて手続きが行われているようでございまして、担当課としてもある程度の概要については理解をしていたものと思っております。そういう意味で、手続きについては速やかになされたものと私は理解をしております。
- 11番議員（前之園正和） それは市民の判断に任せましょうかね。市長の言うとおり、それはそうだとなるのか、あまりじゃないのかということについては、いずれ市民が判断するんじゃないかならうかと思います。

それでは、先ほどですね、最初の質問に対して、現在工事の中止がなされているというようなことでした。この件について改めてお答え願いたいんですが、どの部分がどういう理由で工事が止まっているんですか。

- 産業振興部参与（浜田淳） 申請がされました3回目のうちの22年12月1日の道路部分に関するところが中止されているところでございます。
- 11番議員（前之園正和） どういう理由で止まっているんですか。
- 産業振興部参与（浜田淳） 先ほども申し上げましたが、県の方で現地を確認し中止をしているわけですが、それにつきましては、正式な手続きがまだ終了していないという中で、県の方は中止を出しているようでございます。
- 11番議員（前之園正和） 最初は管理道路、あるいは資材運搬道路ということのようでしたが、それが違ってきているということもあるかと思うんですが、今ですね、あそこに行ってみますと、工事の途中ですからかもしれませんが、行ってみますと看板が立っておりますね。車両道路については、ようこそメディポリス指宿へという看板が立っているんです。ようこそメディポリス指宿へということは、一般車両も受け入れるとも取れる道路となっております。すくなくとも天珠の館までマイクロバスが通ると見られます。指宿駅からのマイクロバスでのルートと登山道としてのルートを設定していますから、泉源までの管理道路でないことは明らかです。つまり、天珠の館から国道に出る近道を造ったということにほかならないのではないのかというふうに思うんですが、これは最終的にはどういう道路になる

というふうに理解をしていますでしょうか。

○議長（松下喜久雄） 答弁してください。

○市長（豊留悦男） 大変厳しいと申しますか、判断に迷うようなご質問をいただきました。今後、あの道路がどのような使われ方をするかというのは、アクセス道路の整備状況にもよりますし、ここの道路として安全に通行できるのかどうかというような判断の基準もあるうかと思います。現在においては、メディポリス指宿に関係のない人、いわゆる一般者の通行はできないという趣旨の看板を設置してはいただいております。そのことについては、今後、安全で、そして今後、あの道路をどのような利用の仕方を考えるのか。これについても理事会等で今後話をしていかなければならないかと思います。利便性、そして私が先ほど申し上げましたように、本格稼働し、あの施設がどういうものとして地域に根差す施設になるのかという、様々な観点からの判断が必要だろうと思います。現在、工事をしたその主な理由として温泉の管理道路ということで、いろいろな申請をしているようでございます。今後、これがずっとそのまま続くのかどうかというのについても、市民、そして議会の皆様のいろいろな意見もございましょうから、その意見を拝聴しながら、いろいろな会の場で私が市民の代表としての理事に就任させていただいておりますので、判断をさせていただきたい、そう思っているところであります。

○11番議員（前之園正和） 敷地内管理道路、あるいは資材運搬道路ということで手続きをし、あるいは最初の説明をし、なし崩し的に変更して国道に出る道路を確保すると、そういうことなのではないかというふうに思うんです。メディポリス指宿が新日本科学が分かりませんが、市長も目にしているんじゃないかと思うんですが、こういうチラシがあります。天珠登山道マップなるチラシであります。天珠の森と書いて道ですから、しんどくと読むのか分かりませんが、天珠の森道開通ともあります。登山道の行程とマイクロバスでの行程が載っております。登山道は指宿駅から登山道入口を通過してずっと天珠の館までと、マイクロバスについては、指宿駅から入口を通過して行くということで、距離数もそれぞれ書いてあるわけですが、このマップはどこから見ても観光マップとしか見えません。通常のアクセス道路を示すものとは全くちがいます。メディポリス指宿の理事でもある市長に伺いますが、メディポリス指宿はいつから観光業者になったんですか。

○総務部参与（久保憲一郎） そのマップにつきましては、この秋の小学校の遠足等において、是非、メディポリス指宿の前年度に整備をされた癒しの空間、足湯等のものが場所があるわけですが、その部分がピオトープ、あるいはホタルが舞う池等々が整備されて、遠足の部分に非常に適合するのではないかとということで作成をされたというふうに伺っております。そういう意味で、今後、市民の皆様が登山道を活用して、そういう癒しの空間を楽しんでいただければいいのかなというふうに思っているところでございます。

○11番議員（前之園正和） メディポリスが答えているような答弁じゃないですか。いいとこ

ろですからどうぞお越しく下さいというふうにはしか聞こえないんですね。当初からメディポリス指宿は宿泊施設をどうするのかということが問題になりました。患者の皆さんを宿泊させることはあっても、業として宿泊施設は造らないということで始まったのではないかと記憶しております。ところが今や天珠の館として大々的に宣伝をし、今回は災害の危険を予感させる開発行為をしてまで、更に観光に域を広げようとしております。メディポリス指宿は医療施設だったはずで、その医療施設に指宿の観光を好きなようにさせていいのかどうか。その点、市長、どうですか。

- 市長（豊留悦男） 言葉、いろいろと解釈の仕方だろうと思いますが、好きなようにさせていいのかどうかということでございます。この天珠の館の運営につきましても、いろいろな場合の中で、その代表者に出席していただき、いろんな観光振興という場からも誘客、たくさんの方を指宿にお呼びするという立場からも、いろいろな場で話をしているところでございます。経営として、今後、指宿と一体となった観光の振興にも役立てたいという思いもあるのも確かだろうと思います。あの地が指宿の場でどのような重要性を果たすのか、あそこからの眺望というのは、本当に類を見ないようなすばらしい指宿の眺望であろうかと思えます。観光という点からも、又はスポーツの合宿という点からも、また、医療という点からも、多様な価値観が見いだせる場所であろうと思えます。先ほどチラシを見せていただきましたけれども、そのチラシにつきましても、メディポリス指宿天珠の館としての思いが込められているような気がいたします。決してメディポリスの立場に立った答弁であると思ってほしくはありませんけれども、あそこが3年後、5年後、10年後、どういう場になるかという、そういう夢も私は持っております。というのは、あそこの立地条件であり、景観であり、そして恵まれた自然であります。そういうところを指宿と一緒にしながら、あそこの利用促進というのも必要であろうと思えます。もちろん、あそこだけではございません。ほかのホテル、観光業者、その他、いろいろな観光スポットとも連携して、指宿と一体となった施設となってくれればと、私はそういう思いを持っております。

- 11番議員（前之園正和） 観光の一助になれば、それはそれでいいと。それかもしれません。しかしながら、見る限りにおいて、既存の観光と共存するやり方でなく、メディポリス指宿を観光のスポットとして作り上げるという方向にしか見えません。あまりにも目に余るのではないかというふうに思います。私はそういう意味ではこういったこと、政治献金の問題、あるいは今度の開発道路にかかわる問題の手続きその他見ても、これ以上信頼を継続することには値しないのではないかというふうに思います。私はもともと奨励条例は廃止すべきだという立場であります。奨励条例があるもとでも奨励条例第10条によって、市長が特に必要があると認める時ということで、信頼を失ったということで指定を取り消すということをお求めおきたいと思えます。

時間の関係がありますので、次へ行きます。

- 議長（松下喜久雄） 前之園議員，2項目めの防災に関して，1回目の質問に対してまだ答弁がなされてない部分がございます。それはもう必要ないというわけにもいかないでしょうから。
- 11番議員（前之園正和） 時間配分に影響しますので，場合によっては少々，2，3分延長をお願いしたいと思うんですけども。
- 議長（松下喜久雄） 特例的にはそれはもう，前之園議員がいきなり挙手をして立ち上がられたもんですから，緊急の何か，別途の何か発言があるのかなと思って，指名させたんです。ところがもうあと，ですから，答弁とりあえず手短かにしていただいて，2問目の質問ができませんからね。
- 総務部長（渡瀬貴久） 防災無線について来年度から着工できるのかというご質問でございました。現在，平成23年度に行政防災情報システム基本調査委託料を予算計上し，デジタル化への調査業務を進めているところであります。同報系防災行政無線の整備につきましては，現在，指宿地域においては，防災行政無線システムがありませんので，早急な整備が必要となるわけでございます。一方，開聞地域の同報系防災行政無線も導入後19年が経過し，機器の経年劣化が進んでおり，交換部品の製造中止など，修理・復旧等の保全面から今後，施設の更新が必要となっております。また，山川地域の同報系防災行政無線施設についても，更新後15年が経過しております。このようなことから，市といたしましては，現在のアナログ方式の同報系防災行政無線の保守管理を続け，できる限り有効利用しながら，現状においては，平成24年度から，指宿地域，開聞地域，山川地域と年次的に設置の方向で計画しているところでございます。

続きまして，避難所について，安全面からの再検討を行っているのかというご質問でございました。避難場所の開設は，台風などのように予測可能な災害に備えて事前に開設する場合と，地震などのように災害発生後，当面の生活の場として開設する場合があります。避難施設につきましては，7月12日，指宿市地域防災計画に1次避難所として指定してあります施設について，指宿地区消防組合や，関係職員とともに安全面，避難経路，修理箇所等について点検調査をしたところでございます。

改修の必要なところや指定替えの必要なところがあるのかというご質問でございました。現在，1次避難所に指定してあります避難所は，指宿地域におきましては校区の条例公民館を指定しており，窓ガラス等につきましては，網入りガラスを使用しております。しかしながら，山川・開聞地域におきましては，地域の自治公民館が1次避難所として指定されておりますが，大部分が普通のガラスとなっております。このことから，市の第1次避難所として指定するのであれば，今後，窓ガラスにシールを貼るか，または強化ガラスに替えるなど，何らかの措置を講じなければならないと協議しているところであります。また，避難所の指定替えにつきましては，ハザードマップの作成とも関連いたしますが，災害に応じた避難場所や避難施設以外でも，避難施設になるところはないか検討しているところでございます。

ハザードマップについて、必要とする種類について、計画しているハザードマップとはどのような種類を考えているのかというご質問でございました。確かに災害には、土砂災害・地震災害・火山の噴火・津波・高潮などが考えられます。市としましては、特に発生の恐れがある土砂災害、地震・津波災害を想定したハザードマップから作成しようとしているところでございます。例えば、高潮・津波に関しては、自分のいるところが、海拔何メートルの高さなのか判らないのではないかと思います。そこで、市内地図に高さを色別し、避難所を記載したものを作成しようと検討しております。また、現在、市役所・学校など、市内の公共施設の入口に標高を表示したものを張り付けていますので、避難行動の参考になるのではないかと考えております。

(発言するものあり)

- 11 番議員（前之園正和） 議長に配慮いただいたことを感謝したいと思いますが、まとめて3点ほど、短いことですので伺います。

まず、同報系、移動系の組み合わせが必要だろうと。そうしないと屋内、屋外あわせて全部に一緒に届くということにならないと思うんですね。そのあたりはどう考えているか。

それから、指宿・山川・開聞年次的にやるということでした。24年度から始めて25年、26年で山川・開聞のデジタル化も含めて、そういう、24、25、26ということでもいいのかどうか。

それから、ハザードマップについてはいろいろあるんですけれども、内容ももちろん大事ですけれども、ハザードマップそのものをですね、例えば、防水効果を持たせるということで、災害、どういうものがあるか分かりませんので、防水効果をもたせると、その紙面一枚にですね、そういったことも必要じゃないかと思うんですが、その点どう考えるか、以上、伺います。

- 議長（松下喜久雄） 時間がきておりますので、ごく手短に。
- 総務部長（渡瀬貴久） 同報系、移動系無線、あわせて整備をしていくことになろうかと思いますが、まずは、平成24年度から指宿地域の整備を考えております。なお、先ほど答弁いたしましたとおり、山川地域、開聞地域につきましては、開聞地域の方が機器の交換等がございませんので、25年度以降に整備することになろうかと思っております。山川地域においては、開聞地域の整備が終えてからということになります。

それから、ハザードマップにつきましては、これはハザードマップ作成のための検討委員会を立ち上げて、いざという時に必要となるマップを作成し、本年度中に配布していくことになりましても、自主防災組織等で活用できるような、そういう防災マップというものを作成したいと考えているところでございます。

- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

|    |    |           |
|----|----|-----------|
| 休憩 | 午後 | 0 時 1 1 分 |
| 再開 | 午後 | 1 時 0 8 分 |

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

- 3番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。昼からのトップ、一番眠たい時間に当たりました。眠たいのは私が一番眠たいのかもしれませんが。昨日ちょっと遅くまで情報収集をしました。平成23年第3回指宿市議会におきまして議長の許可を得ましたので、通告に基づき1点の項目につき一般質問をいたします。

1項目めの国民宿舎かいもん荘跡地の有効利用についてお尋ねをします。国民宿舎は国民に健全な保健休養のための場を提供し、福祉の向上を図ることを目的に設置された施設で、設置については、低廉かつ快適な宿泊施設として地方自治体での建設について支援すべきものとして、昭和31年に厚生省により厚生年金保険積立金完全融資特別地方債になります、の活用対象施設となり制度化され、現在は環境省が所管しております。国民宿舎には地方公共団体が設置運営する公営のものと、財団法人国立公園協会が国民宿舎として指定する民営のものがありますが、公営国民宿舎は、現在、全国で122か所運営されております。運営的には損益分岐点といわれている宿泊利用率が40%を上回っている公営国民宿舎は、そのほとんどが老朽化した施設の建替えが行われました。茨城県日立市の国民宿舎鶴の岬は、東日本大震災の影響で3月11日から4月28日までの50日間休業したにもかかわらず、現在では、懸命の誘客努力で宿泊率も80%を超えたとのこと。昨年まで国民宿舎協会がまとめた宿泊利用調査で、22年宿泊率日本一として頑張っている公営の国民宿舎でございます。そこで1点目に、国民宿舎が、これはかいもん荘のことですが、閉館まで、取り壊されるまで果たしてきた役割と評価について、どのように認識されるかをお伺いします。

2点目以降の再質問は移動して行います。

- 市長（豊留悦男） 国民宿舎が果たしてきた役割と評価についてお尋ねでございます。国民宿舎かいもん荘は、ご案内のように、昭和36年の開設以来、開聞岳登山客の宿泊施設として、また、開聞岳や東シナ海の大自然を楽しめる絶景の宿として、開聞観光の中核を担うとともに、川尻区をはじめ、開聞地域の方々や帰省客の交流の場としての役割など、地域コミュニティーの中心施設として開聞地域の発展に大きく寄与した施設として、私は認識をしているところでございます。

- 3番議員（浜田藤幸） 市長のおっしゃることは間違いのない認識だと思っております。付け加えればですね、これは開聞地域だけではなくて、山川地域、特に徳光、あと利永の方も利用者が多かったと聞いております。当然、既存の指宿市内に建っているホテル関係の利用者等にもですね、当然、相乗効果もあったんだと思いますし、あと、泊まるだけではありません。やはりおみやげも買いますから、それなりの私は経済効果はあったと思っております。付け加えておきます。

2点目の質問に移りますけれども、閉館までの利用状況の推移と運営状態につきまして、

過去10年間の数字等の説明を求めます。

- 産業振興部長（吉井敏和） 閉館までの直近10年間の宿泊客及び休憩客を合わせた利用動向は、平成9年度の3万195人から年々減少し、平成11年度は2万7,754人で2,441人の減、平成13年度は2万3,055人で7,140人の減、平成15年度は2万1,751人で8,444人の減、平成17年度は1万8,671人で1万1,524人の減、閉館の平成18年度は1万6,316人で1万3,879人の減となり、平成9年度比約46%の減と大幅に減少していたところです。また、運営状況ですが、損益補填である一般会計繰入金を除いた事業損益で比較しますと、10年間の平均が1,012万3千円の赤字となっております。年度比較では、平成10年度は433万4千円、平成13年度が87万8千円の黒字であった以外は赤字で、特に利用者減少を受け、人件費の抑制の運営改善を行った平成14年度以降においては、平成16年度まで毎年1,000万円程度の赤字でございまして、平成17年度と18年度は、年1,500万円程度の赤字と非常に厳しい運営状況でございました。

- 3番議員（浜田藤幸） この運営状況なんですけれども、それ以前は相当良かった、これはもう事実であります。当然運営費ですから、人件費がかかってくるわけです。固定費は別としましてね。この人件費、この査定というのは、当然公務員の給与になります。ですから、これがもし民間であれば、私は黒字だったろうと、私は個人的には思っております。そこでですね、追加で、数字的なものですから、後で追加してほしいんですが、分かる範囲でいいんですけれども、過去の宿泊利用率、あと人件費比率等が分かれば報告ください。

- 産業振興部長（吉井敏和） 一般的にホテル・旅館などで全客室のうち、実際に宿泊客等に利用される客室の割合ということで申しますと、昭和36年の開業から18年度までのうち、開業からの15年間は平均で40%以上の定員稼働率になっております。そのうち最も高かったのが昭和49年の50.1%で、最低が昭和60年の22.7%でございます。平均でいたしますと36.18%となっているようでございます。

それから、売上に対する人件費の割合ということで申し上げますけれども、閉館前10年間のデータによりますと、最も高かったのが、閉館前の平成18年度が59.02%で、最も低かったのが平成9年の42.41%でございます。また、この10年間の平均が49.42%でございまして、ちなみに、旅館・ホテル等の平均人件費率は約30%程度というデータも出ているようでございます。

- 3番議員（浜田藤幸） 私は合併前の第3回の定例議会で、開聞町の時ですが、この問題に触れたことがあります。その中で、私がちょっとコピーして、当時の検討委員会の資料があります。これを見ますと、鹿児島県下の中では非常に高い稼働率を持っています。客室稼働率というのがですよ、平成9年が70.4%、平成10年が68.7%です。これは群を抜いて高い数字なんです。ですから、こういうふうな数字的な根拠を見ますと、私は、民間が募集をかけた時に、たたかれた時に、私は十分やっていける数字がですね、この数字からも私は表れていると、私は個人的にはそう思っております。そこで次の質問に移りますけれども、第3番目

に、市町村合併の条件とされた建替え、これは当時の首長がいろんな場でですね、建て替えることが第一の条件なんだと、そういうふうなことを私なんかもよく聞かされたものでした。しかも合併特例債で建てるんだと。実際、この合併というのは吸収合併じゃないんです、対等合併なんです。現時点では、開聞地区の場合は新規の事業というのは全く行われていません。中にはふれあい公園等、赤字が出てるんじゃないかと、そういったものもいわれます。後の質問のところで、私はその点についてはまた別の件がありますので話をしますけれども、この条件とされた建替えが一般公募、2回公募を打っていますけれども、変更された経緯をもう一回、ちょっと詳細に知りたいんですが、説明をお願いします。

- 産業振興部長（吉井敏和） 市町村合併後から建設に向けて実施の方法等について検討を重ねてまいりましたけれども、財政状況等を踏まえまして、民間でできることは民間でという基本方針のもとで、公設での建設を除外して、民間活力を利用したPFI方式での建設を模索してまいりました。結果といたしまして、残念ながら民間のインセンティブが得られないという結果が出まして、PFI導入による建設を断念したところでございます。その後、建設に向けて民間事業者が参入しやすい有利な条件を検討し、土地取得費や税制上有利になる土地及び温泉の無償貸付を条件とした民間での建設を一般公募することとしたところでございます。まず、平成20年11月から土地及び温泉の30年の無償貸付と、建物の取壊しを条件とした公募を行い、次に建物の除去後、平成22年2月より土地及び温泉の30年の無償貸付を条件とした公募を実施してきたところでございます。
- 3番議員（浜田藤幸） 分かりました。1件ですね、ちょっとお伺いしたいんですが、前の定例議会でもお尋ねしたと思うんですが、これはこちらの資料ですけれども、これはコンサル会社名が載っていなかったもんですから、私自分で調べたんですけれども、これはですね、都市経済研究所、これは国土交通省都市地域整備局都市計画課所管となっております。これはどこが作ったのか最初分からなかったもんですから、ここに電話をして問い合わせしてみようと思って、インターネットを開いてみたら、連絡先、電話番号が載っていないということで、メールだったらやりとりができるというふうな財団法人です。この中をずっと目を通していきますと、先ほど民間のインセンティブが得られない結果ということをお聞きしたんですが、これはPFIで募集をかけたわけじゃないんですよね。その辺、ちょっともう一回お尋ねをします。
- 産業振興部長（吉井敏和） 建設の手法として民間活力を活用に一環としてPRIの導入可能性調査をしたということでございました。結果としましては、毎年、市が5,000万円、サービス購入量を支払い続けても、民間企業の参入は難しいという報告が出たことから、PFIの導入を断念したということでございます。
- 3番議員（浜田藤幸） 私も以前軽く目を通したことがありまして、今回、私、一般質問をするのであって、ちょっと考察をしてみたんですけれども、この中の報告書は必ずしも否定し

ていないんですね、このPFIを。今、道の駅がある彩花菜館、ここのVFMというんですか、これはコスト削減効果の表わすパーセンテージと一緒にになっているみたいなんですが、削減効果がですね、従来、一般財源で彩花菜館を建設した時と比べて、PFIでこれはBTOでやっていらっしゃると思うんですけれども、サービス型の方ですね、購入型。37%のVFMになっているんですよ、この財団法人のところを見ますとね。このPFIの調査をした時の宿舎跡地の利用が、何とBTOの運営委託型であれば43.67%、あとBTO利用料金型の方が39.8%、これはかなり高い数字になっております。そこで、全体的な評価の中で、これは条件付きということで三角マークが付いているんですが、これもよく見てみますと、建築費用がすごく高い、10億を超えていますよね。しかも給与等が職員の給与、公務員の給与等に値する査定で計算されていると思います。あと、運営費ですね。そのところも市で作っている資料で、私は、これが絶対的な調査の結果だとは私は思っておりません。そこで次の質問に移っていきんですが、今回、2回目の一般公募をかけて、その後の取組み、以前、私がこの場で指摘したように、2回目の公募はかなり難しいということは私、指摘しました、本議会の中で。その後の取組ですね、こういった取組をされたのかお伺いいたします。

- 産業振興部長（吉井敏和） 平成22年の3月に市外事業者に向けた土地及び温泉の30年無償貸付による一般公募を市内事業者を対象に実施したところ、市外のこの応募の時に、市内事業者が1社応募があって、4月に実施案の提案を受けたところでございます。5月に応募者の適正や提案内容の精査など書類審査を行い、7月に提案者によるプレゼンテーションと実施案の採択に関する審査会を開催いたしました。その中で、実施案に対して、資金調達や収支計画の根拠に不明確な事項があったことから、文書にて照会をしたところでしたけれども、照会に対する明確な回答がなかったことから、審査を打ち切ったという経緯がございます。今後の取組としましては、まず、前回の一般公募では、事業者への周知が短期間であったということやら、その後の観光状況が非常に変化をしてきているということで、再度、幅広く周知を行い、なおかつ提案者が経営的に参入しやすい内容で、土地及び泉源の無償貸付による建設の一般公募を行っていきいたいというふうに、現在のところは考えているところでございます。

- 3番議員（浜田藤幸） もう結果ですから、済んだことはもうどうこう私も振り返りませんけれども、前向きに行くしかないと思っているんですね。次の質問に移ります。有効利用の方向性についてなんですが、ここに挙げている、三つ挙げているんですが、公設民営、民設民営ですね、条件付き売却、ほかにもあると思います。まず、公設民営につきまして、従来であれば、今日ちょっとお持ちしたんですけれども、議員の方はお持ちになっていらっしゃると思うんですが、合併協定書ですね、私なんかは、1部ずつもらったんですよ。一番最後のところに、25番ですか、新市建設計画、入っています。ここにはっきりと国民宿舎かいもん荘の建替え、観光拠点施設の整備って、これうたっているんですね。広島に湯来ロッジ、こ

存知だと思うんですが、2009年11月1日にリニューアルオープンしています。ここは合併の建設計画の中で、このようにしたところですよ。実際、建てているんですよ。それはもう余裕があったからだろうと思うんです。指宿市にはもう財政的に余裕がないと、そういうことだったんだろうと思います。今さら言うのもなんですけども、この公設民営につきましてどのようなお考えを持っていられるのかお尋ねをします。

- 産業振興部長（吉井敏和） 議員ご指摘のとおり、合併項目の一つでかいもん荘の建替えについては明確に掲載されていると。なおかつ第一次総合振興計画の第4部の校区振興編の中でも、国民宿舎かいもん荘は本校区の重要な交流拠点施設であることから、民間活力の導入を検討するなど、建替えに向け取組を推進しますという形で掲載をされております。市が宿泊施設を造るということは、先ほど議員も申しましたように、非常に厳しい市の財政状況ということもございまして、まずは民間にできることは民間にという民間委託の推進を図ってきていることから、現状でこれを公設でやるということについては、市民の理解も非常に得ることは厳しい状況があるんじゃないかなというふうに考えております。
- 3番議員（浜田藤幸） 実際ですね、私も県の地方課に当時走りまして、合併特例債の使い方について、2時間から3時間話した記憶をしています。その中で、合併特例債というのは、官と民と競合するものはまず同意が得られないと、使えないと、そういった総務省の通達文書も今持っております。これは平成12年6月26日に閣議決定された文書であります。当時、私もこの合併特例債で建替えをするのは非常に厳しいんだと思っておりました。ただですね、例外もあるんですね。必ずしもそうでないという文書もあります。ということはどういうことかと言うと、市内のホテル業者、民間業者等の同意が得られたら、この合併特例債も利用できるということなんです。ただ、現実には厳しかったらと思います。今さら言ってもしかたないんですが、ただ、現実、約束して協定した以上は建てるべきだという意見を今でもお持ちの方もいらっしゃいます。それがまた筋だろうとも思っております。その点、当時の執行部と今の執行部が全く違うわけなんですけれども、担当所管課長、あと担当の方がいらっしゃると思うんですけども、市長、その辺のまだ約束が果たされていない。この現実を見てどう思われますか。
- 市長（豊留悦男） 特に、川尻地区、開聞地区、議員の思いというのは、私も十分分かっているつもりでもございます。開聞の郷土会へ参加させていただきますと、この国民宿舎の件についていろいろと意見や思いをいただきます。しかし、このような経済状況、いろんな状況において、果たして、この国民宿舎かいもん荘跡地に、新たな国民宿舎を建てたと仮定して、果たして経営が成り立つだろうかという大きな疑問も、私自身持っております。しかし、合併の条件としてそのような項があった。そして、この建替えについては、合併のその中でもよく検討され、その方向で動いてきた。しかし、その方向で動きながらも、いろいろな可能性を探りながらやっても、なおかつ、このかいもん荘の建替えに積極的に応募し、運営が成

り立つという条件のもとで、ここを利用したいという民間もなかったというこの現実には、深く受け止めなければならないと思います。やはり、このような状況を鑑みた時に、当時のその約束ごとと申しますか、それはもちろん大切にしなければいけませんけれども、現在の経済状況、先行き不透明なこの経済状況を鑑みた時に、慎重に対処しなければならないと、私自身は思っております。そのことがすなわち、その合併当時の条件を反故にしたという、そのこととはつながらないと思っております。そういう意味で、条件を低くしたり、いろいろな参入しやすい条件整備に努めて、私どもも現在努力をしているということはご理解いただきたい、そのように思います。

- 3 番議員（浜田藤幸） 市長の答弁の中で、かなりホテルは厳しいんだと、そういうような答弁をいただいたんですが、私はそう思っていないんですよ。真っ向から否定させていただきましても、あそこはすごく場所がいいんです。鵜の岬ですね、あそこも海辺に面しております。規模は旧かいもん荘の2倍あります。あそこは東シナ海、目の前に開聞岳、余所から来た人は感動します、風光明媚ということで。本当の話です。場所は本当、いいんですよ。当時、部屋に風呂もない、トイレもない。5階建てでしたかね、エレベーターもない。そんな状況で、数万人、2万人以上が利用しているんですよ。今だったら考えられますか。トイレがない、風呂がない。あの状況で実際泊まっているわけです。この現実ですね。鵜の岬、休暇村サービス等が、今、指定管理者で全国で頑張っております。宿泊利用率が高いところの中に、一番最新のやつで休暇村サービスがですね、去年のやつが一番新しいですから、2011年6月22日の分で、10位の中にですね、休暇村サービスが指定管理者として入っているのが全部で6件あります。その中で、桜島レインボー、ここも非常に高いんですよ。ここが全国で最新のやつで第5位ですね、58.7%。前の年はまだ高かったと思います。40%あれば利益が出るわけです。そういった中で、規模にもよるんだろうと私は思っているんですけどね、この宿舎の。後でPFIのところでちょっと話をしますけれども。

次の、民設民営のPFIについての考え方、どのような認識されているかをお尋ねします。

- 産業振興部長（吉井敏和） 先ほども若干答弁いたしましたけれども、平成19年度に、PFIによる導入の可能性調査を実施しましたけれども、市の方はサービス購入量ということで5,000万円支払っても、非常に民間企業の参入が厳しいという結果が出たところでございまして、その時の条件としましては、部屋数が国民宿舎と同程度の32室で96人程度、それから、設置が強く要望をされていた宴会場が約100人程度の規模という条件を付して調査を実施したところでございます。
- 3 番議員（浜田藤幸） 前回の定例会でもちらっと触れたと思うんですけども、私はですね、今、現行のPFI法でも、私は可能だと個人的には思っているんですけども、今年の5月24日にPFI法の改正法案が成立しまして、6月1日に公布されております。この主だったものは5点あるんですが、特に2点ほど言わせていただきます。民間事業者による提案制度の導

入ですね、これは提案を受け入れる事務が発生します、市町村の方は。これは11月から施行される分なんです、それと運営権に対する金融機関の融資と、これは物件に値しますから譲渡も可能です。この2点導入されますけれども、これですね、今度の民主党政権、新政権になりまして、大きな目玉の成長戦略の一つなんです。これは今回の大震災で仙台空港がやられました。この中で、このPFIを使って、新しいPFIの法改正の部分で、民間活力を利用して再生しようという動きなんです。10年間で2倍の発注を考えております。11年度は全国で3件しかなかったんですが、もう右肩上がりですね、このPFIというのが増えております。平成21年しか、内閣府の資料では出てこないんですが、21年度で366件です。合併した平成18年度が257です。平成19年が301、平成20年は337、確かにPFIで事業をすることが増えているんです。九州管内を見ましても、宮崎県はゼロです。熊本が6件、福岡が13件、佐賀2件、長崎1件ですね、地方がこのPFI法の、まず勉強をする意欲がないのか、この説明会をやっているんですけども、7月12日から開催しております。東京は当初2回の予定であったんですが、申し込みが殺到してですね、満室になって更に2回追加したと。全国的にも同様の状況で、すべての会場で募集が締め切られた状態だったと。札幌、大阪、名古屋、福岡、更に1回また開催されるようになりまして、現在も追加募集を行っているということなんです、この指宿市から説明会等に派遣されているかをお尋ねします。

- 総務部長（渡瀬貴久） PFI等の説明会について職員を派遣はしておりません。しかしながら、いろんな各種の研修会等につきましては、職員に幅広い知識と、また技術、教養を持っていただくためにも、職員研修の一つとして位置付けることは可能かと考えております。
- 3番議員（浜田藤幸） あのですね、今度の法改正で民間企業者が事業計画の提案ができるようになるんです。分かりますか。例えば、今、市が持っている土地があります。そこに建てますと。市町村は必ずこれを受けないといけないんです。受けて、それに対する、これは義務付けなんです。これが11月に公布されます。PFIですね、民間の、今まで従来方式で、いろんな箱物を建ててきました。今回のこの改正は利用料金を取るものなんです。ですから、私は収益の上がる公的な施設であれば、どんどんですね、今度のPFI法改正を機にして、積極的に受け入れていくべきだろうと私は思っております。午前中も同僚議員が指定管理者制度、あと公用物ですね、そういった運営について質問されたましたけれども、このPFI法も当然研究するべきに値するものだろうと私は思っていますけれども、是非ですね、前向きに取り入れるような努力をしていただきたいと思います。

次の、条件付き売却についてお尋ねしますけれども、この条件付き売却、どんなお考えを持っていられるかお尋ねをします。

- 産業振興部長（吉井敏和） かいもん荘は、旧開聞町時代から開聞岳登山客を中心とする宿泊拠点施設として、また、地元出身者の帰省時の宿泊施設として、さらには、地域の方々が交流の場として、様々な活用をしてきておりました。そういうことでは、非常に貴重な施設で

あったということは、先ほど市長も申しましたけれども、認識をしているところでございます。そのため、市では民間活力の導入を図るべく、PFI方式による建設を先ほど来、申しますように、目指しましたけれども、結果として断念したところでございます。その後、平成20年度と22年度の2回、一般公募を実施してまいりましたけれども不調に終わっております。建設を条件に、跡地を条件付きで売却すべきという方法も最終的な視野の中には入っているところですが、市としては、これまでの公募状況を踏まえ、提案者にとって初期投資がしやすく、経営的に参入しやすい内容を検討するなど、新たな状況を検討する中で公募を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 3 番議員（浜田藤幸） 前回の2回の公募につきましても、私は、ちょっと疑問を感じるころがあったんです。市のホームページを開いてみますと、ちょこっとした何行ですかね、3・4行ぐらいしか載っていない。しかも、周知期間は2か月だったと思うんですが、やはりですね、こういった公募というのは、ほかのところは全国発信しています。当然、指宿市内の民間業者は大事ですからしなきゃいけません。その関連業者にホテル関係、もしくはアミューズメント関係、あとは飲食店関係ですね、こういった、全国的に発信するべきだろうと思うんです。その前に意見交換会、ヒアリング等、意欲調査ですね、そういったものを行うべきだろうと、私は思うんですけれども、その点、担当所管部長としてどう思われますか。

- 産業振興部長（吉井敏和） まずは条件緩和等を含めて、再度の公募を行い、今、議員からご質問のありましたそれらについても、今後、検討してまいる必要があるんじゃないかというふうに考えております。

- 3 番議員（浜田藤幸） 是非ですね、幅を広げる意味でも、これをやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、施設概要についてなんですが、これは先ほどのPFI法に関連しますけれども、私はいろんな方法があるだろうと思うんです。民間事業者の提案等をですね、しっかりPFI法の改正も行われますし、これを契機に参入しやすいような条件、あと意欲、意欲を出させるようなアピールとか、そういうのも私は必要じゃなかりうろかと、私は思っているんです。その辺、どうお考えになられますか。

- 産業振興部長（吉井敏和） 指宿は観光地として全国に名をはせております。そういった中で、今後、そういう公募の中で、民間事業者が出てくるようであれば、その地域性を生かした施設として、そしてまた、それが広く指宿市の中で開闢地域をアピールするような施設であれば、それはそれでいいような気がしております。

- 3 番議員（浜田藤幸） これは開闢地域には50人規模の行政財産もあります。会議するところもあるでしょう。研修するところもあります。ただですね、一堂に会して集まるところがないんですよ。理解していただけますか。指宿で飲んで帰ったら、代行で帰らないといけません。指宿庁舎まで30分かかるんですよ。ですから、往復1時間です。できれば開闢地域には

こういう施設がどうしても必要なんです。できれば民間でやっていただけたところを発掘していかなければいけないと思うんですね。ですから、そういった努力も、私なんかもしますけれども、行政側の方もですね、本当、そういったことをやっていただきたいと思うんですけれども、市長、その辺、私は一議員として、ちょっと人脈はありますけれども、市長という立場を活用して、いろんな人と出会う機会は多いと思うんですよ。そういった点でお伺いしますけれども、その辺の事業者等の発掘につきまして、市長、努力をしていただけませんか。

- 産業振興部長（吉井敏和） 答弁させていただきます。新たに整備される宿泊施設が、安定的かつ継続的に運営されることが、かいもん荘の建替えの絶対条件であるというふうに思っております。引いては、開聞地域の観光振興及び地域活性化のためにも、最も重要なことだろうというふうに考えております。これまでは、宿泊施設の建設での公募を行ってまいりまして、業種・事業者が限定されておりましたけれども、そういった点から考えますと、早急な実現を含めて、議員ご提案の複合施設の整備も含めて、多くの事業者が提案できる条件を検討をして、公募を図りたいというふうに考えております。
- 3番議員（浜田藤幸） この施設の概要につきましては、私は複合施設でもいいと思っているんです。極端な言い方をすれば、今度のPFI法の改正の中で合築というような言葉が出てきます。1階をPFIの事業者にして、2階を民間事業者で全く新しい建物にすることが可能なんです。極端に言えば、老人ホームの隣に合築で民間宿泊施設を造ると、そういうような提案も民間事業者から出てくる可能性もあります。ですから、この施設に関しましてはいろんな形態であってもいいと思いますし、小規模であってもいいと思っています。当時は100名規模の宴会場になっておりました。部屋が32ですか。前の国民宿舎が25室だったと思います。規模はもうこの際こだわりません。宴会場も50名あればいいと思います。それらの規模でも経営的に採算がたつのであれば、民間事業者の方に参入していただいてですね、地域活性化のために設けていただきたいと思いますと思っているところです。

次の質問に移りますけれども、この検討委員会の設置につきまして、私は県にもお願いをしまして、各所管に行きまして、途中でやめました。というのは、どうも、縦割り、指宿の行政の総務ですよね。整備事業をですね、農政課なら農政課が持っているはずです。観光課も持っているはずで、所管課で。私、県の方にも行きましたけれども、まとめたところがないと。各所管で扱っていますから、それを何と言いますか、統括するところがないという返答でした。これ、1件1件、あの県庁の中で、課を回っていくのは、もう1か月あっても足りません、時間的にも。過去、鹿児島県の方もこういうような1cmぐらいの助成事業の本を出していたんですけれども、経費削減が、これも今、出しておりません。それで、この検討委員会なんですけど、これはいろんな知恵と工夫と、あと所管課が持っている整備事業と組み合わせ、企画の方も入れましてね、総務、農政課、ひっくるめて、そういった委員会を設

置できないのかお尋ねをします。

- 産業振興部長（吉井敏和） かいもん荘の建設に当たりましては、今後も引き続き庁内において、様々な視点から研究・検討を行っていかねばなりませんけれども、建設する際には、部屋数、宴会場の規模など、様々な観点から協議をする検討委員会的な、そういった設置は必要であるというふうに考えております。この検討委員会を設置するとなりますと、庁内だけではなく、観光関係者、そしてまた、地元の方々などにも参加をしていただきまして、市全体の財産として、魅力ある施設建設のための協議をする場として、そういう委員会が立ち上げればよいというふうに考えているところでございます。
- 3番議員（浜田藤幸） その検討の中にですね、先ほど、市長が経営的に難しいんじゃないかという答弁が出ましたけれども、私は決してそういうふうに思っておりません。ですから、それも含めて、今度の法改正のPFIとした方がいいのか、それとも売却でした方がいいのか。コンサル会社の報告書では先の売却を進めています。ですから、市が行っているのは、違った方向で公募が出ているんですよ、実際の話。それも含めて一日でも早い実現を目指すために、どれが一番早いのか、どれが一番収益性が上がるのか、行政側が経営するんじゃないですから、民間がするわけですからね。民間に儲けてもらわんとはいかんですから、採算が合うんだったらやめてもらうべきなんです、逆に。私は収益性が上がると思っています。いろんな複合施設もかみ合わせながら、是非、この検討委員会というものを立てて、収益が上がるのか。必要なのは市の方も認識していただいているとは思いますが、市長、その辺どうお考えになられるんですか。
- 市長（豊留悦男） 先ほどから私も答弁させていただいております。議員の思いというものも十分汲んでいるつもりであります。民間でできることは民間でという基本方針の中で、公募内容を見直した上で、再度、土地及び泉源の無償貸与による公募を実施する予定であります。この公募により、経営として成り立つという判断がなされれば、民間も参入してくるだろうと思います。しかし、この公募で応募者がいない場合や、応募者があった場合でも、前回の応募のように、整備方針等に適合しない等の事由により整備事業者がいない場合、観光振興及び地域振興にとって最善の整備になるよう、条件付き売却等を含めて、あらゆる手法、あらゆる観点から考えていなければならない、そのように思っております。
- 3番議員（浜田藤幸） 次の質問に移ります。指宿市の、再度これをお尋ねしますけれども、今後の認識、あと方針につきまして、再度お尋ねします。
- 産業振興部長（吉井敏和） かいもん荘跡地への宿泊施設の建設は、開聞岳登山客の宿泊拠点及び開聞岳の優れた眺望地、川尻海岸にあるオリビンの体験観光地としての機能を複合的に持つ開聞地域の観光拠点として、また、本市観光が推進している周遊観光の中核地点として、大変重要な地域であるというふうに認識をしております。今後の整備方針としては、やはり、民間でできることは民間での基本方針の中、公募内容の見直しを行った上で、再度、土地及

び泉源の無償貸付による公募を実施する予定です。しかし、この公募で応募者がいない場合や、応募者があった場合でも、前回の応募のように整備方針等に適合しない等の理由により整備事業者がない場合は、観光振興及び地域振興にとって最善の整備になるよう、条件付き売却も含め、あらゆる手法を検討してまいりたいというふうに考えております。

- 3 番議員（浜田藤幸） これで終わるつもりでいましたが、あと1点だけ、ちょっと質問させていただきます。前回、2回ほど公募を打っています。1回目は既存の建物があったということで、それがネックになったと。コンサル会社の中にもその予算がちゃんと入っておりまして。2回目の公募です。実際ですね、資金調達なんです。資金調達は P F I の方が調達はしやすいです。2回目の公募をかけて1社しかなかった。その1社もだめだった。その公募の条件の課題というのはなかったのか、その1点をお伺いして私の一般質問を終わりたいと思います。
- 産業振興部長（吉井敏和） 実現できなかった理由としましては様々あると思います。その2回目の公募で、市外事業者を募集した時に、市内の業者から応募がありました。最終的に、資金調達方法とか、その内容等について、こちらの方から疑義があった部分について回答をいただきたいということでしたんですけれども、最終的に出てこなかったことで審査を打ち切ったということでしたのでございます。議員ご指摘のように、民間としては、進出するには資金調達、まずはそこだろうと思います。そこがあって初めて実現できるという部分だろうと思います。先ほど来、議員の方から指摘があります改正 P F I 法等につきましては、この提案制度とか、あとはその運営権を物件として売買できる、譲渡ができるというのも法改正がなされております。こういったこと等を、事業者があそこに宿泊施設を造った場合に採算が合うという判断をすれば、そういう方法もあり得るだろうし、市としては、今後もそういう形で、とりあえず公募をかけてという思いでございます。
- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 1 0 分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

- 4 番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。では早速入ります。

1、太陽光発電について。太陽光発電の本格普及には、光から電気への変換効率の向上とコスト抑制の両立が欠かせませんが、こういう時に再生エネルギー法案が成立しました。再生エネルギー法案が成立し、県内で9自治体が独自補助しているが、当市は考えられないかということですが、まず、再生エネルギー法案が成立しましたので、どういう内容で、その狙い、国民生活はどうなるのか、この点を先に伺います。

次は、篤姫の銅像についてです。NHK大河ドラマ篤姫の放映は終わりましたが、いまだ

に観光客が訪れています。土曜日、日曜日、休日、篤姫ガイドが薩摩今和泉に待機していますし、予約があった日も活動をしております。いぶたま号も人気のようですが、記念碑か銅像が提案されているのですが、実現の見込みはということです。平成18年9月にも同様の質問をしましたが、当時の市長は、そういう雰囲気を作っていくことも大切であろうと思いますし、市民の皆様方のお力によって銅像建立ができればと思っておりますという答弁でした。その後は、そのままになっていましたが、今年の6月26日に、今和泉校区公民館に東京在住の和泉忠郷さんが帰って来まして、篤姫の記念碑か銅像を造りたい、協力してほしいというものでした。集まったメンバーは、今和泉篤姫会、その中には市の職員も入っておりますし、今和泉校区の同僚議員も入っております。そのほか、篤姫ガイド会会長、岩切さん兄弟でした。あくる日の6月27日、市役所で豊留市長と面会し、いいアイデアはないか話をさせてもらいました。その日の後、和泉さんたちは商工会議所、観光協会など伺ったと聞いております。ここまではきましたが、次に進んでおりません。何かアイデアはないでしょうかと伺いまして1回目といたします。

- 市長（豊留悦男） 再生可能エネルギーの全量買取制度などを柱とする、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法は、8月26日参議院本会議で可決成立し、平成24年7月までには施行される予定となっております。同法の骨子は、風力発電など特定の再生可能エネルギーを一定期間電力会社に全量買取することを義務付け、電力会社が買取りに掛かった費用は、一般家庭や企業の電気料金に上乗せすることが認められております。電力の買取価格、第三者機関が算定するとなっており、買取期間は家庭の太陽光の場合、現行制度と同じ10年間と決まっております、そのほかは15年から20年となっております。買取価格は太陽光以外は1kwh当たり15円から20円の間で設定されます。太陽光は発電システムのコスト低下が進むと予想されるため、年度ごとに設定をするようになっているようです。これまでも、太陽光発電については、電気事業者による余剰電力買取りが行われており、価格については、平成22年度までは住宅用で1kwh当たり48円でしたが、平成23年度からは42円となっており、平成24年度は30円台後半程度に下がるようであります。これにより、電力に占める再生可能エネルギーの割合は、著しく伸びると思われますが、電力買取りが電気料金に転嫁されるため、個人や事業所の負担が増えることとなります。そのため、少なくとも3年ごとに再生可能エネルギーの導入量及び電力買取りによる負担の影響等を勘案した見直しを行うとともに、2020年度を目途に廃止を含めた見直しを行うようになっています。

次に、篤姫の銅像の件でございます。指宿観光ガイド会による今和泉地区まち歩きをした観光客数は、平成22年度も5,311人であり、依然として今和泉地区へは篤姫ゆかりの地として多くの観光客が訪れているところでございます。このような状況のもと、観光客を迎えるための観光のシンボルとしても、篤姫の銅像を建立したいという相談は受けております。銅

像等の建立につきましては、濱崎太平次銅像の建立の時もそうでしたけれども、多くの市民の方々や様々な団体の方々によって、銅像を建立していく雰囲気を作り上げていただいた経緯がございましたので、今回も太平次の場合と同様に地域が中心となって、そういう雰囲気を作っていくことが、まずもって大切であろうと思います。そのような市民の皆様方の力によって、銅像建立ができればよいのではないかと考えているところでございます。

- 4 番議員（高橋三樹） よく分かりました。それでは、太陽光発電についてですけれども、県下の住宅用太陽光発電システムに対する補助の状況はどうなっているのか伺います。
- 市民生活部長（中間竜郎） 家庭用太陽光発電の補助制度について、県内の補助制度の実施状況といたしましては、まず、鹿児島県の方はですね、平成21年から22年度に1kw当たり3万5千円を支給しておりましたが、平成23年度は現在のところ、まだ実施していない状況でございます。県以外の状況としましては、平成22年度末時点で、鹿児島市、伊佐市、鹿屋市、霧島市、志布志市、出水市の6自治体でございましたけれども、平成23年度から新たに西之表市、南九州市、薩摩川内市も制度を導入し、9自治体となっているところでございます。補助内容につきましては、それぞれ自治体で違いがございますけれども、大体1kw当たり2万5千円から4万円で、上限額が7万5千円から24万9千円となっているようでございます。
- 4 番議員（高橋三樹） 県内の多くの自治体が独自補助をしています。金額とか上限はそれぞれ違います。平成24年度は防災行政無線に多額の費用が掛かることは分かっていますけれども、平成24年度に補助は考えられないか、この点を伺います。
- 市民生活部長（中間竜郎） 指宿市も設置については補助の制度を考えられないかということでございますが、家庭用の太陽光発電の補助制度につきましては、平成20年度に国の補助制度が復活し、1kw当たり7万円の補助金が支給されておりました。平成23年度からは、この額が4万8千円に減額されております。一方、鹿児島県独自の補助制度は、平成21年から22年度に1kw当たり3万5千円が支給されておりましたが、先ほど申しましたけれども、平成23年度現在実施されていないところでございます。この間、電気事業者による余剰電力買取り価格は、平成22年度までは住宅用で1kwh当たり48円でしたが、平成23年度からは42円に減額されているところでございます。この減額の背景には、一般家庭への普及が進んだ結果、メーカーによる供給体制のコスト削減が進んできたことにより、平成20年度当時とシステム価格が1kw当たり5万円程度低減したことが原因とされているようでございます。以上のような設置費用等の負担低減と併せ、当市が太陽光発電の設置費補助制度の復活を検討いたしましたが、先ほど述べましたような設置費用等の負担低減がなされていることから、今の段階であえて市が上乗せ補助する必要性・有効性は低いと考えられるという行政評価委員会の評価を受け、現在、見送っているところでございます。
- 4 番議員（高橋三樹） 有効性は低いという答弁でしたけれども、過去に、住宅用太陽光発電システムの補助を出したことがありましたけれども、その年度と、その件数、補助金額はど

うだったのか伺います。

- 市民生活部長（中間竜郎） 補助実績のことですけれども、旧指宿市で平成11年度から設置補助をした経緯がございますけれども、国の補助制度が廃止されたことなどから、平成16年度をもって補助制度を廃止しております。年度ごとの実績につきましては、平成11年度が12件の218万4千円、平成12年度が9件の136万円、平成13年度が17件の311万1千円、平成14年度が12件の194万9千円、平成15年度が27件の479万円、平成16年度が10件の158万6千円、合計で87件の1,498万円となっております。
- 4番議員（高橋三樹） 分かりました。としますと、次は、太陽光発電の当市の普及率は何%かということですが、分かる範囲でよろしいですけれども、この点はどのように伺います。
- 市民生活部長（中間竜郎） 普及率につきましては、平成17年度以降補助制度が廃止された関係で正確な数字は把握していないところでございますが、九州電力との余剰電力買取り件数が、平成23年6月末時点で388件であり、仮にこれをすべてを一般家庭と想定いたしますと、およそ2%であろうと思われております。なお、鹿児島県への太陽光設置補助申請のうち、指宿市関係分は、平成21年度分では716件のうち20件、平成22年度分では4,733件のうち126件、合計では5,449件のうち146件で、申請件数では全体のおよそ2.7%となっているようでございます。
- 4番議員（高橋三樹） 時代の流れは再生エネルギーといわれる太陽光、風力、水力、地熱などですが、今後、国・県も政策を見直すかもしれません。これを期待したいところであります。

次は、篤姫の銅像についてに入ります。今のところ会長、事務局もまだ何も決まっていますが、どのような体制になるか分かりませんが、何か知恵はないかということです。鹿児島市の黎明館の北側に篤姫の銅像があります。見に行きました。立派なものです。裏の碑文の最後にこう書いてありました。平成20年のNHK大河ドラマ篤姫放送にあわせて設置した篤姫館は、県内外から66万人余りの入館を見た。この像はその収益を基に、天璋院の功績を顕彰するため建立するものである。平成22年12月19日篤姫館実行委員会製作中村晋也とありました。確か、鹿児島市の篤姫館は指宿よりも100円高い500円だったと思いますけれども、500円掛ける66万掛けますと、大体3億3,000万円ほどとなって、この費用で作ったのかなと思っております。今回は、今和泉の篤姫銅像の準備委員会、立ち上げていかなければなりません。なかなか難しいのですが、どうしても形として残したいのです。努力していますのでご協力のほどよろしくお願いしたいところですがどうでしょうか。重ねて伺います。

- 総務部参与（久保憲一郎） 実行委員会の体制についてのお尋ねでございますけれども、実際の事例としては、現在募金活動を行っている龍宮神社本殿建立実行委員会があると思います。この実行委員会の委員長は岡児ヶ水区長がされており、指宿市観光協会、商工会議所、温泉

旅館事業協同組合、山川水産加工業組合や漁業協同組合等の代表者の方々が委員になっているようであります。事務局は岡児ヶ水区でされており、市民の方々が中心になって進められているものであると聞いております。また、太平次銅像建立実行委員会は、観光協会に事務局が置かれましたけれども、太平次顕彰ヤマキの会を構成する市民の方々が実行委員会の中心を担い、各団体の代表者の方や地元の公民館長の皆さんが実行委員会に入っていたと聞いております。篤姫銅像の建立には二つの意味があるのではないかと考えているところですが、一つ目は、篤姫の郷を目当てに訪問した観光客へのアピールとして、もう一つは、地元で長く篤姫について語り継ぐためではなかろうかなと考えているところでもあります。今和泉地区は、江戸時代において篤姫を生んだ今和泉島津家の直轄地であったこと、ここから生まれた篤姫は、混乱する幕末において一步も退かず、徳川家を守るために尽力したということ、そうした人物を生んだのが今和泉の風土であったこと。このことを語り継ぐためにも、地元の方々が協力して建立することで、地域の皆さんのよりどころとして銅像が役立ってくれるのではないかと期待しているところでもあります。今和泉島津家墓地のある、そして、篤姫が幼少期に過ごした今和泉地区の誇りとして、地区民のご理解とご協力、あるいは銅像建立の気運の高まりがあれば、実行委員会の形も自然と見えてくるのではないかと考えているところでもあります。

- 4 番議員（高橋三樹） どうもありがとうございます。久保参与も今和泉校区出身でありまして、言い答弁をしてもらいました。豊留市長も6月27日でしたかね、和泉さんと我々、お願いといいますが、アイデアに伺いましたけれども、先ほど答弁してもらいましたけれども、最後に市長、一言何かあれば、お願いします。
- 市長（豊留悦男） 和泉忠郷氏と会った時に、彼の熱意と、そして篤姫にかかる思いというのを痛いほど感じました。本市にとって、いまだに篤姫が、この指宿の観光のPRとして、または今和泉地区のまち歩きの観光客がたくさん来てくださっているというこの現実を見ても、何らかの形で銅像が残れば素晴らしいことだという話はいたしました。そのためには、これまでも答弁させていただきましたように、地元の盛り上がり、市民の盛り上がり、そして、その結果として銅像ができることになれば素晴らしいことであるという、そういうお話を私もさせていただきました。実行委員会なり、その体制を整えることで、この銅像が指宿観光の一層の発展に寄与できれば、こんなに素晴らしいことはない、私自身思っております。
- 4 番議員（高橋三樹） どうもありがとうございます。最後に今和泉だけではなく、山川の方も一言申し上げますと、山川・根占フェリー、南九ですね、8月10日にセレモニーがありました。自分も8月12日、片道3,100円支払って遠縁のある根占町の大浜に行ってきました。墓参りに行ってきました。本当、波も穏やかで、乗り心地は満点でした。また、つい先日、9月17日には活お海道が道の駅となりセレモニーもありましたけれども、山川地域が賑わってほしいことを願ひまして一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時44分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

- 5番議員（田中健一） 9月議会おとり、最後の質問者となりました。敬老会をはさんで、私も前者同様、寝ない気持ちだけで質問を考えてきましたので、最後まで心優しいご答弁をお願いいたします。

今回、道路、橋梁などの耐震化と唐船峡そうめん流し事業について質問させていただきたいと思います。

まず、市内の幹線・支線道路、重要構造物橋梁の耐震は地震、災害に耐えられるかであります。東日本を襲った地震・津波被害と多数の犠牲を教訓として、今後の我々の市民に降りかかる自然災害等対策に十分生かしていただきたいと思います。1995年、阪神淡路大震災後、耐震構造の確保が求められております。市の、特に橋梁部分について、耐震化の取組で地震、災害に耐えられる計画がなされているか伺います。

次に、地震、災害発生時や、後の救急活動、二次災害など、また、復旧活動、市民の生活道路としての緊急輸送ネットワークの形成は確保されているか伺います。

次に、災害時の応急、復旧体制の整備と協力体制は万全か伺います。

2件目に、唐船峡そうめん流し事業について伺います。

施設内の床・そうめん流し台・いす等、痛みが散見される。来場者からも指摘を受けており、改修の計画はないのか。また、エレベーター等についても大変古く耐震性も疑問ですが、どのように考えているのか伺います。

次に、人事交流について。そうめん流しに新たに民間の方が勤めていただいております。また、民間事業所にも我が指宿市職員も出向されております。以前に、このそうめん流しについては、民間公募で支配人の公募があったわけですが、そのことについては、私は大変残念ですが失敗だと考えております。今回の人事交流はどちらからオファーがあったものか、また、そうめん流し事業についてどのような効果が期待できるか、また、デメリットはないのか伺います。

次に、そうめん流し事業の一番の集客時期の夏場の雇用については、どのような方法で行っているのか。また、質の良い労働が確保されているのか伺って、1回目の質問を終わります。

- 市長（豊留悦男） 市内の道路や橋梁が地震や災害に耐えられるかのご質問でございますが、全国的にみて、豪雨や地震などの異常な災害によって道路が破損し、交通に支障を与える事例が発生しています。道路本体においては、すべてが破壊されるなどの事例は少なく、法面

や斜面の崩壊、落石により道路が被災する事例が多く、また、橋梁については、特に、兵庫県南部地震において、高速道路や国道等、主要な幹線道路の橋梁で、桁の落下や橋脚の倒壊といった甚大な被害が発生しました。市道につきましては、改良工事等道路の築造を行う場合、法面や斜面等の地質等を調査し、状況によっては地盤改良や面保護工を行うなど、災害の起こりにくい道路築造に努めております。橋梁につきましては、現在、管理橋梁数が139橋あります。耐震につきましては、それぞれの築造時点においての基準に照らし合わせて造られておりますが、特に、兵庫県南部地震以降の新基準で比較すると、対応できないものも見受けられるところであります。平成7年以降に建設された橋梁は、今年度架替えを計画している逆瀬川橋を含め2橋となっており、いずれも新基準により設計されております。今後も橋梁の長寿命化修繕計画とも併せ、保守点検や維持管理に努めてまいりたいと思っております。

メディポリス指宿との人事交流についてでございます。市では、これまで市内のホテルや金融機関等の民間企業に職員を研修派遣してきましたが、平成20年度に人材育成基本方針を策定し、その中で、求められる職員像の育成に向け、民間企業派遣研修を位置付け、企業感覚や顧客満足度の向上の取組を学ぶ民間研修派遣の推進を掲げております。今回、メディポリス指宿構想実現のため、相互の職員人事交流を図り、双方の組織の活性化を図りながら、地域経済の発展に貢献をしていきたいとの申し出を受け、協議・検討した結果、相互交流を通して、企業感覚や顧客満足度の向上の取組を学ぶことのできる研修派遣と位置付けられることから、相互研修を取り組むことといたしました。市の職員を受け入れる企業としましては、研修先での勤務実態を踏まえ、メディポリス指宿の宿泊施設等の分野を担っている株式会社新日本科学としたところであります。株式会社新日本科学では、唐船峡そうめん流しへの研修派遣した社員を通じて、メディポリス指宿と市民との相互理解が進むこと、また、公共サービスに従事する人材の育成、民間でのノウハウを生かした経営改善、当該社員の人脈を活用したそうめん流しの営業戦略の構築等に貢献できるものと考えております。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

- 建設部長（三窪義孝） 緊急輸送道路ネットワークの形成の確保のご質問ですが、緊急輸送道路ネットワークは、兵庫県南部地震において、道路ネットワークが甚大な被害を受け、社会に大きな影響を与えたことに鑑み、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に確実に実施するために必要な道路として、地震防災対策特別措置法で位置付けられており、鹿児島県においては、鹿児島県地域防災計画により、第1次緊急輸送道路として国道226号、県道指宿鹿児島インター線、県道岩本開聞線が、第2次緊急輸送道路として国道226号、県道岩本開聞線が指定されているところです。

次に、災害時の応急・復旧体制の整備と協力体制についてのご質問ですが、異常気象による豪雨等により、道路・河川等に被害が発生した場合、その機能の確保を早急に図るため、

復旧・応急作業を迅速に行うことは、大変重要なことと考えております。現状の災害対応については、職員が各庁舎に待機し、指宿地区においては、まちづくり公社で、山川・開聞地域においては、直営の作業員等による巡視パトロールを行いながら、非常事態に備えることとしておりますが、いざ、法面の崩壊、路肩決壊などの被害が発生した場合は、行政の対応のみでは限界があることから、地元建設業者の機動力による力添えをお願いすべく、協力体制の構築が必要になってくるところです。地元建設業者におかれましては、常日頃から、市土木行政の推進にご尽力いただき、市民の安心・安全のため、ご協力いただいているところであり、また、災害等の緊急事態に対しても、事務所に待機するなど、いつでも動ける体制づくりに努めていただいているところであります。誠にありがたく、感謝しております。この地元建設業者の協力体制がより迅速に行えるよう、年度当初、業務委託契約の協定を締結し、応急・復旧体制の確立を図っているところであります。

- 開聞支所長（井上修一） 唐船峡そうめん流しの施設が老朽化しているが、改修の計画はどうなっているかとのご質問でございますが、そうめん流し台については、料理を並べるテーブル部分が狭く、B定食の場合6人分が限度で、非常に窮屈な状況であるため、これを8人分並べられるよう改修を進めております。これにより、テーブルの回転率が良くなり、利用者に対するサービス向上にもつながるものと考えております。また、いすについては、固定いすを木製の移動式いすに、今年度から年次的に換えていく計画であります。既に今年6台の改修を終えて、車いすの方も利用できるようにしております。床については、平成12年度・13年度に全面張り替えを行ってから既に10年以上経過し、常に湿気にさらされていることから、根太まで腐食しているところも見受けられ、床改修を行う必要があると考えております。また、エレベーター等については、昭和47年にエスカレーター設置用に建築をされました。そして、平成元年にエレベーターに転換するための改修を行い、現在に至っているところでございます。躯体が耐震設計されていないために、今後、耐震も含めた検討が必要であると考えております。

それから、唐船峡そうめん流しの夏場についての雇用について、どのような方法でしているのか、質の良い労働力が確保されているのかとのご質問でございますが、パート職員の雇用については、年間を通じて雇用しているパート職員が11名おります。そして、半年間雇用しているパート職員が9名、そのほか、ゴールデンウィークや夏場の繁忙期に限って、臨時的に雇用しているパート職員が最大時で1日約60人おります。この臨時的雇用の方法については、毎年3月及び4月の市の広報紙に掲載して、パート職員の登録受付を行っております。また、そのほか、以前雇用実績のある方に電話で依頼したり、開聞地域においては地区内の放送による呼びかけを行ったりしまして、必要な人員確保に努めております。また、雇用を決定する場合には、面接を行い、能力のある優れたパート職員の確保に努めているところでございます。

- 5 番議員（田中健一） 2回目に入ります。まず、幹線・支線道路については、危機感を持っていただいて対処していただいていると思っておりますが、指宿地区内を見ても高低差のある法面、かなり私もあると思っております。尾下に行く道路なんかが、もう一番危険じゃないかなと思っておりますが、落石等、危険箇所があると思いますが、市内で何路線ぐらいあって、その路線についてどのような改善をし、また、施工計画がなされているのか伺いいたします。
- 建設部長（三窪義孝） 落石等の危険が想定される場所は、その規模の大小を含めると多数点在し、迂回路のない路線や幹線道路など、主な路線で24路線あります。危険箇所の路線については、落石防止網やストーンガードなどの設置により予防的な方策を取っておりますが、今後も路線の重要度等を勘案しながら、道路防災事業等により対策を図ってまいりたいと考えております。
- 5 番議員（田中健一） 落石等あったら、場所によっては孤立集落が発生をするような場所がありますので、十分災害前に対処して安心できる暮らしを守っていただきたいと思います。  
次に、その危険箇所を知らしめる標識等、これが持つ役割は大変意味が大きいものと思いますが、危険を知らせる役割があり、設置後の点検整備等、また、全体的に報告を受ければ、もう時間が足りませんので、危険箇所等の点検・改善等について伺います。
- 建設部長（三窪義孝） 標識等については、落石等の危険性を周知していただくためにも、議員のおっしゃるとおり重要なものであります。これまでもパトロール等において逐次点検を実施しておりますが、地域の皆様からの情報等もいただきながら、今後もその保全に努めてまいりたいと考えております。
- 5 番議員（田中健一） 十分安全を守っていただくよう、よろしくお願いいたします。  
次に、生活道や物資の輸送道の確保、緊急輸送道路のネットワークのところとつながるところがありますが、日ごろの維持管理補修等が極めて重要であると思っておりますが、橋梁で耐用年数を超えている施設が、先ほど市長の方から報告もされております。また、最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に長寿命化に、計画的にですね、確保しなければならないとなっておりますが、指宿市の取組について伺います。
- 建設部長（三窪義孝） 市の方で現在道路橋は139橋ありますが、このうち建設後50年を経過している橋梁は、53橋で38%を占めております。このようなことから、今後、橋梁の修繕や架替えに要する経費が増大することが見込まれるため、橋梁の長寿命化によるコスト縮減を図ることを目的に、平成21年度から22年度にかけて橋梁点検を実施しております。今年度には長寿命化修繕計画を策定し、道路交通の安全性を確保するため、橋梁の予防的な修繕及び計画的な架替えを行っていきたいと考えております。
- 5 番議員（田中健一） 全国的にこの指宿というものは温泉客や観光客で年間300万人以上ご

来場いただいている観光地であります。その道路網については、大事な動脈だと考えておりますので、維持・点検、長寿命化に向けて頑張っていたきたいと思います。

緊急輸送道路ネットワークの形成について、2回目に移りたいと思います。防災活動拠点と避難所の地震、災害発生時、発生後の安全に輸送ができることが求められています。先ほど二つの新設の橋梁については、報告があったわけですが、現在の耐震基準を備えていないもの、点検・改良はどの程度済んでいるかというのも、先ほどご報告がありました。道路については、即、地元業者のご協力をいただいて、改修ができると思いますが、橋梁については、落橋等あれば、早急に改修というわけにはいかないのです、ネットワークがここも重要であります。この点で、防災活動拠点、または避難所をつなぐルート、代替制の必要性も感じるわけですが、市としての方向性があればご報告をいただきたいと思います。

- 建設部長（三窪義孝） 県が指定しております1次・2次緊急輸送道路は、災害時における骨格的な緊急輸送道路ネットワークであり、市町村レベルでの避難路としての機能まで満たしていないことから、各避難所を基本とする市内の避難、救援拠点などへのネットワーク形成が必要であると認識しております。災害時に防災活動の拠点となる施設や、避難所へのアクセス道路については、橋梁の長寿命化修繕計画や年次的に行っている道路改良事業等を含め、その機能を確保できるように努めてまいりたいと考えております。また、緊急輸送を確保するための道路は、ネットワークとして機能するよう、議員ご指摘のとおり、代替性が確保されていることが必要であります。県指定の1次・2次緊急輸送道路については、その代替路線も指定しており、今後、市町村レベルの避難路等についても代替制の高いネットワークの形成に努めてまいりたいと考えております。

- 5番議員（田中健一） 災害の被害によっては、避難所、また活動拠点の建物等も使えない場合が予想されます。こういうのも事前に準備をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

三つ目の迅速な応急・復旧体制の整備について、どのような地元業者との協議がなされているのかということで、地元業者と年度初めに協議、打ち合わせをしていただいていることを理解いたしました。応急・復旧箇所の継続発注というのはできないかというのを、私は災害場所なんかを見ていて常に思うわけであります。災害箇所の把握をされたところが、現場を見たところが、もう一番どのような方向性を理解されているのかということを考えれば、入札の問題やらいろいろ難しい反面もあるんでしょうが、いろんな面で、経費の削減と、また、工期の短縮等が図られるのではないかなと思うんですが、このことについてどう思われますか。

- 建設部長（三窪義孝） 崩土除去等の応急・復旧作業については、道路・河川等の機能を早急に図るため、機械借上げに伴う業務委託契約を締結した地元業者に依頼し、軽微な応急工事を含めて、指宿市機械等の借上げに伴う業務委託取扱要綱により、委託の対象となる業務の

範囲において、迅速な対応に努めているところです。災害復旧の本工事ににつきましては、公共工事の入札及び契約の適正を図るため、関係法令により執行しているところであり、継続発注、つまり随意契約は難しいと考えております。

- 5 番議員（田中健一） 入札のところで随契は難しいということで、ご理解をさせていただきます。

そういう中で、地元業者の地域の貢献度、先ほどから執行部としてすごくありがたいという言葉をいただいておりますので、そういう理解をするんでありますが、建設業、土木業の皆さん方、年間、あちらこちらでボランティア活動等、また、地域の消防分団の活動等、いろんなところで活動の作業場を見るわけではありますが、県の入札制度の中で、ボランティア作業などの加点、優遇があり、県の制度を基本に我が市も陣容をしようと思っておりますが、市内業者の育成の観点から、現在でも災害の発生時に機動力を発揮していただいております。我が家をほっといて、夜でも、夜中でも、一生懸命市民のために、自分の身の危険をさらして頑張ってもらっている、この地元業者の育成を、市独自の、県みたいな独自の加点の入札制度制定は考えていらっしゃるのか伺います。

- 建設部長（三窪義孝） 市独自の格付け基準制定についてのご質問ですが、市では現在、鹿児島県の格付け基準を準用し、指宿市内業者のみ格付けを行っているところであります。この鹿児島県の格付け基準においては、ボランティア活動や災害支援活動等、18項目が加点事項として考慮されているところであります。市といたしましては、入札・格付け制度の見直しの一環として、鹿児島県の格付け基準等を参考にしながら、市独自の建設工事入札参加資格における格付け基準制定に向けて、現在検討をしているところであります。

- 5 番議員（田中健一） 先ほども申しましたが、地元業者が一生懸命になっていただいておりますので、市独自の判断をできるようにしていただいて、地元業者だから我々の生活を守っていただけるのであって、他市から参入をされる方々は、その地元を一生懸命やっておりますので、そこはまた、育成の観点からご考慮いただければと考えております。

2項目めの唐船峡のそうめん流し事業について、2回目に移ります。報告のとおり、町営時代に床部分の改修がなされて、平成12年・13年、もう10年以上、以前、町営時代の時には、そういう期間、なかったと思っておりますが、私の幼少時期も、床板が天秤をするようなことが記憶にないと思うぐらい、今の施設を見て残念に思います。特に、床部分は、立地条件を言えば、湿気が大変高いところであります。危険な状態であれば、早期に改修すべきと思うが、改修の計画があれば。また併せて、市長、最低年6回はこの施設は使わせていただいておりますので、多分、優秀お客ということで、ご理解いただければありがたいです。その6回の中で3回ぐらいは特別老人ホームなんかの車と出くわしております。車いすを介護人が押して、あっちに引っかかり、こっちに引っかかりというような施設でもあります。湿気を逃がすための空気穴ということで、床部分も隙間があると認識はしていますが、いろんな

意味で、バリアフリーは検討されているのか。先ほどから言うように、地形上、構造上、完全なバリアフリーの取組はできないのではないかとと思うんですが、体の不自由な皆さんに安心して来ていただける施設の検討はなされているのか伺います。

- 開聞支所長（井上修一） いすの改修については、先ほど申しましたように、今年度分は済ましております。それから、流し台の改修については、現在、執行するように事務を進めております。それから、床の張り替えについてですが、最近、皆さん体格が良くなりまして、非常に板が割れたりすることがあります。その時には直ぐに職員の手でその都度補修をするようにしておりますが、この床の張り替えについては、いろいろ広報等も含めて、全面的な改修が必要でありますので、後期基本計画に盛り込み、計画的に進めてまいりたいと考えております。今後とも、事業収入の増、経費の節減等を図り、財政的な面も考慮しながら、施設改修を進めてまいりたいと考えております。また、バリアフリー化についてですが、今、障害のある方においても、健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが、ノーマルな社会であるという考え方が言われております。そのような考え方から、唐船峡そうめん流しの施設を見た場合、必ずしも十分であるとは言えないのが実態でございます。しかしながら、この施設が出来たきっかけというのが、谷間のこんもりとした杉木立の中から、こんこんと湧き出る冷たい水を利用して、日本の夏の代表的な食文化であるそうめんをすするといふ発想から、地形的な特性を生かした施設づくりがされたものというふうに理解しております。こういう中で、エレベーターやスロープを設置し、また、車で下まで降りられるよう取付道路を整備し、流し台は、車いすにも対応できるよう移動式いすに改修するなどしてまいりました。いつでも、施設内のどこにでも、気の向くままに行けるという、全面的なバリアフリー化とまでは言えませんが、必要最小限の整備は行ってきております。今後とも、施設改修を進める中で、施設の特性を生かしながら、誰もが気持ちよく安心して利用できるような施設整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

- 5番議員（田中健一） 床部分については、怪我につながるような、多分事件になろうかと思っておりますので、できたら早急に、市長、やっていくべきと思いますが、一言だけ、このことについて、お客様に対してもご答弁をいただければありがたいです。

- 市長（豊留悦男） 何よりも安全が第一だろうと思います。施設の瑕疵により怪我等が発生することは絶対にあってはならない、そのように認識をしておりますので、そういう危険箇所等、早く点検をし、改修するような手立ては講じてまいりたいと思っております。

- 5番議員（田中健一） ありがとうございます。根太も釘を打っても効かないような状態だということを聞いておりますので、早急に改修をしていただきたいと思います。

次に、人事交流、先ほども1回目、私的には、そうめん流し事業、前、市長の時に、支配人の民間公募をかけて3年間頑張っていたけどつもりではありましたが、結果、お客も減り、ご覧のとおり施設も手が届かなかったということ言えば、今回も同様なことが、また

起きるのかなということで、民間の方も特定して、開聞地区の私の周りの方々が大変心配をしております。食材等も前回、いじりにいじりまくって、またそうめんを昔使っていた開聞町時代のそうめんに交換をしたわけですが、今回、人事交流の中で、食材等をここまでいじられる計画があるのか、お伺いします。

- 唐船峡そうめん流し支配人（神窪勝） 資材等について、変更等を考えているのかという質問ですが、これにつきましては、昨年、そうめん等も換えましたし、今後、民間が入ってきたからということで、換えていくというような考え方は持っておりません。
- 5番議員（田中健一） ありがとうございます。なぜこういうことを聞くかと言えば、私の大の親友であります、昨年、人切り半次郎の西郷役が、帰ったたびに、彼も毎回あそこの施設を利用して、2年前に私は怒られました。健、二度行かんと、あんなまずいそうめんは私の社員の方々にも食わせはならんという厳しい言葉を残して、先ほどご報告があったようにそうめんが昔に返ったら、またお褒めをいただきました。やっぱりおいしいねと、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

先ほど市長からの答弁の中で、人事交流はメディポリスからのご提案であって、市の職員を先にあそこにやりたいということではないということで理解をしていきたいと思いますが、メディポリスじゃなかったね、新日本科学に交流をされた職員についてお伺いいたしますが、職員が契約期間、帰って来た場合、この人事交流でどのような活動を生かして、どういうポストに付けていただけるのか。宿泊業のところを、かなり業種的には飲食業とは違うのかなということで疑問を思うわけですが、どう思いますか。

- 総務課長（邊見重英） 今回の人事交流のことについてですけれども、そうめん流しからなぜ新日本科学、あるいはメディポリス指宿なのかというご質問なのだろうと思います。市では、今回の民間企業派遣研修を企業感覚や顧客満足度の向上の取組を学ぶということ、これは人材育成基本方針の中にも掲げてございますけれども、そういう趣旨で派遣研修を位置付け検討した結果、唐船峡そうめん流しにおける職員の相互交流ということが望ましい効果をもたらすのではないかと判断しましたことから実施しているものでございます。メディポリス指宿では、今春のがん粒子線治療に伴い、ヘルスツーリズム等の業務が開始されており、併せまして、市民に親しまれる施設、あるいは市の観光振興の一助になればというような思いも強くあるようでございます。そのような中で、市から派遣しております職員につきましては、天珠の館の館長として頑張ってくださいいております。したがって、接客のスキルアップなどの向上が期待できることはもちろんのこと、研修派遣後、帰って来ました場合に、築いた人脈も活用しながら、そうめん流しの経営改善、経営戦略の構築に貢献できるのではないかと、あるいは企業感覚や顧客満足度の向上等、波及効果が期待できるものと考えて実施したものでございます。
- 5番議員（田中健一） そういう効果が表れることを期待するしかありませんので、出向され

た職員の方には頑張っていたきたいと思います。宿泊のところの管理者ということで、すごく私は期待をしていました。昼の一番の同僚議員の質問の中でも、国民宿舎を造っていただいて、そこに当て込んでくれるのかなということで、ちょっと期待をしていたんですが、期待はずれでありました。市民のための行政を、市長も我々議員も負託を受けております。そういう中で、今回の人事交流と、我々議会側には説明がなかったもんですから、市民の方々から聞かれても、分からんと、分からんという答えしか出せない議員です。すごく今回は残念でした。その傍ら、開聞支所、山川支所についてもですが、どんどん人間が減っています。昔、あの建物に100人以上の方々がおりました。周りの飲食店等も、活発とは言いませんが、そこそこの経営をされておりましたが、我々がたまに行けば、暇やっどという声しか言われません。大変苦しいわけですが、ある程度の時期がもう来ていると思うんですね、支所と本所の人間の配分。支所にはこんだけの人数が必要だよということがある程度構想的にはあるんじゃないかなと思うんですが、いろんな災害の発生時にも、本所から行くより支所から出向いて行く方が早いわけです。私も本庁まで30分ちょっと通勤にかかります。そういうのも含めて、支所の適正な数というものは、指摘をいただければありがたいんですが、もうここについては、通告をしておりませんので、心にとめていただければと思います。次の一般質問でやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

人事交流について、議会報告がなかったわけですが、このことについてご答弁をいただければありがたいです。

- 総務部長（渡瀬貴久） 今回の民間企業との交流研修につきましては、人材育成基本方針に基づく研修でありましたので、これまでの民間企業への派遣研修と同様、派遣される唐船峡そうめん流しで働く職員に対しては本人に直接説明をし、また、市の全職員に対して派遣される職員の派遣期間及び研修職員等について周知を図ったということでありました。
- 5番議員（田中健一） 我々が民間というのと、執行部側の民間というのが、ずれがあるのかなということを感じるわけです。メディポリスは指宿市の条例の中で優遇をされている一企業だと思っております、我々は。そういうところに職員の人事交流とは、またほかの民間の人事交流とは違うのではないかなと思うんですが、市長、ご報告があればよろしくお願いします。
- 市長（豊留悦男） メディポリス指宿、いわゆる天珠の館との人事交流の前に、市内のオーナー会の中でもお互いにプラスとなるような人事交流で、ホテルの経営、または行政としての業務の推進に、お互いプラスであるようであれば、人事交流というのは積極的に進めたいと、そういう希望がありましたら市役所の方にお伝えいただきたいという説明を、まず、特にホテルのオーナーの方々には、私の方からお話は申し上げました。その後、メディポリス指宿天珠の館として、是非、指宿市との人事交流、職員の交流を通して、お互いプラスになるような業務の推進に努めたいという、そういう思いがありましたので、私としても、この交流

はお互いプラスになるのであるという、そういう判断の下で、この交流研修はいたしました。今後、確か、今日の新聞だったと思いますけれども、鹿児島市においても、いろいろなところで職員を交流研修に出して、組織の活性化に努めようと、そうすることで、市役所も開かれた市役所の業務の推進ができ、また、民間との協働体制というものが構築できるという、そういう趣旨の報道もありましたように、今後、この研修の目的が達せられるよう、私どももこの在り方を考えるとともに、民間とともに、この研修の成果が生かされれば、今後また、新たな研修の方法を含めて考えていかなければならないと考えているところでございます。メディポリス指宿天珠の館だったから云々ということは決してございません。そのことは付け加えさせていただきたいと思います。

- 5 番議員（田中健一） 分かりました。議会側にも開かれた対応をよろしくお願いいたします。

最後に、そうめん流し、夏の雇用について、パート雇用職員についてですね、開聞の旧町民の方々は、県内でもあちらこちらそうめん流しがありますが、元祖そうめん流しの文化を誇りに思っている人が大変多いわけですが、この夏場の雇用について、地元の住民で足りていらっしゃるのか伺って終わりたいと思います。

- 開聞支所長（井上修一） 唐船峡そうめん流しの雇用においては、必要とする繁忙期、及びその時間に労働力を集中させたいとする我々の側と、終日働きたいとする働く側との勤務形態におけるミスマッチもあって、なかなか労働力の少ない地域においては必要な人員を確保するということは、非常に困難な状況にあります。今年の夏場のパート職員については45名、女性が28名、男性が17名でございますが、45名を雇用しました。地域別には、開聞地域が28名、指宿地域が4名、山川地域が6名、瀬谷が4名、枕崎3名であります。市外の瀬谷や枕崎の方は、以前から雇用の実績があるものであります。また、高校生につきましては、指宿商業高校、山川高校、瀬谷高校、鹿児島水産高校など19名でありました。地域別には、開聞地域7名、指宿地域1名、山川地域2名、瀬谷7名、喜入2名であります。このようなことから、地元指宿市内が占める割合は75%程度であり、市内のみで必要な人員を賄うことはできておりませんけれども、高校生については、市外の友だち同士が誘い合って申し込んでくる状況もあります。我々も高等学校にアルバイトのお願いに伺うわけですが、理解を示してくださる生活指導の先生もいらっしゃいます。本当にありがたいことだと思っているところでございます。

- 議長（松下喜久雄） これにて、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

9月21日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、9月21日は休会とすることに決定いたしました。

#### 散 会

- 議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

#### 指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前 田 猛

議 員 大 保 三 郎

### 第3回指宿市市議会定例会会議録

平成23年9月27日午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第57号 指宿市過疎地域自立推進計画の一部変更について
- 日程第3 議案第58号 指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第59号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第60号 指宿市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第62号 市道の認定について
- 日程第8 議案第63号 平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第69号 平成23年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第64号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第65号 平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第66号 平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第67号 平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第68号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 審査を終了した陳情（陳情第4号）
- 日程第16 閉会中の継続審査について（陳情第5号から第7号）
- 日程第17 報告第3号 指宿市の平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第4号 指宿市の平成22年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第70号 所管事務の調査について
- 日程第20 議案第71号 所管事務の調査について
- 日程第21 意見書案第5号 地域医療と国立病院の充実にに関する意見書（案）

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちヨ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10 番議員	中 村 洋 幸
11 番議員	前之園 正 和	12 番議員	物 袋 昭 弘
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	福 永 徳 郎
15 番議員	新川床 金 春	16 番議員	六反園 弘
17 番議員	前 田 猛	18 番議員	大 保 三 郎
19 番議員	下柳田 賢 次	21 番議員	森 時 徳
22 番議員	松 下 喜久雄		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	富 永 信 一
教 育 長	池 田 昭 夫	総 務 部 長	渡 瀬 貴 久
市民生活部長	中 間 竜 郎	健康福祉部長	迫 田 福 幸
産業振興部長	吉 井 敏 和	建 設 部 長	三 窪 義 孝
教 育 部 長	吹 留 賢 良	山 川 支 所 長	森 健 一
開 聞 支 所 長	井 上 修 一	総 務 部 参 与	久 保 憲 一 郎
産業振興部参与	浜 田 淳	総 務 部 参 事	満 石 知
財 政 課 長	中 村 孝	環 境 政 策 課 長	廣 森 敏 幸
商工水産課長	高 野 重 夫	土 木 課 長	池 増 広 行
水 道 課 長	松 元 修		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	新 村 光 司	次長兼議事係長	福 山 一 幸
調 査 管 理 係 長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

開 議

午前 10 時 14 分 開議

- 議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、下柳田賢次議員及び森時徳議員を指名いたします。

議案第57号及び議案第58号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第57号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、及び日程第3、議案第58号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

- 総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第57号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、及び議案第58号、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

議案第58号について。改正後の数値は、小雁渡浄水場の整備完了予定年度の予測数値を用いたものであるということですが、給水人口の4万8,600人を4万2,100人というのは、どういう形の数字をもってきているのですかととの質疑に対し、給水人口の把握については、26年4月1日が完成ということで、この数値を基準に算定してありますとの答弁でした。

指宿には、ホテル・旅館とかが結構ありますが、そういうところで使われる水とかは、何か算定の方法があって、この中に入っているのですかととの質疑に対し、ホテル等は不特定の人数になりますので、その分については、前年度の数値をそのまま、余裕を見て算定してありますので、水道の給水には特に支障はないものと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第57号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第57号及び議案第58号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び議案第58号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第59号～議案第61号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第4、議案第59号、指宿市税条例等の一部改正について、から、日程第6、議案第61号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

- 文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ付託されました議案第59号、指宿市税条例等の一部改正について、議案第60号、指宿市都市計画税条例の一部改正について、及び議案第61号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、の3議案の審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第60号は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第59号は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例についての免税対象の上限頭数縮減については、現時点において該当はないということですが、納税者の利益につながるのかどうかという点では、納税者の利益に逆行することになります。また、株配当に対する更なる優

遇措置も否定すべきものと考えますので反対しますという反対討論があり、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第61号は、山川・開聞ごみ処理場が指宿市清掃センターと異なった取扱いになっていたために、公平性の観点から、車種別に手数料徴収を行うものですが、指宿市清掃センターは重量制であるにもかかわらず、車種別を導入するということは、同一条件ではなく、体系が統一されるものでもありません。そもそも持込みごみについては、本来、行政が搬入しなければならないものを、住民自らが搬入するので、行政経費の節約にもなっていることにもなりますから、持込みについては無料、もしくは低廉であってしかるべきと考えますので反対いたしますという反対討論があり、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第59号について申し上げます。肉用牛の売却による農業所得の課税特例で、免税対象の上限頭数を2,000頭から1,500頭ということですが、実質的にはどの程度変わってくるのかとの質疑に対し、家畜市場などで肉用牛を売却した時は、家畜市場の証明がいります。家畜市場で1頭当たり100万円未満の肉用牛を売却した時に、所得税や市県民税が免除される制度ですが、今回は、売却頭数が2,000頭から1,500頭に縮小するというような内容になっていますけれども、本市では、1,500頭以上売られている農家は把握していませんとの答弁でした。

個人住民税寄附金税額控除が5千円から2千円ということですが、住民税に与える影響をどのくらいに想定していますかとの質疑に対し、少額でも控除は受けられるということで、寄附行為の促進にはなるとは思います。税額自体の中身がどの程度になるかということについては、個人所得やいろんなケースがありますので、一概には言えないところです。23年度の控除対象となる納税義務者、前年度の分で15人、市民税の控除額は9万8千円ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第60号について申し上げます。

離島航路関係の改正によって、影響を受ける対象者が市内にいるのかとの質疑に対し、指宿にも寄って離島に行くトッピーとか、船に対する償却資産税が今までの3分の1が課税対象になることとなりますとの答弁でした。

事業所は本市にあるわけではないのですが、受付の場所とか、乗合場が対象になるのかとの質疑に対し、固定資産税の中の償却資産税の分だけですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第61号について申し上げます。

指宿清掃センターはスケールで手数料を決めて、山川・開聞のごみ処理場は車単位で決めるということですが、指宿と同じ様にはできなかったのかとの質疑に対し、指宿清掃センターのトラックスケールと同程度のものを整備するとなれば、1台につき2,000万円の整備

費が掛かります。また、山川ごみ処理場には常駐の作業員がいますが、開聞ごみ処理場には常駐職員はいません。トラックスケールのハード費用が4,000万円と人権を考えると、年間の搬入台数から歳入として得られる部分の費用対効果を考えた場合には、指宿清掃センターに近い形の車種別の重量料金が望ましいということで、このような提案をしたところでの答弁でした。

山川・開聞の年間台数の見込みはとの質疑に対し、山川ごみ処理場の搬入台数が平成22年度で1,581台、開聞ごみ処理場が37台ですが、山川ごみ処理場の1,581台のうち、8割から9割は減免ごみです。地域の方がボランティア活動で公共施設や学校とか、道路整備とかで出た草木の搬入で、市民から料金を徴することができるのは、概ね150台から200台ですとの答弁でした。

災害などによるものは減免をしているということですが、市が運搬経費を掛けて持って来なければならないものを市民が直接持って行くので、収集費用が要らないわけですから、持込みは無料でいいという考え方もあろうかと思います。無料であった山川・開聞にあわせて、持込みについては無料ということもあり得ると思いますがとの質疑に対し、市民の皆様方にも、大量のごみは直接清掃センターなどに運んでください。ステーションに出されるごみは、概ね4袋を限度として出してくださいと広報等をしています。1か所へ多量に出てくると、そのステーションを管理している地域の方々に難儀苦労があろうかと思うので、直接搬入とステーション搬入とを分けています。清掃センター等に搬出しない家庭は相当数あるかと思いますが、受益者負担の原則ということ考えた時、今の制度が望ましいと考えていますとの答弁でした。

環衛協での提案を受けたということですが、そもそもは行政が持ちかけたのではないですか。それとも、環衛協の方が自発的に提起されたものですかとの質疑に対し、環衛協とは、これまでもごみ減量にどのような取組をすべきか、どのような方法がいいのかと協議をしてきました。こちら側から、環衛協側からというものではなく、協議をする中でこのような問題も出てきて、このような解決方法もありますということで、一定の方向を得たところでの答弁でした。

この議案は、山川・開聞の住民に対して理解が得られているのか、住民に対しての周知ということについては、議決が得られるならば説明していくということなのですが、市民の目から見れば、議会で議決されて、来年の2月から実施となると、市民への周知という点からどのようにとらえていますかとの質疑に対し、議会の議決を得る前に、執行部としても動きにくい部分があります。議決後は、それぞれの地域に出向き、お示ししたごみ袋の改定方針、市民の方が指宿のごみ行政はこうなっていると分かりやすい資料等も印刷をし、説明会を開催してやっていく予定です。さらに、ごみ出し指導監視員も緊急雇用が9月で切れるので、更に延長を行い、一般財源でも単独でごみ出し指導監視員も雇用し、住民の方が、ごみステー

ションなどに搬出する場合に、今後、こういうふうになりますというような周知、広報紙、並びに各世帯への単独のチラシ等も使って住民に周知していきたいと考えていますとの答弁でした。

山川・開聞ごみ処理場の22年度の実績で、開聞37台、山川が150から200台だろうということですが、もちろん積載量にもよるのですけれども、歳入増はどれぐらいになりますかとの質疑に対し、軽トラックで搬入するであろうと想定した場合に、山川で200台来た時が10万円で、開聞を40台としたときに2万円ということになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

- 11番議員（前之園正和） 議案第59号並びに61号について、反対の討論を行います。

まず、59号についてですが、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例についての免税対象上限頭数縮減については、納税者の利益に逆行します。株配当に対する更なる優遇措置も指定すべきものです。よって、反対をいたします。

次に61号であります。山川・開聞ごみ処理場については、指宿市清掃センターと異なった取扱いになっていることから、公平性の観点から車種別に手数料徴収を行うというものです。しかしながら、指宿市清掃センターは、基本的に従量制であるにもかかわらず、車種別を導入するということは、同一条件ではなく、体系が統一されるというものでもありません。そもそも持ち込みごみについては、本来、行政が搬入しなければならないものを、住民自らが搬入するわけですから、行政経費の節減にもなっていることになります。持ち込みごみについては、無料、もしくは低廉なものであってしかるべきと考えます。よって、本議案に反対をいたします。

- 議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論を終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、指宿市税条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、議案第62号、市道の認定について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

- 産業建設委員長（前原六則） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第62号、市道の認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今回、市道認定するのですが、現在つながっている市道と里道の本数はとの質疑に対し、

市道堀切園谷場線がこの道路を高架のボックスで上を走っている形になっています。また、里道が平面交差していますので、この機能を確保するためにも、市道として今後管理をしていくということで考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、議案第62号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。
よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議案第63号（委員長報告）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第8、議案第63号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

- 総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会に分割付託になりました議案第63号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、財政課所管分について。公共施設整備基金積立金は、大型の施設整備をする時に使うということでしたが、今後、大型の修繕、あるいは改修が見込まれているところがあるの

ですかとの質疑に対し、この基金については、老朽化した施設の整備とか、解体等も含めた検討をするような施設等が見込まれますので、そのようなものに活用を考えているところですよとの答弁でした。

12か年で利息・元金を返済する総額に対して、75%交付税措置される場合と、10か年に縮減して返済する金額に対する交付税措置分との関連で、その縮減効果がどの程度あるのですかと質疑に対し、12年償還にした場合と、10年償還にした場合の元金の返済額については変更がありません。12年にした場合は、利子をその分だけ市町村がたくさん払う形になりますので、市町村の負担とすれば、10年にした方が少なくて済むという形になります。交付税措置については、実際に支払った償還額に対して75%はされますので、25%の負担割合は変わらないところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について。消防団員が250名を超す殉職者が出たということで、そのための災害補償共済掛金の増ということですが、1,283万5千円の積算根拠はどうなっているのですかと質疑に対し、改正前の掛金は、消防団員1人当たり1,900円でしたが、今回、増額をお願いする分は、1人当たり2万4,700円で、追加掛金は2万2,800円追加をさせていただきたいということです。年額2万4,700円掛ける消防団員の条例定数、564名を掛けました1,393万800円と、改正前の1,900円掛ける564名の107万1,600円、差額の1,285万9,200円を増額計上させていただいたところですよとの答弁でした。

条例数ということですが、本市は、条例数より現員数がかなり減になっていますけれども、あくまでも条例数ということで積算されているのですかと質疑に対し、そのとおりですよとの答弁でした。

災害対策費の旅費で、石巻市に10月から12月まで土木職員の要請があったということなのですが、技術職だと思いますけれども、どのクラスの人たちを派遣するのですかと質疑に対し、現在、建設部の方で調整中ですが、20代から30代の若手、中堅の職員を派遣することとしていますとの答弁でした。

ハザードマップの作成費用が900万円ほど出ていますが、何冊ぐらい作成するのですかと質疑に対し、市内の地図を校区ごとに六つに分けて、それを全家庭に配布していただくかと考えています。印刷は予備を入れて2万1,300部を予定しているところですよとの答弁でした。

意見として、これまでハザードマップについては、議員や市民の皆さん方から、こういうマップを作ってくれという要望も何回もあったと思います。ようやくハザードマップを作成しようという中で、子供からお年寄りまでが一目で分かるようなハザードマップでなければ意味がありませんので、市民に周知できるようなハザードマップを作成していただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。建物本体は46年も経って、附属が31年経過しているとい

うことですが、建物自体は、当然、解体物件になると思います。建物の残存価格が800万円あるからということで、鑑定が4,800万円で、解体費用が3,100万円を引いた1,700万円で買うということですが、3,100万円も解体費用がかかるのに800万円もみるというのがおかしいと思いますので、再度検討を重ね、要望をするべきだと思います。また、解体費も含めて過疎債を利用できるということですが、利用計画がはっきりして、解体をする段階で過疎債だけ予算計上されるのですかとこの質疑に対し、今の建物跡地を過疎債で購入というのはできないという状況ですので、利活用計画が定まった段階で、過疎計画の中に掲載し、過疎債を充当していくことになります。800万円の残存価格については、ここ2年間、国と交渉してまいりましたが、あくまでも国の積算の中で、土地代が4,000万円、残存価格が800万円ほどありますということで、トータルで4,800万円、坪単価で、この残存価格の分まで入れて11万5千円程度になるようです。固定資産評価額から積算すると、鉱泉地も入って約6,000万円、通常の土地の地価評価で坪13万6千円程度という金額になりますので、残存価格800万円を加えても、11万5千円という形になりますので、高い金額と認識をしていないところですよとの答弁でした。

過疎債を活用して取得したいということですが、その前提に、何のために取得するのかがないといけないと思います。こういう利活用をしますというものを出示していただきたいと思いますがこの質疑に対し、今回は利活用計画が前後するような形になりましたが、国の方からは平成24年1月末までにという返事が来ていますので、これを逃すと買えないということになってしまいます。将来的に見て、この土地は指宿市にとって大事な土地であるという認識があり、先行取得という形で開発公社の方をお願いしているわけですので、そこはご理解を願いたいと思いますとの答弁でした。

地域の方々は、取得について理解いただいているのですかとこの質疑に対し、地元の砂むし商店街振興組合の方々には理解をいただいております、我々の意見も採用していただきたいという要望もいただいているところですよとの答弁でした。

意見として、指宿船員保険保養施設を、仮に、買い取った場合は、地域のためになる活用法を検討していただきたいというものがありませんでした。

なお、総務課、選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。
- 文教厚生委員長（井元伸明） それでは、文教厚生委員会へ分割付託されました議案第63号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る9月5日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、指定ごみ袋の価格変更が含まれています。資源ごみは3分の1にするものの、家庭系の袋は3倍、事業系は4倍にしようとするものです。資源ごみは、有価物としての回収や、再利用になるものですから、一定枚数までは無料にしてしかるべきだと思います。3分の1に安くすることは当然の方法と考えますが、可燃・不燃ごみについては3倍に値上げです。袋代からの原価計算からの算出であるならばまだしも、価格を上げればごみが減るだろうという発想に基づくものです。これは、減量化のための行政としての責任放棄を物語るものだと言いつけても仕方がないことではないでしょうか。しかも、その手法は、市民に対する事前の説明や相談もなく一方的です。このような問題を含んでいますし、議案第61号の予算化も含まれていますので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、可否同数となりましたので、委員長において否決と決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について申し上げます。

スクールカウンセラー事業は、県から追加内示があって、合計40回に15回を追加したということですが、40回で不足しているから15回プラスなのですか。あるいは、そういう財源があったので、引き続きプラスしたのかとの質疑に対し、増加の分については、こちらから申請したということではなく、県の方から、増やしますという内示を受けてやっているもので、スクールカウンセラーの要望が高まっているのではないかと考えています。21年度は、2名のスクールカウンセラーで年間40回でしたが、相談件数は64回ありました。22年度は、同じ様に40回来ていただきましたが、105回です。相談件数が多くなっていますので、県内もこういう傾向にあるのかなと受け取っていますとの答弁でした。

小学校のプールの工事請負費960万円は、川尻小と今和泉小ということですが、どういう振り分けがなされているのかとの質疑に対し、川尻小学校プール改修が900万円で、今和泉小学校は補助プールの漏水改修で60万円ですとの答弁でした。

委託料40万円も川尻小ですが、どういう内容ですかとの質疑に対し、設計委託をお願いするところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分についてでございます。独居老人対策で冷蔵庫の中に情報内容を保管しておくということですが、内容が変わった場合の書き換えはどこがやっていくのかとの質疑に対し、保管場所を冷蔵庫にするのは、保管する場所を一定の場所にするということで、その内容については、在宅福祉アドバイザー、それから民生委員など、常日頃見守りを行っている方々が、近頃病院を変わらなかったのかとか、いろんな情報を聞いて、常に新しい情報に更新していこうと考えていますとの答弁でした。

医療キット230万円の補正ですが、予算内訳はどうなっているのか、また、その枚数

はとの質疑に対し、情報キットはプラスチック製の6cmと22cmの長さですが、その中に、かかりつけ医とか、飲んでいる薬とかの紙を入れたものを冷蔵庫に入れておくもので、3,500個購入しようと思っています。在宅福祉アドバイザーの方々が見守り対象としているのが2,963世帯あるので、これを目安に、身障者の方々とか、是非ほしいという方々がおられたら、そちらの方にも配布できたらと思っていますとの答弁でした。

3,500個分の予算が、費用とプラスチックケースだけとすれば高いと思いますが、情報を管理する予算があるのではないですかとの質疑に対し、消耗品費180万円は、その容器と、その中に入れる紙などで、500円程度の1本を想定しています。また、情報については、委託料50万円で回収費を組んでいますが、現在ある老人システムに配布の情報を入力して、その情報を消防署に届けられるようにということです。さらに、配布している世帯には、この情報キットが冷蔵庫の中にあるのを記するために、玄関にシールを貼るようにしていますが、そのシール代などを含めた値段になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。地域子育て創生事業が6事業となっていますが、その内容はとの質疑に対し、健康増進課の育児不安のある母親の相談会事業、観光課のかいもん山麓ふれあい公園子育て家庭用フォローアップ事業と、唐船峡の赤ちゃん・ほっとスペース設置事業、危機管理室のいぶすキッズの交通事故防止啓発促進事業と、いぶすキッズハッピーサポート普及推進事業、いぶすキッズ思いやり駐車場設置事業の計6つとなっていますとの答弁でした。

駐車場設置事業というのは、どの施設に設置するのですかととの質疑に対し、市内の公共施設26施設の36か所に設置を予定していますが、幅が2.5mから3.5mぐらいで、長さが5mぐらいですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。育児相談会の2万円はすべて謝金ということですかとの質疑に対し、2回実施することになっていますので、1日当たり1万円掛ける2回分と計上していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。過年度分修正ということですが、何件なのかとの質疑に対し、今までの実績もあるのですが、当初予算額は1,070万円なのですが、そのうち、法人市民税の予定額を620万円組んであり、7月までの実績として、731万5,200円の23件分です。また、固定資産税は190万円見込んでいたのですが、7月までの実績として、210万円使って19件ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。指定ごみ袋の価格変更の前に、協議会の中で、ほかの削減方法の提案はなされなかったのですかととの質疑に対し、環衛協の中では、ごみ袋以外に生ごみのコンポスト化を進めた方が望ましいとか、ごみ質の状況を説明した時に、相当数の資源ごみが混入しているということから、もっと市民に対して、資源ごみへの分別の指導・周知を図るべきではなかろうかという意見が出ていますとの答弁でした。

その対策として、市側はどのような活動をとの質疑に対し、平成21年度までは、ごみ出し監視員が1名体制で、指宿地域のみを巡回指導していましたが、平成22年度からは、4月から緊急雇用対策事業で2名、また、環衛協のご意見を参考に、10月からは更に6名、合計8名の指導員を増員して、直接市民に減量・分別指導を行っていますとの答弁でした。

ごみ袋の改定によって、市民の意識改革が期待できるということですが、改定を急がなくても、市民のアンケート調査をして改定をする方向は考えられなかったのですかととの質疑に対し、ごみ袋を値上げに賛成ですか、反対ですかということを申し上げますと、家計の支出等が増えるという部分については、当然、反対だろうと思います。今回のごみ袋改定については、指宿市の排出状況、国が進めている循環型社会の形成、並びに地球全体規模のCO₂削減等々については、国の施策、県の施策、市の施策とリンクして、ごみ減量に重要な課題です。そういうものを説明し、それを聴いた上でのアンケートであれば、ある一定の理解というものが出てくるとはと思いますが、今の段階では、アンケート調査は行っていないとの答弁でした。

環衛協で何回となく協議がなされたということですが、その中でも、じっくり市民と話し合いをすべきだという意見等は出されなかったのですかととの質疑に対し、21年度以前も、ごみ減量に関して環衛協とも機会あるごとに協議を行っていますが、本格的にそういう材料を揃えて協議をしたのは22年からになっているかと思います。22年当初は、ごみ袋の値上げについて、賛成、反対の意見も出ていましたが、11回、延べ38時間以上議論し、2年ぐらい前にごみ袋の料金改定をしている福岡県筑後市に、ごみ袋改定に至った背景とかを、理事の方全員と先進地視察研修に行き、それを踏まえて、指宿の現状等を考慮し、ごみ袋の値上げを、50%・100%・150%アップと、いろいろなパターンを作ってお尋ねしたところ、結果としては、今回提示してある、一般家庭で3倍が望ましいのではなかろうかという意見を賜りましたものですから、こういうふうになったということですよとの答弁でした。

普通、値上げと言ったら、1.5倍とか、2倍とかいう形があるのですが、いきなり3倍、4倍というやり方は、市民がこれを聞いた時に、3倍もかという印象が強いのですが、これが妥当だということですかとの質疑に対し、平成18年度に実施した、家庭ごみ有料化に関する自治体調査報告書では、指定ごみ袋1ℓ当たりの販売価格は平均1.221円。指宿市で一番使用されているごみ袋の大きさが45ℓ袋ですので、45ℓに1.221円を掛けると54円90銭。これが全国平均で、これまで指宿のごみ袋は安い傾向にあったと。一方、処理費用は、ごみを処理するのに排出した市民が負担している割合は10%前後で、残りの9割をほぼ一般財源等で持ち出しているということなどがあります。ごみ排出の市民負担ベースが、全国平均で約3割程度ですから、本市が10%ですので3倍になります。この自治体調査による平均1.221円が54円90銭ということで、現在の18円が3倍になると54円になり、両方が符合したということから、可燃ごみは3倍に値上げですが、あくまでも値上げが目的ではなく、資源ごみへの誘導ですよ

で、資源ごみ袋は製造単価を無視して、3分の1の価格設定にして、不燃ごみから資源ごみへの誘導を図った方が望ましいという結論でしたとの答弁でした。

許可業者搬入状況の写真資料には、水の中に水没しているような状態のものは、一般ごみなのですかとの質疑に対し、事業所系ごみですとの答弁でした。

事業所系ごみでも、どここの事業所から出ているのかを徹底して業者に書かせて、その業者は産廃業者なのか、一般の業者なのか、この写真を見ると、一般の事業所系でいいのか、見分けができないのがあると思いますが、その調査を今までやったことがあるのですかとの質疑に対し、業者の抜き打ち検査は、ここ4・5年は少なくともやっていませんでした。今年7月から、やはりこれをしないとイケないだろうということで踏み切ったのですが、これまで4回ほど抜き打ち検査をしていますけれども、指定ごみ袋に関しては、改善しつつある状況です。資源ごみも、発泡スチロールについては改善しつつありますが、うまく改善されないのが生ごみの方です。食堂やレストラン等から出る生ごみは一般廃棄物ですけれども、こういうごみを燃やすためには、家庭ごみの10倍以上のエネルギーが必要になってきますので、今後も水切りを継続的に指導しながら、抜き打ち調査をして、改善の見られない事業所については、直接行って指導するような方法も取っていかねばならないと考えていますとの答弁でした。

ごみ出し監視員は、市民よりも事業系をチェックするべきだと思います。事業系のごみをチェックして、水切りしていないのが分かれば指導をし、そのことによって量が減ると思います。各地区のステーションに行って、地区の人が持って来れば、すぐ見に来てチェックするよりも、事業系を徹底する方がいいと思います。ステーションにごみを持って行きにくい雰囲気を作っている監視員がいますし、軽トラック2台でごみステーションを回って市民を監視している。それよりも、市民はそれなりのルールを指導されていますから、事業系を指導した方がいいと思います。今後も、事業系ではなく、各ステーションのチェックを進めていくのですか。また、家庭系は500gから620gで推移して、山川の事業系は少ないですが、指宿と開聞は多いので、ここをチェックするとか、特別なところをチェックし、軽減していかないと、市民への指導は徹底されているので、ほかのところに目を向けて、ごみの減量化をやったと思うのですが、これまでと変わったやり方はできないのですかとの質疑に対し、ごみ減量を進めるためには、家庭系、事業系が二つの柱ですから、片一方だけというわけにはいきませんので、家庭系の方には、ごみ出し監視指導員の雇用をしながらやっていかなければなりません。また、事業系の最も効果的な指導方法は、収集運搬許可業者にあると思います。ほとんどの事業系のごみが収集運搬許可業者に委託して、清掃センター、もしくは穎娃ごみ処理場に搬出されていますので、その収集運搬をする許可業者に対して指導していくことが必要であると思います。そういう意味から、運搬業者を指導するために、抜き打ちの立会検査を行ったりして、協力をもらいながら、今後も事業系のごみを極力減量化していこ

うと思っているところです。さらに、事業所に対しての指導というものも、職業別電話帳から2,500通ぐらいの郵送を行ったり、今後、更に指導監視員を活用した、事業所系の減量化にどのように取り組む方法があるのか、調査・研究していかなければならないと思います。いろいろなアイデアを教えていただければ、それを実施する方向で検討してみたいと思いますとの答弁でした。

今回の販売価格改定の目的と期待する効果として、ごみ出し指定袋を改定することにより、指定袋購入に係る費用負担を軽減しようとする経済的インセンティブが生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できるとなっていますが、価格を上げればごみが減るだろうということなのかとの質疑に対し、可燃・不燃ごみ袋を高くして、資源ごみ袋を3分の1に安くすることで、可燃・不燃ごみの量が減って、その分、安い資源ごみ袋を活用して、そちらに移っていくと思います。資源ごみへの誘導化が進んでいくと、資源ごみへの意識を持つことによって、詰め替え製品、簡易包装、マイバッグ運動へ市民意識が変わっていくことが狙いだと考えていますとの答弁でした。

その充当先についても、大で18円を50円に3倍にするわけですから、これは原価計算からではなく、政策的な価格になると思うのですがとの質疑に対し、政策的な価格設定ととらえて結構かと思いますが、ごみ袋収益の充当は、ごみ収集運搬経費に全額充てています。ごみ処理に関しては、収集運搬、清掃センターなどで焼却する処分、並びに焼却灰を持ち出す最終処分場への手数料など、すべて一連として、ごみ処理に関する経費ととらえられると思いますとの答弁でした。

3倍に上げることによって、ごみが減ることにつながるだろうという見通しをしているわけですが、明けて2月1日から施行するとした場合に、いつ頃から効果が出ると思っているのですかととの質疑に対し、2月から効果は現れてくるだろうと想定しています。ごみ有料化に踏み込んで自治体の調査では、1袋80円程度の場合には、リバウンドは起こりにくいという統計データもありますとの答弁でした。

目的がごみ排出量の20%減ということを明記していますので、それが目的だと思います。それが達成できるようであれば、ごみ袋の値段を元に戻すのもやぶさかではないということだと思うのですが、ごみを減量する手段として、いろいろやられたということは説明を受けましたけれども、平成15年の炉が故障した時に、1,500gぐらいあったものを1,000g以下にするという議会での答弁に基づき、2か月か3か月ぐらいの間に、その目標を達成したのではなかったかと思います。今回は、緊急事態という割にはそういう動きがなかったのはなぜですかとの質疑に対し、15年当時は、全職員の協力をもらって動いています。環境政策課としても、昨年の10月から、朝6時から各ステーションに立って、勤務調整をしながら、時間外を出さずに、市民の方をお願いをして、一定の効果が上がってきたと思っています。それを市民生活部全体に広げようか、全職員に広げようかと考えた時に、職員は3Dでできる人が、

できる時に、できることをという形で、様々な地域貢献策をしている中で、環境政策の一課題でお願いするのもしがちなものかと考えて、とりあえずは、我々で何とかやってみようとして実施したところです。今後も、ごみ出し監視指導員を増やして、市民にお願いをしていくということも考えていますので、こういう動きは続けていきたいと考えていますとの答弁でした。

ごみ袋の値上げに関しては、全職員にお願いするほどでもないという考え方もできます。炉が停止している状況から比べるとそうかもしれませんが、その認識が一般市民との隔たがりがあります。あの時の効果は市民も知っていますので、なぜそういうことをやらないのかと思います。また、一律にごみ袋の値上げとなると、まともに出している人は、1日のごみ搬出量は500gしかないのに、平均を取られた中で同様にというようなことも起こり得ると思います。そこを納得させる意味で、まともに行っていない人のチェックをやる範囲があったのではないかと思います。事業系のごみでは、許可業者とごみを出す事業所との関係では、営業として集めさせてくださいの側なのですから、事業所が強いので、そこを分別してもらう指導は行政しかできないと思います。収集許可業者への指導と、その指導を受けた収集許可業者と事業所との関係とかを含めて、やるべきことがあったのではないかと思います。との質疑に対し、平成22年度は、ごみ減量に積極的に取り組んだと考えております。朝の立ち会い、アパート・マンションへのチラシ配布、各家庭にこれまでなかった赤いチラシもして、広報等も12回、ごみ出しルートの変更もしながら、2,257の事業所に向けてのダイレクトメール、さらには、今まで手をつけられなかった許可業者の立入調査、その結果に基づいての指導文書も作ってやっていますので、今の段階で取れるごみ減量化への施策は取り組んできたと考えています。収集運搬業者への指導は7月からですので、効果が表れるのは先かもしれませんが、ごみ減量化は喫緊の課題であり、南九州市議会が了解していただければ、新たなごみ焼却場も造らないといけない中で、市民1人当たりの排出量に基づいて建設規模も決まってきます。また、その建設費用も南九州市と案分しないといけないわけですので、1日でも早いごみ減量化に取り組まないと、建設負担金も割高になってきます。現在、穎娃のごみ処理場に搬出している負担金も、人口割が50%、処理割合が50%ですが、南九州市よりも、市民1人当たりの排出量が多いものですから、負担金も高く、指宿の清掃センターも1日36tぐらい焼却している状況ですので、喫緊の課題です。ごみ袋の値上げをしなくてもいいのではないかという議論もあるかと思いますが、相乗効果が生まれるように値上げをし、更にその他の施策を打って出て、ごみの減量化を進めるというのが課せられた課題であると認識しているところですのでとの答弁でした。

家庭系と事業系の袋で3倍と4倍の違いが出ていますが、事業所系は、指宿・山川・開聞地域を含めて全体的に減っています。減っている中で、事業系を4倍にする根拠は何なのか。一般財源に対する貢献度はあるものに対して4倍、同じ3倍でよかったのではないかと思います。

いますがとの質疑に対し、廃棄物処理法第3条の中で、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業主自らが責任を持って処理しなければならないとうたわれています。清掃センターの本来の役目は、家庭系のごみを焼却するという目的の中で造られているところです。レストランなどから出る生ごみは、事業所系から出る一般廃棄物として分類されますので、清掃センターに今のところ搬入して処理をしています。これが製造業から出る野菜くずとか、魚とかいうものは、産業廃棄物に分類されます。事業活動に伴って、産業廃棄物処理業者に依頼をして、自らするのが大原則ですが、できない場合は、費用負担を事業主がして、その廃棄物を適正に処理しなければならないというのが廃掃法にうたわれています。たまたま一般廃棄物ということで、清掃センターに持ち込んで処理をしているのですけれども、それを一般家庭系と事業系と同じレベルにするのは、廃掃法の趣旨からもおかしいのではないかと。事業活動は事業活動の方で、自らの責任で処理しなければならないとうたわれているので、家庭よりも高い処理料を設定していいのではなかろうかということから、家庭系が3倍になれば、それよりも若干高めの4倍ということにしたところですよとの答弁でした。

廃棄物処理法の中での事業というのは、レストラン、食堂関係は3倍の値段ということなのですかとの質疑に対し、事業活動に伴って生じたごみは4倍ということですので、レストランは自分の業としてやっているの、4倍になりますよとの答弁でした。

ごみ袋の値上げによって出る歳入増の使途は、どういう計画なのですかとの質疑に対し、今回の歳入補正については、ごみ収集経費を売上金で賄いきれずに、一般財源を入れていたので、その分に充てるのと、今回提案をしている清掃センターの補修経費に充てるということで計上しています。今後は、ごみ袋で得られた収益を環境衛生の各種施策に充てていくという考えですよとの答弁でした。

本市では、歳入財源として入湯税の25%を観光振興基金としているのですが、観光客が鉱泉浴自治体に対して払っていく税金で、残りの75%は一財のどこに使われているのか分かりませんが、こういうものを活用すると、今回の3,000万円ぐらいの財源は出てきますので、毎年入湯税から考えれば、今回のごみ袋値上げに至らなくてもいいのではないかと。また、その中の幾らかをということであれば、ここまで上げなくてもよかったのではないかと思います。観光客が増えれば増える税収がありますから、そこらの財源の活用は考えなかったのですかと。質疑に対し、事業所系ごみは、すべて観光関係の事業所系ではないとした場合に、観光関係の事業所は、入湯税の中でも、貢献しているからそれでカバーできるのではないかと。というような趣旨だったと思います。ごみ袋料金の値上げに伴った収益というものについては、ごみ焼却場を造る財源が必要になってきますので、それにも充当していき、そのほかに、様々な環境、ごみ問題ということについても、いろいろとしていきたいという考えはありましたけれども、観光振興基金からという議論はしていなかったところですよとの答弁でした。

増税とかの場合に、徹底した行政努力を得てからお願いするべきだろうと思います。その中で、こういうやり方もあったのではないかと提案したのですが、値上げをして財源を確保するということが目的でないということでしたけれども、新炉を造る時のものとか、資源分別して20%減らすことから違った議論になってきているような気もしますがとの質疑に対し、観光振興基金のお話が出たものですから、そのような答弁をしたのですが、あくまでも歳入は副次的な効果であって、第一義的には、ごみ減量、すなわち、資源ごみへの誘導をするための施策の展開だと考えて、庁議の中でも確認をされている方向ですとの答弁でした。

指定ごみ袋改定方針に44.9%が資源ごみとして分類できるとありますが、環衛協でどうしたらいいかという議論はなかったのですか。また、庁議でもこの資料が出ていると思いますが、上げる前の施策として何か出来なかったのですか。上げるだけが優先したのですかとの質疑に対し、この組成分解表は出していますが、資源ごみへの誘導を図っていかなければならない。市民にも資源ごみの分類をお願いしていかなければならないということで、チラシとか、広報とか、ごみステーションでの直接指導とかいうことを、これまでも行っているところですよとの答弁でした。

議案として出てくる前に、いろんなところで環衛協の方には説明したのかもしれませんが、すべての地区の館長に話すとかはしていないのですか。環衛協だけでやったのですかとの質疑に対し、ごみ袋の組成分解とかいう詳しい資料は、環衛協の理事の方々には出していますが、各地域の公民館長には渡していませんけれども、ごみ袋の値上げ問題については、今年度の環衛協の総会の中でも、冒頭のあいさつの中で、環衛協の役員の方がお話をしていますとの答弁でした。

環衛協は13名の委員だけですかとの質疑に対し、構成団体は、地区数プラス区長まで入れた約200名の組織です。全公民館長、区長が集まる組織ですが、その中で、指宿地域6名、山川地域4名、開聞地域3名という形で、それぞれの地域から推薦された方が理事として、役員を担ってもらっていますとの答弁でした。

環衛協で決まったことを、すべての地区の館長と区長に説明をしたのですかとの質疑に対し、詳しい内容までは説明していませんが、環衛協の今年の総会の中で、環衛協として一定のごみ袋の値上げをするという方針を出しましたという報告はしていますとの答弁でした。

ごみの削減目標が南九州市であって2割減ということですが、南九州市のごみ袋の値段は把握されているのですかとの質疑に対し、南九州市は、知覧、瀬谷、川辺が合併しましたので、それぞれでごみ袋の値段も違います。旧瀬谷町は、可燃ごみの大袋が11円で、指宿よりも安い値段ですが、ごみの排出量は少なくなっていますとの答弁でした。

袋が安くてごみの量は少ないということですが、どこが指宿と違うと思っていますかとの質疑に対し、リサイクル率が指宿よりも高いですので、市民の方がリサイクルに積極的に取り組んでいることと、地域の実情があると思います。瀬谷地域は農村地帯ということで、集

合住宅、マンション等は指宿地域よりは少なく、自家処理量ができる部分があるというのも一つの要因かと思いますとの答弁でした。

新しいごみ焼却場のために削減をして、負担金を減らそうという説明がありましたけれども、その建設計画の算定基準の時期はいつ頃を検討されているのですかとこの質疑に対し、南九州市、指宿市、両市議会が同意していただけるのであれば、12月に基本計画の補正予算を上げたいと思います。基本計画は平成24年度に作る予定ですが、基本計画はあくまでも基本計画で、実施計画はその翌年度になりますけれども、平成25年度の段階でごみ量の新たな推計というものを行っていきますので、少しでも早くごみを減量していけば、それだけ建設規模も小さくなっていくかと思いますがとの答弁でした。

意見として。ごみ袋の問題でこれだけ議論されたのですが、要望があれば出向いて行くというのではなく、いろんな会合があると思います。新聞報道でごみ袋が上がるということは多くの市民が知っていますので、いろんな会場に出向いて行って説明をしていただきたいというものと、この手の値上げについては、最終手段でなければならないと思います。まだまだやるべきことがあったので、そういうものを行った後で値上げということが望ましかったのではないかと思います。今後も、柔軟な対応をお願いしたいというものがありました。

なお、市民協働課、市民スポーツ課、学校給食センター、指宿商業高等学校所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正です。特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会に分割付託になりました議案第63号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

当委員会は、去る9月6日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしましたので、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について。温泉施設費の委託料補正で、指定管理者との契約内容と、利用者が減った理由をとこの質疑に対し、契約は22年度から24年度までの3年間の基本協定書と、単年度ごとの年度協定書を締結しています。3年分で5,040万円の契約ですので、1年度分が1,680万円の契約内容になっています。また、利用者が減少した理由としては、48回という制限を設けるまでは無制限で利用して、1回100円で入浴できていたのですが、48回でそれを切って、あとは300円ずつ払ってくださいというシステムになっています。それに伴い、利用者数が減少しています。ヘルシーランド分だけで、21年度に比べて、6,628人減少しているという状況になっていますとの答弁でした。48回という制限を設けた後に、8月に見積

りを取ったものだからという説明がありましたが、委託管理の見積入札をする時、そういう制度が変わったこと自体の説明は十二分にした中で、その見積りを取るのではないのですかととの質疑に対し、6月に制限が設けられて8月に募集しています。その段階では、増えるのか、減るのかという判断も全くつかない状況なのですが、当時の担当者は、増える部分と減る部分が相殺されて、ほとんど変動をしないだろうということで、その制限措置が変わったことについての説明をしなかったということでした。そのことから、結果として、非常に大きな減収が生じてしまったということで、今回、指定管理料の増額をせざるを得ないということですよとの答弁でした。

新幹線が開通して、露天風呂の入浴者数は増えているのではないかと思いますかととの質疑に対し、九州新幹線全線開業に伴い、ほとんどの施設が昨年度の入込客数を上回っています。特に、露天風呂は顕著にそれが現れているように感じます。22年度は減収だったのですが、23年度は、4月から7月までの露天風呂分だけで、対前年1,789人利用者が増えて、91万5,150円の増収という形になっていますとの答弁でした。

露天風呂は1,000人以上増えているが、ヘルシーランドは減っているということですがけれども、何か原因があるのではないのですかととの質疑に対し、やはり入浴助成の分が影響してきていると思います。ヘルシーランド利用者の大半は地元客が多く、露天風呂には観光客が多いと見えていますので、入浴助成の影響が大きいと考えていますとの答弁でした。

観光費の工事請負費で看板を3か所設置するというのですが、その中にモニュメントを造るということですがけれども、それはどういう内容なのですかとの質疑に対し、新幹線の全線開業に伴い、観光特急指宿のたまたま箱号が運行され、この地域が竜宮伝説の地であるということが、全国的にもPRが進んできているという状況になっています。長崎鼻には、竜宮伝説を含む観光看板、枚聞神社にもたまたま箱がありますので、竜宮伝説を含む観光看板を設置、鰻温泉には、西郷隆盛ゆかりの温泉を示す内容の物を設置しようと考えています。モニュメントについては、浦島太郎伝説の関係で、龍宮神社も拝殿を改修しましたので、そこに浦島太郎伝説を物語るような、浦島太郎とか、亀とかというような形のモニュメントを設置したいと考えているところですよとの答弁でした。

にっぽん丸が今後また寄港する予定があるのですかととの質疑に対し、今後の予定は分からないところですが、今後もこういう船の就航というものを、是非、やっていただきたいということで、盛大に歓迎して、次回からも寄っていただきたいというメッセージを送ろうということから、イベントを考えているところですよとの答弁でした。

観光費の委託料で、観光協会へ919万5千円ということでしたが、どのようなものに使われるのですか。観光協会の人件費まで入っているのですかととの質疑に対し、人件費も含まれています。その内容としては、レンタサイクルが配備されているのですが、どのコースを観光客が廻っていいのかわからないということで、何コースかモデルコースを設置したいというこ

と、今後、広域観光を目指す必要がありますので、自分たちの観光素材だけでは不足するということから、霧島と双方の魅力を売り合います。また、南さつまとも連携を進めていますし、屋久島とも連携を今後図っていこうと考えています。これらを売り出していくことを含めた企画提案を、この事業の中でやっていただきたいと考えているところですよとの答弁でした。

企画提案でも919万5千円というのは、どのようなもので、これだけ掛かるのですかとこの質疑に対し、人件費は、新たに雇用する4名のパート賃金で、人件費として504万9千円を見えています。このほかに、レンタサイクルの乗り捨て制度を実施したいということから、回収をするための軽トラックなど借上料もこの中に含まれています。また、サイクルロードの案内板設置費用などを含めて、総額919万5千円ということになりますよとの答弁でした。

外国人の観光客が減ったということですが、今までは、海外に菜の花キャンペーンは誘致に行っていたのですかとこの質疑に対し、菜の花キャンペーンが、これまで海外に行ったことはありませんでしたが、24万円を計上させていただいているところです。単独で行くと、これだけの金額ではとてもキャンペーンは打てませんので、他の県の連盟とか、県でやっているものに便乗させていただいて、そこに加わるという形で行けたらと考えているところですよとの答弁でした。

意見として。ヘルシーランド指定管理者の更なる努力と、今後の課題として、契約書の見直しができないものか、これをきっちりとやってほしいというものと、ヘルシーランドの利用減は施設の老朽化も一因となっていると思いますので、早急に施設の改善をすべきであるというものと、原因は使用料の値上げだと思いますが、医療費削減の観点から、温泉の効果・効能を周知させるべきであろうと思います。また、今後、使用料の値上げに関しては慎重を期すべきだと思いますというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。消費生活センターの件は32万6千円で旅費が計上されているのですが、その内容はどの質疑に対し、国の消費者行政活性化交付金を活用して、消費生活相談員のスキルアップや資格取得のための講座を受講させるためのものです。専門知識を研修するための講座受講として、神奈川県相模原市に本部があります、国民生活センター等への派遣を予定しています。実務研修として3泊4日が1回、専門事例研修で2泊3日が1回、消費生活相談員の九州管内の研修が福岡で開催されますので、これが1日の研修が2回という形で予算化をさせていただきましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。農業振興地域整備促進協議会委員は18名を想定しているということでしたが、はっきりした人数は決まっていないのですかとこの質疑に対し、この協議会の定数は決まっています。農業に関する団体の代表の方という決め方ですので、18名を今のところ想定しているということですよとの答弁でした。

報酬を支払う委員10名の内訳は、こういった団体からを予定しているのですかとこの質疑に

対し、農業委員会の会長、いぶすき農業協同組合の組合長、南薩土地改良区の理事長、指宿市干寄土地改良区の理事長、指宿市開聞土地改良区の理事長、かごしま森林組合の組合長、南薩農業共済組合の組合長と、指宿地域・山川地域・開聞地域のそれぞれの代表ということの10名を今、想定していますとの答弁でした。

この協議会を立ち上げることによって、こういった効果が出てくるのかとの質疑に対し、決める予定の農業振興地域の変更に關しては、まず、国が農用地等の確保に伴う基本方針を定めます。それに則って、県が農業振興地域の整備基本方針を定めますので、それに則り市町村が定めていくという意味合いのものです。農業振興地域の考え方として、今の段階では全体枠が決まっていますので、各市が農用地の中の利用計画をどうしていこうかというエリアを定めて、その中で、農業振興を図るための施策を打っていくということです。そのために、行政以外の農業関係の団体の方、地域の代表の方にお集まりいただき、いろいろご意見を聞いて、指宿市としての農業振興の方法、施策を決めていこうという意味合いですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。落雷ということですが、個人宅も保険に入っているのですけれども、保険に入っていなかったのかとの質疑に対し、本市も建物保険には入っているのですが、今回、浄化槽のところの電源等が落雷によりだめになったということで、修繕料をお願いするところです。現在、修繕料が確定していませんので、この修繕料が確定した後に、保険会社への申請となるということですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。単独災害復旧事業の場所はとの質疑に対し、二反田川河口部の県道に橋が架かっていますが、その右岸に市道秋元潟口線があり、その二反田川の方ではなくて反対側に水路があります。その水路の構造物が経年劣化で壊れているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上のような審査経過を踏まえ、反対討論として、ヘルシーランド指定管理者に対する管理期間中の管理料の値上げは、財政削減のために導入している指定管理者制度の根幹を揺るがすものであります。利用者減少の原因と説明された、福祉入浴敬老パス制度の48回制は、指定管理者公募前に決定しています。そしてまた、実行されている中で、これを理由に補填の理由とはならないと思います。新幹線効果もあり、露天風呂の利用が増加し、大幅な増収が期待されていますので、現時点での委託料値上げは見送るべきとの理由から反対しますというものがあり、起立採決の結果、起立少数により否決されました。

しかし、9月12日に委員会を開催し、委員より、9月6日に議決いたしました議案第63号のうち、観光課所管分のヘルシーランド委託料の補正予算に關し、その後の調査等により、執行部の説明が不十分であることが判明いたしました。ついては、疑義を解明するため、ヘルシーランド委託料の補正予算について、再び観光課に来ていただきまして、審査されることを望みますとの動議が出され、採決の結果、全会一致で再審査することに決定いたしました。

たので、同日、観光課職員の出席を求め審査いたしました。

その過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

セイカの方からは、委託料として幾ら増やしてほしいという要望があったのですか。また、115万5千円になった積算根拠はどういうのがあって、この結果になったのですかととの質疑に対し、ヘルシーランドの管理に関する基本協定書第31条の規定に基づき、株式会社セイカスポーツセンターから、指定管理料の変更届出書、及び変更収支予算書が提出され、これに基づき協議した結果、やむを得ない事情であると判断し、変更収支予算書を基に決定したものです。積算では444万円ほどの入浴助成対象者の減少が出てきています。それに対して、当初は、この入浴助成者は減少するけれども、逆にフリーパス券に回って行く人たちがいるので、収支ではとんとんの状況になるだろうという想定していたということですが、このフリーパス券に回って行った金額が100万円ぐらいでありますので、差額の340万円ほどが22年度分としてマイナスになったと判断して、115万5千円という金額は妥当であろうと認めたところですよとの答弁でした。

セイカの方から22年3月の時点で要望が出てきたということでしたが、どうしてこの期間になったのかという、何か理由がありますかととの質疑に対し、21年度8月に募集を掛けた時点で、既に6月から入浴助成制度変更がスタートしていましたから、情報をいろんなところから収集して、その時点で知っておかなければいけなかったことだと、当初は要求を突っばねてきていましたので、期間も長くなったと考えています。14回ほど交渉を粘り強くしてきたのですが、最終的な判断は、顧問弁護士との相談の中で、募集要項なり、現地説明で説明しておくべきだったという助言をいただき、やむなく増額の判断に至ったということですよとの答弁でした。

入浴助成の48回を、1年間分の115万5千円相当分になるぐらいの入浴助成券の発行を増やす考え方を相談したことはないのですかととの質疑に対し、顧問弁護士の方からもそのことができないかと指摘されていたので、担当課である健康増進課とも相談していますが、元に戻すことはできないということでしたので、やむなく今回の判断に至っていますとの答弁でした。

入札金額の1位がセイカで5,040万円、2位が5,400万円ということですので、その差額が360万円です。今回の委託料の増額で、来年度分まで合計すると346万5千円となり、2番手とそんなに差がないということになりますが、2番手の方が48回の入浴助成が変更になることは分かって金額を出しているのであれば、大きな問題になると思うのですがとの質疑に対し、そこは大きな問題だととらえていましたが、今回、セイカから出された金額の総額と比較しても逆転しない範囲の中であるということと、選考委員会の評価が金額だけで比較をしていません。他のいろいろな要件を比較して、仮にこの金額が上乗せになった場合でも、時点とひっくり返らないという判断をしたところですよとの答弁でした。

意見として。入浴助成が48回に変更したことに伴って収入が減ったということで、委託料の増額ということですが、今後は変更になった分を元に返すなり、他課としっかりと検討した上で、補正予算案とか作っていただけるようにしてほしいと思いますというものと、見積りを取る場合に、できるだけことこまめに説明した中で取っていただきたいと思います。今回のこの問題も、言葉足らずであったために発生しているだろうと思いますので、今後はその辺に十分注意してやっていただきたいというものと、契約書の見直しも大事なことだと思いますので、その辺の検討をよろしくお願ひしたいというものと、温泉施設は医療費の削減につながると思いますが、指定管理料の安易な増減は避けていただきたいので、今後、こういうことがないようにしていただきたいというものがありました。

以上のような審査を踏まえ、採決の際、委員1名の退席がありましたが、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、建設管理課所管分、都市整備課所管分、建築課所管分、農業委員会所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議案第63号（修正案説明）

- 議長（松下喜久雄） 本案に対しては、新川床金春議員ほか1名より修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

- 15番議員（新川床金春） 平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の修正案を説明いたします。

別紙でお示しのとおり、平成23年度指宿市補正予算（第5号）の中の第1条中、追加の額、5億8,013万2千円を5億6,782万7千円に、予算の総額、211億4,742万5千円を211億3,512万円に改める。歳入において、款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節4販売等収入3,558万3千円を減額、歳出において、款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境衛生費、節6共済費10万4千円を減額、節7賃金105万円を減額、節11需用費中、消耗品費を595万8千円減額、項2清掃費、目1清掃総務費、節8報償費240万円を減額、節11需用費18万円を減額、節12役務費3万1千円を減額、節13委託料68万2千円を減額、節18備品購入費190万円を減額。なお、項1保健衛生費、目6環境衛生費、節11需用費の中、印刷製本費は住民説明会用のチラシ等に活用していただくために修正してありません。

歳入の3,558万3千円減額と、歳出の1,230万5千円の減額の差額は、2,327万8千円になりますが、財政調整繰入金で対応してあります。

文教厚生委員会委員長の報告でありましたように、委員会で審査した結果、指定ごみ袋の値上げについて、家庭系可燃ごみ・不燃ごみ袋が3倍、事業系可燃ごみ・不燃ごみ袋が4倍に

なり、資源ごみ袋が3分の1に値下げされることに對して、市民への十分な周知がなされていない中で値上げをする根拠が分かりませんでした。指定ごみ袋の値上げは、市民に多大ない負担を強いることになるので、まず最初に、担当課として、清掃費に係る予算の無駄な部分を徹底的に見直し、削減に向けた行政努力を行うべきであり、取組が見られませんでした。先ほども委員長が説明しましたが、指宿市環境衛生協力会の構成団体は、地区数プラス区長まで入れて約200名で構成されております。理事は13名、監事が2名ということです。平成23年度の指宿市環境衛生協力会総会の冒頭あいさつの中で、役員が環境衛生協力会として、一定のごみ袋の値上げをすることを方針として出したとありました。その後、議事に入り、平成23年度事業計画案で、これが総会資料ですけれども、指定ごみ袋の値上げの経緯とか、ごみ袋の値上げ幅について詳しい内容は説明せずに、環境衛生協力会の了解済みであると委員会で答弁をしております。会議終了後、各委員において調査した結果、多くの公民館長から説明は受けていないと言われたことから、指定ごみ袋の値上げに関する系統について、環境衛生協力会の構成団体の十分な説明がまず先であります。その後、指宿市清掃センター、穎娃ごみ処理場への関連ごみの搬入状況と、資源ごみの分別収集状況を市民に周知するために、すべての地区公民館で説明会を行い、可燃ごみの減量のために、生ごみの水きりの徹底、資源ごみは有価物として大変貴重であることを市民に周知し、資源ごみ分別の更なる徹底をお願いするべきであります。指宿市は市民と共生・協働のまちづくりを提唱していますが、今回の指定ごみ袋の値上げのプロセスと、値上げ額について、市民へ十分な説明がなされていないので、修正案を提出させていただきました。

以上で、提案理由を終わります。

- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時52分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号（質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、総務水道委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松下喜久雄) 別にありませんので、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松下喜久雄) 別にありませんので、産業建設委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

下柳田賢次議員。

- 19番議員(下柳田賢次) 19番。議案第63号、一般会計補正予算案(第5号)の修正案ということですが、追加額5億8,013万2千円を5億6,782万7千円に、予算総額211億4,742万5千円を211億3,512万円にそれぞれ減額するものであります。歳入・歳出においては、歳入においては、3,558万3千円を減額し、歳出では、印刷製本費の60万9千円を残し、1,230万5千円を減額し、差額の2,327万8千円を財調へ繰り入れるものとなっております。提案理由の説明では、可燃・不燃ごみ袋の値上げと資源ごみの値下げすることが、市民への十分な周知がなされていないこと。また、執行部提案の原案が、指宿市環境衛生協会の1年間にわたる十分な検討の結果出された案であるという執行部の説明が、その後の聞き取り調査の中で、必ずしも事実と合致していないなどが大きな理由であると思います。原案においては、可燃・不燃ごみ袋の値上げ、資源ごみ袋の値下げによって、搬出量の20%を削減する。お隣の南九州市並みの搬出量にもっていきたいとの目的が明確であり、その先にある将来的な新炉の建設、その費用、あるいは広域での負担金という大きな課題に対する手段としての案であったわけではありますが、この目的である1日の搬出量の減量化について、この修正案ではどのようにとらえているのかお伺いいたします。

- 15番議員(新川床金春) 先ほど提案理由の説明の中で説明しましたが、可燃ごみの減量化と、それと資源ごみの誘導ということが目的であります。環境衛生協力会の構成団体に十分な説明がなされていない、丁寧な説明がなされていない中で値上げになっております。ですから、環境衛生協力会の構成団体に十分な説明をし、各地区公民館を活用してですね、すべての市民に周知して、市民がそれに協力するということで取り組んでいくべきではないかと思っております。その減量化のためには住民説明会を行いますので、その印刷したチラシなどが作れるように予算は据置いてありますので、これに対応できると思っております。

- 19番議員(下柳田賢次) 現段階では、市民への周知が十分になされていないとの判断であります。タイミング的に、今後、市民への周知が十分になされたら判断できた場合には、

どのように考えているのか、お伺いをいたします。

- 15 番議員（新川床金春） あくまでもですね、執行部がごみの減量化と資源ごみの分別を市民に協力をいただいて、住民がその思いを十分理解して行動していただきたいということを確認取ることが必要だと思います。また、指定ごみの値上げについてはですね、市民が十分理解していただけるかどうかともいろいろと調査しながら、執行部として総合的に判断すべきであって、私がその問題について答弁することは控えさせていただきます。
- 議長（松下喜久雄） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、修正案に対する質疑を終結いたします。
これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。
討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
まず、前之園正和議員。

- 11 番議員（前之園正和） 議案第63号の原案に反対の討論を行います。議案第63号には、文教厚生委員会に付託された中に、指定ごみ袋の価格変更が含まれております。その内容は、資源ごみ袋については価格を3分の1にするものの、家庭系の一般廃棄物の袋については価格を3倍、事業系の袋については4倍にしようとするものであります。資源ごみについては、基本的に有価物としての回収、あるいは資源としての再利用などになるものですから、一定枚数は無料にしてしかるべきものと思います。その意味において3分の1に安くすることは当然の方向と考えます。しかしながら、可燃・不燃ごみの袋については、家庭系で3倍に値上げです。その理由は、袋代の原価計算からの算出であるならまだしも、指定ごみ袋改定方針を見ましても、価格を上げればごみが減るだろう、出さなくなるだろうという発想に基づくものです。これは減量化のための行政としての責任放棄、責任転嫁との指摘を受けても仕方のないことであります。また、旧指宿市において指定袋制が導入される時に、行政が強調したのは、あくまでも袋を市民の方に買ってもらうという方法ですので、有料化ではないと明確に議場で答弁をされました。山川・開聞も基本的には同様だったのではないのでしょうか。それが今回は、明確にごみの処理経費の一部を負担してもらうというのですから、行政の論法からいっても文字通りの有料化です。これはこれまでの指定袋制度とは質的に違います。市民がごみ行政の改善を願うたびに袋代の値上げにつながりかねないものです。市民に対する事前の説明、相談という点でも問題です。委員会審査の中での説明では、環衛協で了解を得た、すなわち、各地区の公民館長さんなどの了解を得たという趣旨の説明でしたが、実際には、ごみ袋の値上げについて了解を得たどころか、正式に議論したこともないのではないのでしょうか。館長さんを含め、市民の皆さんは怒り心頭であります。このような指定ごみ袋の改定を含む議案には反対であります。なお、あえて申し上げるならば、一つの議案の中に容

認しがたい反対すべきものが一つでも入っていたら、議案一体の原則からいっても、当然反対となるのが基本であることは常識であります。議案第63号原案には、指定ごみ袋の価格値上げが含まれていることと、先ほど討論を行いました議案第61号に係る予算も含まれていることから反対をいたします。

議案第63号の修正案が出されております。その内容は、議案第63号のうち、ごみ袋の価格変更に係る部分を削除し、併せて、それに伴う必要な調整であります。修正案そのものは市民の願いにかなうもので賛成であります。

産業建設委員会に付託になったヘルシーランド指定管理に係る委託料増額予算に関して、委員会の再審査が行われています。私は、再審査の部分についての委員会傍聴をさせていただきました。再審査するに至った経緯は、担当課の説明不足が原因とされていますが、実態は、再審査の中で担当課が説明しましたように、委員会をすんなり通してほしかったなどの理由で当初説明がなかったものであります。説明不足ではなくて、重要な部分を意識して説明しなかったということですから、責任なしとするわけにはいきません。中身についても増額しなければならないのかどうか、疑義が残っていることを指摘して討論といたします。

○議長（松下喜久雄） 次に、井元伸明議員。

○1番議員（井元伸明） 議案第63号の指定ごみ袋値上げにおける修正案に賛成の立場から討論を行います。指定ごみ袋が家庭系で18円が3倍の54円、事業系が4倍の値上げを行い、ごみの減量化を図ろうとするものでありますが、ごみの減量化が目的であれば、まだほかにやるべきことがあると思われます。事業系一般廃棄物の生ごみ処理には、家庭系の10倍以上のエネルギーが必要であるということですが、国が進めております循環型社会の形成からすれば、生ごみは資源ととらえるべきではないでしょうか。生ごみのたい肥化を率先して進めるべきであると思われます。環衛協の理事、役員さん13名で約1年間11回、延べ38時間以上議論をされて、2年ぐらい前に、ごみ袋値上げをされた福岡県筑後市の先進地視察研修を行った上で、結果として、3倍が望ましいのではなかろうかということで今回の提案のようでございますが、皆さんの理解をされている中には、今回のごみ袋値上げ分については、現在の指宿の焼却場の延命措置の費用に充てるためと理解をされている方も多くいらっしゃるようでございます。今回のごみ袋値上げが、喫緊の課題であるとするならば、広く市民の声、意見を謙虚に聞いてから判断すべきであったと思われます。可燃ごみの中に資源ごみが混在しているからとの理由で3倍も値上げして、果たしてごみの減量化ができるのか、疑問でございます。6年前の合併時には、サービスは高い方に、負担は安い方にと協議会では約束をされてきております。値上げをされる前に、もっとすることがあると思われます。

以上の理由において、ごみ袋値上げに対する修正案に賛成し、残りの原案に賛成をいたします。

○議長（松下喜久雄） 次に、六反園弘議員。

- 16番議員（六反園弘） 修正案に賛成の立場から発言いたします。ゴミ袋の値段を3倍とか4倍に値上げするという提案をされましたが、普通、値上げするといった場合には、1.5倍とか2倍とかというのが普通じゃないかと思います。これに対して、答弁は環衛協を通じて、自治公民館長さんたちも了解しているという答弁でしたが、それなら、ゴミ収集や資源ゴミ分別の第一線で活動している自治公民館長さんたちが賛成しているならば、値上げ幅に問題はあるけれども、市民の理解を図る細やかな手立てをするならということで、私は文教厚生委員会では、この値上げの方に賛成をしたんです。ところが、実際、自治公民館長さんたちに会って話を聞くと、全く具体的な説明がなされていない。そんなのは聞いたこともないと、こういうことです。多くの公民館長さんが何ら具体的な値上げ案を聞いていない、そういう中でこれが議案として出されてきている。館長さんたちにごみ減量対策というよりも、これは財政補てんを優先しているんじゃないか、そういう疑問を呈しております。また、このようにいきなり3倍という値上げをするなら、今でも起こっている不法投棄がまた増えるんじゃないかという、そういう疑念を持っている館長さんもおられます。ごみ減量に対しては、自治公民館長さんや区長さんたちと、その対策について十分時間をかけて話し合い、そして、市民自らの問題として、自治公民館長さんたちと連携をして、ごみ減量を図るべきだと思います。

以上、修正案に賛成の立場から発言をいたしました。以上です。

- 議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 浜田藤幸議員。

- 3番議員（浜田藤幸） 議案第63号、一般会計補正予算（第5号）について、修正案に対する賛成の立場で討論をいたします。今回の指定ゴミ袋の値上げは、市民にコスト意識を高めてもらい、ごみ減量を図るのが目的だったと思います。まず、値上げよりもできる限り分別の指導を行うことが優先事項であり、これは方法があります。極端な値上げに踏み切りますと、家計に大きな影響を与え、ごみの越境移動の危惧はぬぐいきれません。近隣市で整合を図った料金設定が必要です。値上げの時期やこの是非は、情勢やごみ量の変動、数々のごみ減量策、今現在、私が調べましたら、全国の市町村で27の導入施策実例があります。その他、いいだろうという施策だけでも21あります。ここでは申し上げませんが、こういった施策をまずやってから、その効果を見て、慎重に判断をすべきだろうと私は思っております。東洋大学の80円という数字を見たものですから、私もちょっと調べているんですが、ここに市町村における家庭ごみ収集の政策の実証分析という論文を高崎経済大学中村準教授と、東洋大学の川瀬準教授が出しております。この中を見ますと、いろいろ今後の減量効果に対する案が含まれております。4点ほど申し上げますと、まず1点、分別の数をまず増やすこと。2番目

は、資源ごみ収集頻度を週当たり1回増加させることによって6.2%のごみ減量効果と、45.4%の資源ごみ回収効果を期待することができると論文に載っております。それと、資源ごみを回収効果のできる方法として、37.4%の効果が出るんですが、これは今ステーション方式で収集していると思うんですけども、これを各戸方式にするとそのような結果が出るとも書かれております。それで、このごみ収集は3通り、重量制と定額制、あと耐容制とあるんですが、当該指宿市は重量制をとっております。ごみ収集でも重量制、資源ごみも重量制です。この組み合わせはごみを増やすというような結果が出ているんです。今、開聞と山川地域は増えていると言っていますけれども、指宿市は減っているとも聞いておりますけれども、この方法は増えるとも載っております。各施策というのは、ほかにもたくさんあると思います。まずこれをやって、効果を見てから判断すべきだろうと思います。

以上で、賛成の立場として討論を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第63号、平成23年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を採決いたします。

まず、本案に対する新川床金春議員ほか1名より提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第69号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第9、議案第69号、平成23年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

- 総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました議案第69号、平成23年度指宿

市水道事業会計補正予算（第1号）について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人事異動などに伴う人件費の補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号及び議案第65号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第10、議案第64号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び日程第11、議案第65号、平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

- 文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会へ付託されました議案第64号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第65号、平成23年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第64号及び議案第65号は、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第64号及び議案第65号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号及び議案第65号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第66号～議案第68号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第12、議案第66号、平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第14、議案第68号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

- 産業建設委員長（前原六則） 産業建設委員会へ付託されました議案第66号、平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第67号、平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、並びに議案第68号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

議案第68号について。機器の故障ということでしたが、どういう原因で故障したのかとの質疑に対し、満水検知器ですが、本市の場合は、温泉水とか、海水の影響を受ける環境での使用をしていることから、耐用年数は10年程度あるのですけれども、前回、平成16年に取替えを行っている物を、今回、耐用年数前での更新が必要になったものですとの答弁でした。

あと4・5年すると新しいのができるだろうという期待を持っているのですが、その間、強制ボタンを使って可動させる方法では対応できないのかとの質疑に対し、渦口雨水ポンプ場については、平成28年度完成を目指して、今年度から事業に入っているのですが、まだ時間が掛かるということもあり、この状態では緊急時対応の遅れが一番懸念されます。メンテナンスの方に修理はできないかと相談をしたのですが、もし、この満水検知器が完全に壊れた場合は、ポンプ自体が動かないということが分かったものですから、今回、計上させていただいたところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第66号及び議案第67号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別ありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第66号から議案第68号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第68号の3議案は、原案のとおり可決されました。

審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第15、審査を終了した陳情1件を議題といたします。

本件は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

- 文教厚生委員長（井元伸明） 文教厚生委員会に付託になりました陳情第4号、地域医療と国立病院の充実強化に関する陳情書の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、指宿市内に2軒の産科医があったのですが、1軒が診察だけになり、国立病院機構指宿病院しか出産ができるところはありません。また、小児科も1軒廃業しました。子供を産み育てていただきたいという施策をしながら、施設がなくなるということになりますので、採択するべきだと思いますというものと、6月議会で審査した中で、国立病院の職員の方から実情を聞いたのですが、その際は、全国的な一般病院の話として陳情が出されてきましたけれども、今回は、国立指宿病院の件で出されています。しかし、内容的には、今の病院を充実、強化しなければならぬものが切々と訴えられていますので、採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

- 議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

閉会中の継続審査について

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第16、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下審査中の陳情第5号から陳情第7号までの3件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第3号及び報告第4号一括上程

- 議長(松下喜久雄) 次は、日程第17、報告第3号、指宿市の平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び日程第18、報告第4号、指宿市の平成22年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案理由説明

- 市長(豊留悦男) 今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率に関する報告案件1件、公営企業の資金不足比率に関する報告案件1件の計2件であります。

それでは、説明を申し上げます。

報告第3号、指宿市の平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第4号、指宿市の平成22年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

この2議案は、本市の平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明いたさせます。

- 総務部長(渡瀬貴久) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第3号、指宿市の平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を毎年度それぞれ算定し、監査委員の意見を付けて、議会に報

告するものであります。また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標についてご説明申し上げます。一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額合計が赤字でないため、数値なしとなっております。三つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、13.9%となりました。四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で86.4%となりました。早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき、財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成22年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第3号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは、報告第3号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成22年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率についてご説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、公共下水道事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなっております。経営健全化基準は、財政健全化法に基づき、公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置

を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で、報告議案についての追加説明を終わらせていただきます。

- 議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時42分
再開	午後	1時42分

- 議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第3号及び報告第4号（質疑）

- 議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号及び報告第4号は終了いたしました。

議案第70号及び議案第71号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第19、議案第70号、所管事務の調査について、及び日程第20、議案第71号、所管事務の調査について、の2議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

2議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、2議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第70号及び議案第71号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号及び議案第71号の2議案は、原案のとおり可決されました。

意見書案第5号上程

- 議長（松下喜久雄） 次は、日程第21、意見書案第5号、地域医療と国立病院の充実に関する

意見書案，を議題といたします。

意見書案第5号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたい
と思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決す
ることに決定いたしました。

これより，意見書案第5号を採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第5号は，原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会

○議長（松下喜久雄） 以上で，本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて，本日の会議を閉じ，併せて平成23年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 下柳田 賢 次

議 員 森 時 徳

地域医療と国立病院の充実に関する意見書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、医療労働者は自らも被災しながら不眠不休で医療を守り、また、全国の国立病院からは地震発生当日からDMAT（災害派遣医療チーム）や医療班など1,200人を超える職員が派遣され、被災地の病院や避難所で医療活動を行ってきました。

この間、政府や「小さな政府」や「公務員削減」をかけた、国立病院についても再編合理化の検討が進められていますが、東日本大震災では、改めて国民のいのちと暮らしを守る公務公共部門の重要性が見直されています。

指宿病院は平成16年4月に特定独立行政法人に移行し、今年で8年目を迎えました。地域において唯一の公的病院として地域医療を担い、日進月歩の医療の高度化や複雑化に対応し、日夜、患者・住民の皆様へ安心・安全の医療・看護を提供しているところです。

さて、医師・看護師不足や公的病院の縮小・閉鎖によって、救急患者の受け入れ先がないなど、地域医療が崩壊しかねない事態が全国で生じています。当院でも、第2次救急医療の充実を目指し、地元医師会との連携を取りながら、地域住民の方々が安心して医療が受けられるよう、体制を整えているところですが、医師・看護師不足は、深刻な問題となっています。

また、東日本大震災では、ライフラインの維持・管理や給食など、病院運営を支える医療職以外の職員の重要性も浮き彫りになりました。公務員削減一辺倒の施設や総人件費・運営費交付金の削減ありきの施策を見直し、医師・看護師をはじめ病院運営を支える人員を確保することが必要です。

地域医療の崩壊をくい止め、誰もが安心して医療を受けることができるよう、国立病院を中核病院として地域の医療提供体制に位置づけ、地域医療・国立病院の充実を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 地域の実情と地域住民の要望に応じて、国立病院の機能強化を図ること。
- 2 医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。
- 3 指宿病院の廃止・縮小・民営化を行わないこと。また、救命救急体制を早期に整備し、夜間看護体制を3人以上へ早急に強化するとともに、産科・小児科・循環器科・神経内科医療の機能強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年9月27日

指宿市議会議長 松下 喜久雄

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿